



政府統計

# 健康保険・船員保険 被保険者実態調査報告

令和4年10月

# まえがき

この報告書は、令和4年度に実施した健康保険・船員保険被保険者実態調査の結果をまとめたものである。

健康保険・船員保険被保険者実態調査は、健康保険及び船員保険の被保険者について、年齢、標準報酬月額、標準賞与額、所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄等を調査し、健康保険制度及び船員保険制度の健全な発展を期するための基礎資料を得ることを目的として実施している。

この調査は、昭和41年度から健康保険被保険者実態調査として、全国健康保険協会管掌健康保険(一般被保険者)及び健康保険組合管掌健康保険の被保険者を対象に実施されている。平成21年度からは平成20年10月に全国健康保険協会が発足したことに伴い、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者(健康保険法第3条第2項被保険者)を、平成22年度からは平成22年1月に船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなったことに伴い、船員保険の被保険者を対象に加えている。

調査結果は、健康保険及び船員保険の被保険者や被扶養者の実態を示すものであり、受診動向や医療費の状況等を分析する際に欠かすことのできない基礎的統計である。

この報告書が、制度運営の基礎資料として広く各方面に利用されるならば誠に幸いである。

最後に、この調査の実施にあたり、ご協力をいただいた全国健康保険協会、健康保険組合の担当者の方々及び関係者各位に対し、深く感謝の意を表する。

令和5年11月

厚生労働省保険局調査課長

鈴木 健二

統計表の符号の用法は次のとおりである。

- ・ 統計項目のありえない場合
- … 計数を表章することが不適切な場合
- 計数のない場合

# 目 次

第1章 調査の概要	7
第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）	12
1. 加入者の年齢構成	12
2. 被保険者の年齢構成	14
3. 被扶養者の年齢構成	17
4. 年齢階級別扶養率	21
5. 標準報酬月額別扶養率	26
6. 総報酬額階級別扶養率	28
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	29
8. 年齢階級別平均標準賞与額	32
9. 年齢階級別平均総報酬額	36
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	39
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	40
12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等	43
13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	44
14. 被保険者数の推移について	45
15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について	57
（参考）事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合	61
第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）	63
1. 加入者の年齢構成	63
2. 被保険者の年齢構成	65
3. 被扶養者の年齢構成	66
4. 年齢階級別扶養率	68
5. 標準報酬月額別扶養率	70
6. 総報酬額階級別扶養率	72
7. 年齢階級別平均標準報酬月額	73
8. 年齢階級別平均標準賞与額	75
9. 年齢階級別平均総報酬額	78
10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合	80
11. 年齢階級別、被保険者期間別構成等	81
12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等	84
13. 被保険者数の推移について	85
第4章 統計表	
1. 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（全数統計）	89

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額及び平均総報酬額	91
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数及び平均標準報酬月額	92
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数及び平均標準賞与額	98
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数及び平均総報酬額	104
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数及び平均標準報酬月額	111
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数及び平均標準賞与額	115
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数及び平均総報酬額	119
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率	122
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数、及び平均年齢	128
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢及び被保険者数の構成比	134
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数及び平均年齢	140
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、被扶養者数	147
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	148
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数	150
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、平均標準報酬月額、被扶養者数	156
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、平均標準賞与額、被扶養者数	162
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	168
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	169
参考表	事業所の業態別・規模別事業所数及び被保険者数	170

## 2. 組合管掌健康保険（抽出率 1/100） 175

第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額及び平均総報酬額	177
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数及び平均標準報酬月額	178

第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	184
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	190
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準報酬月額	197
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均標準賞与額	201
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数 及び平均総報酬額	205
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	208
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数 及び平均年齢	214
第10表	事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢及び被保険者数の構成比	220
第11表	被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、 被保険者数及び平均年齢	226
第12表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	233
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	234
第14表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	236
第15表	標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準報酬月額、被扶養者数	242
第16表	標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、 平均標準賞与額、被扶養者数	248
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、加入者数	254
第18表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別、脱退者数	255
第19表	年齢階級別・加入前制度別、加入者数	256
第20表	年齢階級別・脱退後制度別、脱退者数	257
3. 全国健康保険協会管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）（全数統計）		259
第1表	被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、 被扶養者数及び扶養率	261
第2表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、 平均年齢、被扶養者数及び扶養率	262
第3表	被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、 被扶養者数	269
第4表	被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数	270
第5表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、 被扶養者数	272

4. 船員保険（全数統計） 279

第1表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、被扶養者の性別、被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額及び平均総報酬額	281
第2表	標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準報酬月額	286
第3表	標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準賞与額	298
第4表	総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均総報酬額	300
第5表	標準報酬月額別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準報酬月額	303
第6表	標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準賞与額	305
第7表	総報酬額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均総報酬額	307
第8表	都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率	308
第9表	都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数及び平均年齢	310
第10表	被保険者の年齢階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均年齢	312
第11表	被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別・被保険者の性別、被扶養者数	314
第12表	被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別、被扶養者数	318
第13表	被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数	320
第14表	標準報酬月額別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数、平均標準報酬月額、被扶養者数	322
第15表	標準賞与額階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数、平均標準賞与額、被扶養者数	324
第16表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、加入者数	326
第17表	被保険者－被扶養者別・年齢階級別・船舶種別、脱退者数	327

なお、船員保険については、第1表、第2表、第11表を除き船舶種別及び男女別に係る分を報告書に掲載していないが、政府統計の総合窓口（e-Stat）（URL <https://www.e-stat.go.jp>）にて公表している。

# 第1章 調査の概要

## 1. 調査の目的

この調査は、健康保険及び船員保険について、被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の対象及び調査客体

- (1) 組合管掌健康保険の被保険者（以下「組合健保」という。）については、令和4年10月1日現在の被保険者並びに令和4年10月中に被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届により異動した者（以下「異動者」という。）を調査対象者とし、健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあつては支部）ごとに被保険者は100分の1（平成24年調査までは500分の1）、異動者（任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得者を除く。）については50分の1で系統抽出した者を調査客体とする。
- (2) 全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（以下「協会（一般）」という。）については、令和4年9月30日現在の被保険者並びに令和3年10月から令和4年9月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。なお、結果の概要における一部の図・表では10月1日時点の被保険者として表章している。
- (3) 全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第3条第2項被保険者）（以下「法第3条第2項被保険者」という。）については、令和4年9月30日現在の被保険者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。
- (4) 船員保険の被保険者については、令和4年10月1日現在の被保険者並びに令和3年10月から令和4年9月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。

（参考）健康保険の加入者（被保険者及び被扶養者をいう。以下同じ。）は、平成20年4月に後期高齢者医療制度が施行されたことにより、後期高齢者広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者等はそれまで加入していた健康保険の加入者の資格を喪失し、後期高齢者広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者になった。そのため、平成20年度調査より75歳以上の加入者は原則健康保険からいなくなる。

ただし、外国に住所を有する加入者は引き続き健康保険の加入者となることから、75歳以上の加入者も若干存在する。

また、船員保険の被保険者については、75歳以降の職務外の給付は後期高齢者医療から、職務上の給付は船員保険から給付されるため、75歳以上の被保険者も存在する。なお、船員保険の被扶養者については、健康保険と同様、原則75歳以上の者は船員保険からはいなくなる。

## 3. 調査時点

被保険者は、組合健保及び船員保険は令和4年10月1日現在、協会（一般）及び協会（法第3条第2項被保険者）は令和4年9月30日現在である。異動者は、組合健保は令和4年10月中、協会（一般）及び船員保険は令和3年10月から令和4年9月までの間とした。

#### 4. 調査票及び調査事項

組合健保における調査票は次頁に掲げる様式とした。調査事項は調査票に記載のとおりである。また、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については、「健康保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項とし、船員保険については、「船員保険被保険者実態調査 調査項目」に掲げる事項とした。なお協会（一般）の異動者については当該調査事項によらず全国健康保険協会より集計表の提出を受けた（全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）第17表、18表）。

#### 5. 集計及び解析

集計及び解析は厚生労働省保険局調査課において行った。

年齢階級については、令和4年9月30日現在の年齢に基づいて集計している。

「前期高齢者」は、「65歳以上74歳以下の者」及び「75歳以上の者（船員保険を除く）」を集計している。

なお、健康保険の75歳以上被保険者については、制度上は存在しているものの少数であるため、本調査での主な分析対象にはしていない。



### 政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

# 令和4年度 健康保険被保険者実態調査調査票

健康保険組合名 \_\_\_\_\_

適用区分	1. 強制		2. 任意		3. 任意継続		4. 特例退職		
事業所	都道府県番号		業態番号		事業所の被保険者数			人	
被 保 険 者	性別	1. 男 2. 女	生年月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和	年	月	被保険者等の区分		1. 被保険者 2. 加入者 3. 脱退者
	資格取得時期	1. 令和3年9月以前 2. 令和3年10月以降			標準報酬月額	千円	標準賞与額	千円	
	介護保険	1. 該当 2. 適用除外 ( )			基準収入額適用申請		1. 該当 2. 不該当		
	加入者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳							
	脱退者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者							
被 扶 養 者	性別	生年月			続柄		扶養開始時期		介護保険
	1	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和3年9月以前 2. 令和3年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ( )
	2	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和3年9月以前 2. 令和3年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ( )
	3	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和3年9月以前 2. 令和3年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ( )
	4	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和3年9月以前 2. 令和3年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ( )
	5	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和3年9月以前 2. 令和3年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ( )
	6	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和3年9月以前 2. 令和3年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ( )
	7	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和3年9月以前 2. 令和3年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ( )
	8	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令	年	月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和3年9月以前 2. 令和3年10月以降		1. 該当 2. 適用除外 ( )

事業所番号	調査客体番号
-------	--------

注) 1. 数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。  
2. 数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

## 健康保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

### 【協会（一般）】

（被保険者の状況）

- |            |             |              |
|------------|-------------|--------------|
| ①適用区分      | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号    |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別         | ⑥生年月         |
| ⑦被保険者等の区分  | ⑧資格取得時期     | ⑨標準報酬月額      |
| ⑩標準賞与額     | ⑪介護保険の該当有無  | ⑫基準収入額適用申請有無 |

（被扶養者の状況）

- |         |            |     |
|---------|------------|-----|
| ①性別     | ②生年月       | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 |     |

### 【法第3条第2項被保険者】

（被保険者の状況）

- |            |             |            |
|------------|-------------|------------|
| ①適用区分      | ②事業所の都道府県番号 | ③事業所の業態番号  |
| ④事業所の被保険者数 | ⑤性別         | ⑥生年月       |
| ⑦被保険者等の区分  | ⑧資格取得時期     | ⑨介護保険の該当有無 |

（被扶養者の状況）

- |         |            |     |
|---------|------------|-----|
| ①性別     | ②生年月       | ③続柄 |
| ④扶養開始時期 | ⑤介護保険の該当有無 |     |

## 船員保険被保険者実態調査 調査項目

以下の項目について、調査を行った。

- ① 適用区分
- ② 船舶所有者の都道府県番号
- ③ 船舶所有者の業態番号
- ④ 船舶所有者の使用する船員の数
- ⑤ 被保険者等の性別
- ⑥ 被保険者等の生年月
- ⑦ 被保険者等の区分
- ⑧ 被保険者等の資格取得時期
- ⑨ 被保険者等の標準報酬月額
- ⑩ 被保険者等の標準賞与額
- ⑪ 被保険者等の介護保険の該当有無
- ⑫ 被保険者等の基準収入額適用申請有無
- ⑬ 被扶養者の性別
- ⑭ 被扶養者の生年月
- ⑮ 続柄
- ⑯ 被扶養者の扶養開始時期
- ⑰ 被扶養者の介護保険該当の有無

なお、強制適用被保険者については、再掲として船舶種別でも調査を行っている。船舶種別の内容については以下のとおり。

- 汽船等……船舶の種類が、漁船以外の船舶（汽船（A船）及び機帆船（B船））をいう。
- 漁船（い）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を除く。）（C船）をいう。  
つまり、直接漁業に従事しない漁船をいう。
- 漁船（ろ）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハのいずれにも該当しない漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を含む。）（D船）をいう。  
つまり、直接漁業に従事する漁船をいう。

## 第2章 調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）

本調査では、協会（一般）及び法第3条第2項被保険者については全数、組合健保については100分の1の抽出率で抽出した被保険者（協会（一般）25,487,570人、組合健保166,182人、法第3条第2項被保険者11,397人）について集計を行った。また、協会（一般）については全数、組合健保については50分の1の抽出率で抽出した異動者（協会（一般）9,502,195人、組合健保8,814人）について集計を行った。

なお、令和4年9月末日現在の毎月事業状況報告書の被保険者数①と調査客体数②を比較すると、次表のとおりである。

	被保険者数①	調査客体数②	抽出倍率 (①/②)
協会（一般）	25,487,570	25,487,570	1.0
組合健保	16,573,502	166,182	99.7
法第3条第2項 被保険者	11,397	11,397	1.0

(注) 被保険者数については速報値である。

### 1. 加入者の年齢構成

健康保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口及び75歳未満総人口をそれぞれ100%とした場合の年齢構成と比較したものが表1及び図1である。

協会（一般）及び組合健保の加入者の年齢構成は、総人口及び75歳未満総人口の年齢構成と比較すると概ね60歳未満までの割合が高く、さらに55歳未満における組合健保の年齢割合は、協会（一般）よりも高い。また、法第3条第2項被保険者の加入者の年齢構成は40歳以上の割合が高い。

後期高齢者医療制度の導入に伴い、原則75歳未満の者のみ健康保険の加入者になりうることから、75歳未満総人口と比較してみると、協会（一般）及び組合健保については、20歳未満では、75歳未満総人口の19.0%に対して協会（一般）20.8%、組合健保23.7%とともに高く、20～39歳でも、75歳未満総人口の24.9%に対して協会（一般）27.5%、組合健保30.2%とともに高い。同様に、40～64歳でも、75歳未満総人口の40.1%に対して協会（一般）43.4%、組合健保42.5%とともに高いが、65～74歳では、75歳未満総人口の16.0%に対して協会（一般）8.3%、組合健保3.5%と、ともに低い。

法第3条第2項被保険者については、20歳未満及び20～39歳ではそれぞれ9.7%、20.1%と、ともに75歳未満総人口に比べて低いが、40～64歳及び65～74歳ではそれぞれ42.6%、16.6%と、ともに75歳未満総人口に比べて高い。

また、年齢構成を年齢階級別にみると、協会（一般）については65歳未満、組合健保については60歳未満まで、75歳未満総人口を上回っている。

法第3条第2項被保険者の年齢構成割合については、50歳未満においては75歳未満総人口を下回っているが、50歳以上では逆に75歳未満総人口を上回っている。

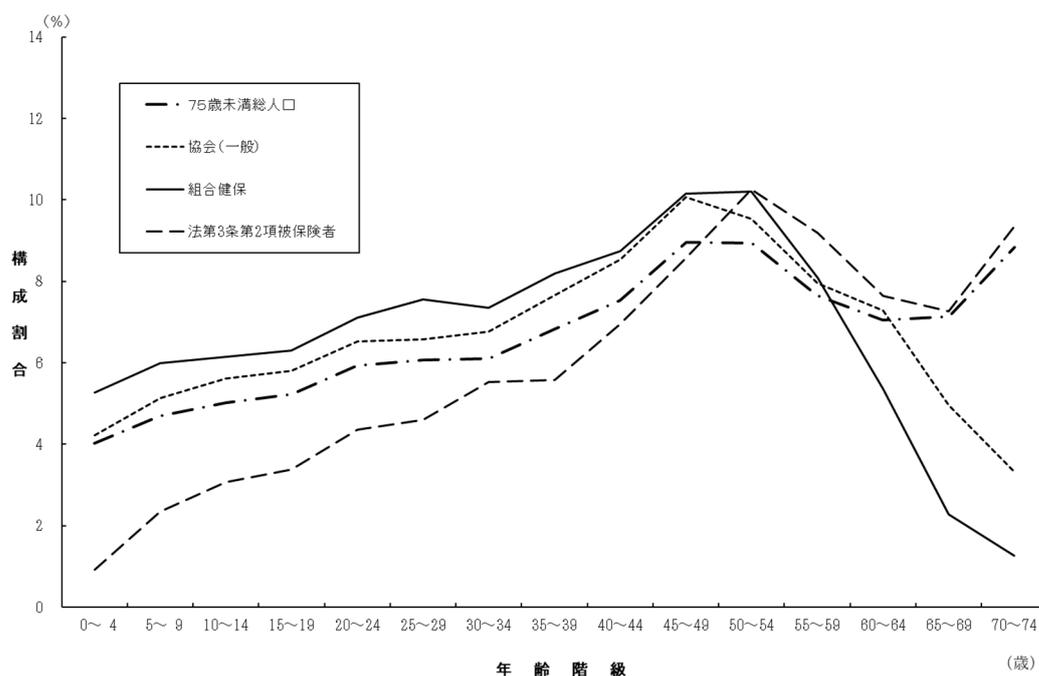
表1 総人口及び健康保険加入者の年齢構成（令和4年10月1日現在）

（単位：％）

年 齢 階 級	総人口	75歳未満 総人口	健 康 保 険		
			協会（一般）	組合健保	法第3条第2項 被保険者
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	3.4	4.0	4.2	5.3	0.9
5～9	4.0	4.7	5.1	6.0	2.3
10～14	4.2	5.0	5.6	6.1	3.1
15～19	4.4	5.2	5.8	6.3	3.4
20～24	5.0	5.9	6.5	7.1	4.4
25～29	5.1	6.1	6.6	7.6	4.6
30～34	5.2	6.1	6.8	7.4	5.5
35～39	5.8	6.8	7.7	8.2	5.6
40～44	6.4	7.5	8.5	8.7	7.0
45～49	7.6	9.0	10.1	10.2	8.6
50～54	7.6	8.9	9.5	10.2	10.3
55～59	6.5	7.6	8.0	8.1	9.2
60～64	6.0	7.1	7.3	5.3	7.6
65～69	6.0	7.1	5.0	2.3	7.3
70～74	7.5	8.8	3.3	1.3	9.4
75歳以上	15.5	・	0.0	-	11.0
(再 掲)					
0～19	16.0	19.0	20.8	23.7	9.7
うち未就学児	4.5	5.4	5.7	7.1	1.3
20～39	21.1	24.9	27.5	30.2	20.1
40～64	33.9	40.1	43.4	42.5	42.6
65～74	13.5	16.0	8.3	3.5	16.6
平均年齢（歳）	…	41.7	38.9	35.9	49.7

（注）「総人口」は、総務省統計局「令和4年10月1日現在推計人口」を用いている。

図1 加入者の年齢構成（令和4年10月1日現在）



## 2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成29年～令和4年までの調査結果を示したものが表2である。

20歳未満の構成割合は、協会（一般）、組合健保はほぼ横ばいとなっており、令和4年には協会（一般）0.5%、組合健保0.6%である。また、法第3条第2項被保険者については、平成30年からはほぼ横ばいとなっており、令和4年は0.4%である。

20～39歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともに減少傾向となっており、令和4年には協会（一般）33.8%、組合健保40.1%である。法第3条第2項被保険者についても減少傾向であり、令和4年は17.0%である。

40～64歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともに増加傾向にあり、令和4年には協会（一般）56.4%、組合健保55.3%である。法第3条第2項被保険者については減少傾向にあり、令和4年には49.9%である。

65～74歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともに増加傾向にあり、令和4年には協会（一般）9.2%、組合健保4.0%である。法第3条第2項被保険者については、令和4年は19.6%である。

次に、令和4年の年齢構成を男女別にみると、協会（一般）の男性で最も割合が高いのは45～49歳の13.4%であり、続いて50～54歳の12.5%である。協会（一般）の女性で構成割合が最も高いのは45～49歳の13.4%、続いて50～54歳の12.9%である。一方、組合健保の男性では50～54歳の割合が最も高く13.6%、次いで45～49歳が13.5%である。組合健保の女性では25～29歳の割合が最も高く14.1%、次いで45～49歳が13.0%である。また、法第3条第2項被保険者の男性では50～54歳の割合が最も高く12.7%、続いて55～59歳の11.8%、法第3条第2項被保険者の女性では75歳以上の割合が最も高く29.7%、続いて70～74歳の15.1%であり、65歳以上で全体の半分以上を占めている。

最後に、被保険者の平均年齢は、協会（一般）、組合健保ともに上昇傾向にあり、令和4年には協会（一般）46.2歳、組合健保43.6歳である。また、法第3条第2項被保険者の平均年齢は56.3歳である。男女別の平均年齢は、協会（一般）の男性が47.2歳、女性が44.9歳、組合健保の男性が44.6歳、女性が41.8歳、法第3条第2項被保険者の男性が55.3歳、女性が64.1歳である。組合健保の方が協会（一般）よりも男女間の年齢差が大きく、法第3条第2項被保険者は男性よりも女性の平均年齢の方が高い。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

## (1) 協会（一般）

(単位：%)

年齢階級	平成 29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年		
						総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5
20～24	6.3	6.3	6.2	6.0	5.9	5.9	4.8	7.3
25～29	9.2	9.1	9.1	9.0	9.0	9.0	8.0	10.3
30～34	10.1	9.8	9.6	9.4	9.2	9.0	8.7	9.5
35～39	11.1	10.8	10.6	10.4	10.2	9.9	10.1	9.7
40～44	13.1	12.7	12.3	11.9	11.5	11.2	11.4	10.9
45～49	12.7	13.1	13.4	13.6	13.6	13.4	13.4	13.4
50～54	10.6	10.9	11.2	11.5	12.2	12.7	12.5	12.9
55～59	9.7	9.7	9.7	10.0	9.9	10.3	10.1	10.5
60～64	8.6	8.6	8.7	8.8	8.8	8.9	9.5	8.1
65～69	5.7	5.7	5.6	5.6	5.7	5.7	6.8	4.2
70～74	2.1	2.5	2.9	3.2	3.5	3.5	4.3	2.5
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲)								
20～39歳	36.8	36.0	35.5	34.7	34.2	33.8	31.6	36.9
40～64	54.6	55.1	55.3	55.7	56.0	56.4	56.8	55.8
65～74	7.8	8.2	8.5	8.9	9.1	9.2	11.0	6.7
平均年齢（歳）	45.0	45.3	45.5	45.8	46.0	46.2	47.2	44.9

(注) 令和3年以前の数値は、男女総数のものである。

## (2) 組合健保

(単位：%)

年齢階級	平成 29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年		
						総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.7	0.7	0.8	0.8	0.7	0.6	0.7	0.5
20～24	6.9	7.0	7.1	7.2	6.9	6.6	5.8	8.3
25～29	11.4	11.4	11.5	11.5	11.5	11.7	10.4	14.1
30～34	12.0	11.6	11.3	10.8	10.8	10.6	10.1	11.7
35～39	12.0	11.9	11.6	11.4	11.4	11.2	10.9	11.7
40～44	13.8	13.3	12.6	12.1	11.6	11.5	11.5	11.6
45～49	13.8	14.0	13.9	14.0	13.7	13.3	13.5	13.0
50～54	11.5	11.6	12.0	12.1	12.9	13.2	13.6	12.4
55～59	8.7	9.1	9.4	9.9	9.9	10.4	11.1	9.0
60～64	5.7	5.8	6.1	6.2	6.5	6.8	7.5	5.4
65～69	2.6	2.6	2.6	2.6	2.7	2.7	3.2	1.7
70～74	0.9	1.0	1.2	1.3	1.3	1.3	1.6	0.8
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲)								
20～39歳	42.3	41.9	41.5	41.0	40.7	40.1	37.2	45.7
40～64	53.5	53.8	53.9	54.3	54.6	55.3	57.3	51.3
65～74	3.5	3.6	3.8	3.9	4.0	4.0	4.8	2.5
平均年齢（歳）	42.7	42.8	43.0	43.1	43.4	43.6	44.6	41.8

(注) 令和3年以前の数値は、男女総数のものである。

## (3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	平成 29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年		
						総数	男性	女性
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.8	0.6	0.5	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4
20～24	2.8	2.3	1.9	1.9	2.2	2.2	2.3	1.4
25～29	5.2	5.0	5.0	4.5	3.8	3.4	3.6	1.7
30～34	5.8	5.8	5.6	5.4	5.4	5.6	6.1	1.7
35～39	6.7	6.5	6.5	6.8	6.0	5.8	6.2	2.4
40～44	8.8	8.4	7.7	7.3	7.4	7.2	7.7	3.7
45～49	11.8	11.5	11.3	11.4	10.5	9.7	9.8	8.3
50～54	11.2	11.6	12.1	11.9	12.4	12.4	12.7	9.5
55～59	9.4	9.7	9.9	10.4	10.9	11.5	11.8	8.9
60～64	10.7	10.2	9.9	9.0	8.8	9.2	9.4	7.3
65～69	13.0	12.0	11.2	10.0	9.3	8.7	8.5	10.0
70～74	8.8	9.9	10.4	11.2	11.7	11.0	10.5	15.1
75歳以上	5.1	6.6	7.9	9.6	11.0	13.1	11.0	29.7
(再掲)								
20～39歳	20.5	19.6	18.9	18.7	17.4	17.0	18.2	7.2
40～64	51.8	51.3	51.0	50.0	50.0	49.9	51.4	37.7
65～74	21.8	21.9	21.6	21.2	21.0	19.6	19.0	25.0
平均年齢(歳)	53.1	53.9	54.4	54.9	55.6	56.3	55.3	64.1

(注) 令和3年以前の数値は、男女総数のものである。

### 3. 被扶養者の年齢構成

被扶養者の年齢階級別構成割合について、平成29年～令和4年までの調査結果を示したものが表3である。

被扶養者の20歳未満の割合は、協会（一般）、組合健保ともに増加傾向にあり、令和4年には協会（一般）55.2%、組合健保56.8%である。また、法第3条第2項被保険者については31.0%である。

20～39歳の割合は、協会（一般）、組合健保ともに減少傾向であり、令和4年には協会（一般）16.8%、組合健保16.0%である。また、法第3条第2項被保険者については増加傾向にあり、令和4年は27.1%である。

40～64歳の割合は、協会（一般）、組合健保ともに減少傾向であり、令和4年には協会（一般）21.2%、組合健保24.3%である。また、法第3条第2項被保険者については、26.0%である。

65～74歳の割合は、協会（一般）については概ね横ばいであり、令和4年は6.7%である。組合健保は概ね横ばいであり、令和4年には2.9%である。また、法第3条第2項被保険者については9.8%である。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

#### (1) 協会（一般）

年齢階級	(単位:%)					
	平成 29年	30年	令和 元年	2年	3年	令和 4年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	12.6	12.4	12.2	11.9	11.6	11.4
5～9	13.7	13.7	13.8	13.8	13.8	13.9
10～14	14.0	14.2	14.4	14.7	14.9	15.2
15～19	14.0	14.1	14.3	14.4	14.5	14.8
20～24	6.8	6.9	7.1	7.3	7.4	7.6
25～29	2.9	2.8	2.7	2.7	2.6	2.5
30～34	3.8	3.6	3.4	3.3	3.1	2.9
35～39	4.4	4.3	4.1	4.0	3.9	3.8
40～44	4.9	4.7	4.5	4.3	4.2	4.1
45～49	4.3	4.4	4.5	4.5	4.5	4.4
50～54	3.7	3.8	3.8	3.9	4.1	4.2
55～59	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	4.0
60～64	4.5	4.5	4.5	4.5	4.4	4.5
65～69	4.1	4.1	3.9	3.9	3.8	3.7
70～74	2.2	2.4	2.7	2.9	3.1	3.0
75歳以上	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1
(再掲)						
0～19歳	54.3	54.5	54.7	54.7	54.9	55.2
うち未就学児	16.6	16.4	16.2	15.9	15.7	15.4
20～39	17.9	17.6	17.4	17.2	17.0	16.8
40～64	21.4	21.3	21.3	21.2	21.2	21.2
65～74	6.3	6.5	6.6	6.8	6.9	6.7

## (2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	平成 29年	30年	令和 元年	2年	3年	令和 4年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	13.3	13.5	13.5	13.1	13.0	12.8
5～9	14.0	13.8	14.1	14.3	14.5	14.6
10～14	14.0	14.0	14.3	14.5	14.5	14.9
15～19	14.0	14.4	14.0	14.2	14.4	14.5
20～24	6.9	6.9	7.2	7.5	7.5	7.8
25～29	2.2	2.0	1.9	1.9	1.8	1.7
30～34	3.5	3.4	3.2	3.1	2.8	2.6
35～39	4.7	4.5	4.5	4.2	4.2	3.9
40～44	6.0	5.7	5.4	5.0	4.8	4.7
45～49	6.3	6.4	6.2	6.1	5.9	5.6
50～54	5.1	5.2	5.4	5.4	5.8	5.9
55～59	4.1	4.2	4.4	4.6	4.5	4.8
60～64	2.9	2.9	3.1	3.1	3.2	3.3
65～69	1.9	2.0	1.8	1.8	1.8	1.7
70～74	1.0	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2
75歳以上	-	0.0	0.0	0.0	-	-
(再掲)						
0～19歳	55.4	55.7	56.0	56.1	56.3	56.8
うち未就学児	17.5	17.7	17.8	17.4	17.3	17.2
20～39	17.2	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0
40～64	24.5	24.5	24.4	24.3	24.3	24.3
65～74	2.9	2.9	2.8	2.9	3.0	2.9

## (3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	平成 29年	30年	令和 元年	2年	3年	令和 4年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	6.6	5.7	5.1	3.8	3.0	3.0
5～9	8.6	8.8	8.7	8.6	8.7	7.7
10～14	9.6	9.7	9.7	9.7	9.8	10.1
15～19	10.5	10.8	10.5	10.6	10.4	10.2
20～24	8.5	8.6	8.8	9.2	9.2	9.2
25～29	5.7	5.6	6.0	6.3	7.0	7.4
30～34	5.5	5.5	5.2	5.4	5.3	5.4
35～39	6.2	6.3	6.2	5.7	5.3	5.1
40～44	6.3	6.0	6.0	6.2	6.4	6.3
45～49	5.3	5.8	6.3	6.3	6.2	6.1
50～54	3.8	4.1	4.2	4.6	5.0	5.4
55～59	4.3	4.0	4.1	3.9	3.8	3.9
60～64	5.3	5.0	4.8	4.6	4.2	4.2
65～69	6.7	5.8	5.3	4.9	4.6	4.1
70～74	4.3	4.9	5.4	5.6	6.0	5.7
75歳以上	2.7	3.5	4.0	4.6	5.1	6.2
(再掲)						
0～19歳	35.5	34.9	34.0	32.7	31.9	31.0
うち未就学児	8.9	8.2	7.5	6.5	5.7	4.4
20～39	25.9	26.0	26.2	26.6	26.8	27.1
40～64	25.0	24.9	25.3	25.6	25.6	26.0
65～74	11.0	10.6	10.6	10.5	10.6	9.8

次に、令和4年における被扶養者の続柄別の年齢階級別構成割合を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は、協会（一般）65.2%、組合健保65.6%、法第3条第2項被保険者56.6%である。また、協会（一般）及び組合健保の子の大半は20歳未満であり、20歳以上の子の割合は、協会（一般）が10.4%、組合健保が9.0%である。

配偶者の割合は、協会（一般）31.1%、組合健保33.1%、法第3条第2項被保険者40.0%であり、協会（一般）は45～49歳の階級が最も多く、組合健保は50～54歳の階級が最も多い。法第3条第2項被保険者は70～74歳の階級が最も多い。

直系尊属の割合は、協会（一般）2.8%、組合健保1.0%、法第3条第2項被保険者1.6%である。いずれも60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。

また、その他の被扶養者（兄弟姉妹等）の割合は、協会（一般）0.9%、組合健保0.4%、法第3条第2項被保険者1.8%であり、いずれも各年齢階級に広く分布している。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（令和4年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	65.2	31.1	2.8	0.9
0～4歳	11.4	11.3	・	－	0.1
5～9	13.9	13.8	・	－	0.1
10～14	15.2	15.1	・	－	0.1
15～19	14.8	14.7	0.0	－	0.1
20～24	7.6	7.3	0.3	－	0.1
25～29	2.5	1.5	1.0	－	0.0
30～34	2.9	0.8	2.1	0.0	0.0
35～39	3.8	0.5	3.3	0.0	0.0
40～44	4.1	0.2	3.8	0.0	0.0
45～49	4.4	0.1	4.3	0.0	0.0
50～54	4.2	0.0	4.1	0.1	0.1
55～59	4.0	0.0	3.8	0.1	0.1
60～64	4.5	0.0	4.0	0.4	0.1
65～69	3.7	0.0	2.9	0.7	0.1
70～74	3.0	0.0	1.5	1.4	0.1
75歳以上	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
(再掲) 未就学児	15.4	15.3	・	－	0.1

## (2) 組合健保

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	65.6	33.1	1.0	0.4
0～4歳	12.8	12.8	・	-	0.0
5～9	14.6	14.5	・	-	0.0
10～14	14.9	14.9	・	-	0.1
15～19	14.5	14.4	0.0	-	0.0
20～24	7.8	7.6	0.1	-	0.0
25～29	1.7	0.8	0.9	-	0.0
30～34	2.6	0.3	2.3	-	0.0
35～39	3.9	0.2	3.7	-	0.0
40～44	4.7	0.1	4.7	0.0	0.0
45～49	5.6	0.0	5.5	0.0	0.0
50～54	5.9	-	5.8	0.0	0.0
55～59	4.8	-	4.7	0.0	0.0
60～64	3.3	-	3.2	0.2	0.0
65～69	1.7	-	1.4	0.3	0.0
70～74	1.2	-	0.6	0.5	0.0
75歳以上	-	-	-	-	-
(再掲) 未就学児	17.2	17.1	・	-	0.0

## (3) 法第3条第2項被保険者

(単位:%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	56.6	40.0	1.6	1.8
0～4歳	3.0	3.0	・	-	-
5～9	7.7	7.6	・	-	0.1
10～14	10.1	9.9	・	-	0.2
15～19	10.2	9.9	-	-	0.4
20～24	9.2	8.9	0.2	-	0.2
25～29	7.4	6.4	0.9	-	0.1
30～34	5.4	3.2	2.0	-	0.1
35～39	5.1	2.4	2.5	-	0.1
40～44	6.3	2.5	3.7	-	0.0
45～49	6.1	1.6	4.5	-	0.1
50～54	5.4	0.6	4.7	-	0.1
55～59	3.9	0.3	3.6	0.0	0.0
60～64	4.2	0.1	3.9	0.1	0.1
65～69	4.1	0.0	3.8	0.2	0.0
70～74	5.7	0.0	5.2	0.3	0.1
75歳以上	6.2	0.0	5.1	0.9	0.1
(再掲) 未就学児	4.4	4.4	・	-	0.0

#### 4. 年齢階級別扶養率

まず、年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）について、平成29年～令和4年までを示したものが表5であり、令和4年の総数をグラフにしたものが図2である。

年齢階級総数の扶養率は減少傾向にあり、令和4年には協会（一般）で0.587、組合健保で0.698である。法第3条第2項被保険者においても減少傾向にあり、令和4年は0.439である。

年齢階級別に扶養率の最近6年間の動きを見ると、ピークとなる年齢階級は協会（一般）は40～44歳で毎年同じだが、組合健保は平成29年は45～49歳、平成30年以降は40～44歳である。法第3条第2項被保険者においては、ピークとなる年齢階級は平成30年までは40～44歳、令和元年以降は45～49歳である。

また、令和4年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性の扶養率のピークは、協会（一般）、組合健保ともに40～44歳であり、令和4年には協会（一般）1.385、組合健保1.547である。法第3条第2項被保険者については45～49歳で0.655である。それ以降は年齢の上昇とともに減少しており、平均扶養率は、協会（一般）0.872、組合健保1.001、法第3条第2項被保険者0.461である。

女性の扶養率は、全年齢階級で男性より低く、ピークは、協会（一般）及び組合健保は40～44歳でそれぞれ0.374、0.225、法第3条第2項被保険者は45～49歳で0.427である。平均扶養率は、協会（一般）0.191、組合健保0.125、法第3条第2項被保険者0.265である。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

##### (1) 協会（一般）

年齢階級	平成 29年	30年	令和 元年	2年	3年	令和4年		
						総数	男性	女性
総数	0.675	0.658	0.631	0.620	0.606	0.587	0.872	0.191
15～19歳	0.026	0.024	0.021	0.022	0.020	0.017	0.024	0.008
20～24	0.081	0.078	0.072	0.068	0.063	0.055	0.092	0.022
25～29	0.248	0.236	0.217	0.211	0.203	0.193	0.308	0.070
30～34	0.640	0.612	0.567	0.542	0.515	0.489	0.739	0.172
35～39	0.968	0.948	0.908	0.891	0.866	0.833	1.193	0.315
40～44	1.062	1.047	1.012	1.004	0.992	0.972	1.385	0.374
45～49	0.951	0.936	0.906	0.900	0.892	0.876	1.282	0.313
50～54	0.727	0.709	0.685	0.678	0.671	0.662	1.001	0.207
55～59	0.549	0.532	0.513	0.502	0.486	0.472	0.735	0.125
60～64	0.512	0.495	0.476	0.459	0.444	0.426	0.627	0.095
65～69	0.529	0.519	0.508	0.498	0.487	0.470	0.644	0.083
70～74	0.477	0.476	0.474	0.471	0.466	0.455	0.621	0.058
75歳以上	0.327	0.318	0.308	0.296	0.313	0.321	0.459	0.039

(注)令和3年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(2) 組合健保

年齢階級	平成 29年	30年	令和 元年	2年	3年	令和4年		
						総数	男性	女性
総数	0.781	0.764	0.757	0.737	0.726	0.698	1.001	0.125
15～19歳	0.015	0.008	0.010	0.002	0.005	0.003	0.004	-
20～24	0.045	0.036	0.038	0.031	0.036	0.029	0.042	0.013
25～29	0.188	0.182	0.170	0.159	0.153	0.145	0.223	0.037
30～34	0.587	0.576	0.582	0.555	0.529	0.503	0.757	0.088
35～39	0.974	0.965	0.967	0.957	0.948	0.910	1.316	0.194
40～44	1.148	1.145	1.145	1.120	1.125	1.088	1.547	0.225
45～49	1.164	1.130	1.131	1.116	1.100	1.064	1.489	0.224
50～54	1.035	1.026	1.021	0.974	0.962	0.915	1.284	0.151
55～59	0.797	0.760	0.760	0.758	0.726	0.703	0.965	0.088
60～64	0.664	0.636	0.617	0.602	0.583	0.565	0.759	0.054
65～69	0.685	0.668	0.644	0.642	0.618	0.586	0.738	0.046
70～74	0.695	0.678	0.667	0.648	0.648	0.600	0.743	0.022
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-

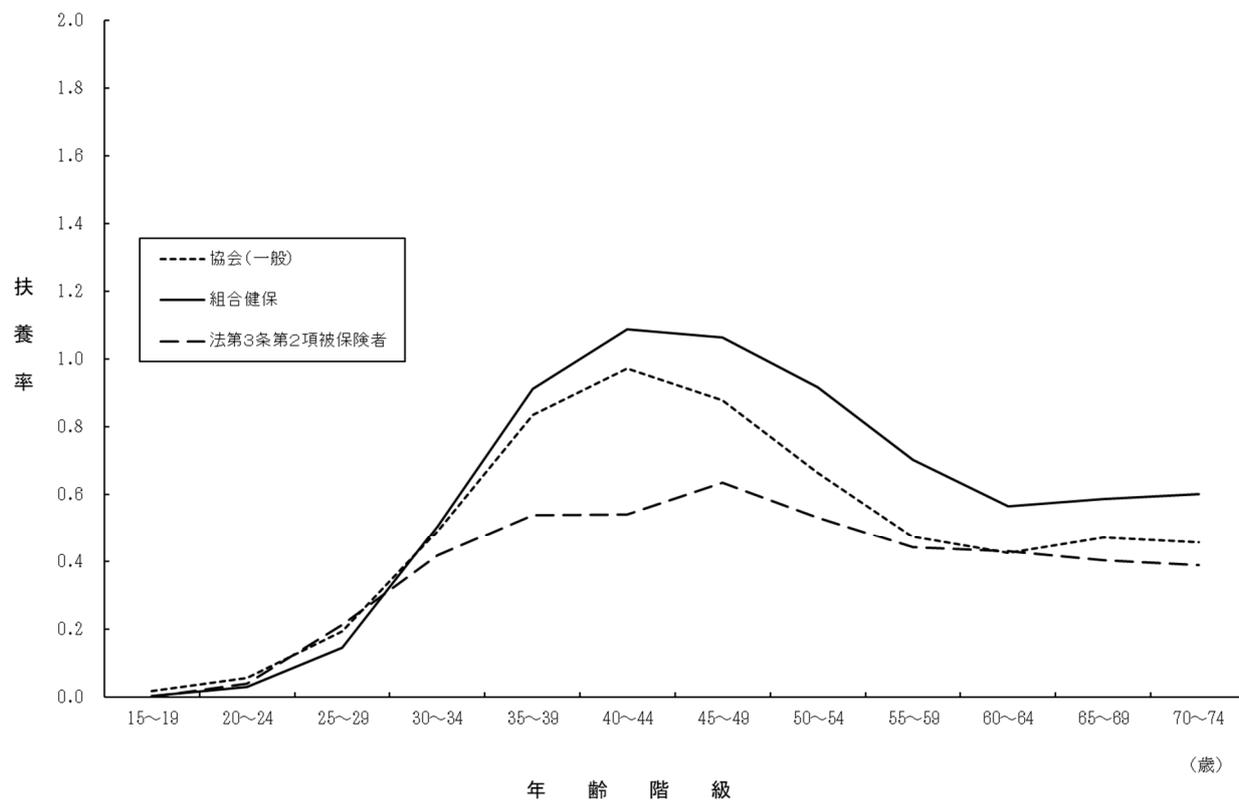
(注) 令和3年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	平成 29年	30年	令和 元年	2年	3年	令和4年		
						総数	男性	女性
総数	0.473	0.454	0.450	0.443	0.446	0.439	0.461	0.265
15～19歳	0.022	-	-	-	-	-	-	-
20～24	0.141	0.149	0.109	0.064	0.075	0.040	0.042	-
25～29	0.333	0.269	0.265	0.271	0.240	0.214	0.223	0.048
30～34	0.476	0.446	0.451	0.404	0.441	0.418	0.424	0.238
35～39	0.552	0.536	0.532	0.510	0.528	0.537	0.553	0.200
40～44	0.709	0.627	0.572	0.583	0.577	0.541	0.554	0.326
45～49	0.606	0.614	0.630	0.615	0.636	0.634	0.655	0.427
50～54	0.519	0.531	0.519	0.507	0.528	0.530	0.542	0.398
55～59	0.487	0.433	0.464	0.444	0.445	0.440	0.448	0.364
60～64	0.408	0.414	0.404	0.426	0.421	0.429	0.443	0.275
65～69	0.417	0.404	0.400	0.422	0.413	0.402	0.425	0.242
70～74	0.396	0.397	0.391	0.387	0.391	0.389	0.414	0.251
75歳以上	0.325	0.307	0.315	0.316	0.321	0.331	0.379	0.187

(注) 令和3年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（令和4年10月1日現在）



次に、令和4年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。

年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は協会（一般）0.382、組合健保0.457、法第3条第2項被保険者0.249、配偶者は協会（一般）0.182、組合健保0.231、法第3条第2項被保険者0.176、直系尊属は協会（一般）0.016、組合健保0.007、法第3条第2項被保険者0.007、その他は協会（一般）0.005、組合健保0.002、法第3条第2項被保険者0.008である。また、概ね組合健保が一番高く、法第3条第2項被保険者が一番低いが、直系尊属の扶養率は協会（一般）が、その他の扶養率は法第3条第2項被保険者が一番高い。

被保険者の年齢階級別に続柄別の扶養率をみると、子については山型をなしており、ピークは、協会（一般）及び組合健保が40～44歳でそれぞれ0.737、0.812、法第3条第2項被保険者が45～49歳で0.438である。配偶者については、ピークは協会（一般）及び組合健保が70～74歳で0.380、0.545、法第3条第2項被保険者が、75歳以上で0.226である。直系尊属については概ね山型をなしており、ピークは、協会（一般）及び組合健保がともに40～44歳でそれぞれ0.040、0.017、法第3条第2項被保険者も40～44歳の0.017である。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（令和4年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.587	0.382	0.182	0.016	0.005
15～19歳	0.017	0.005	0.004	0.005	0.003
20～24	0.055	0.032	0.015	0.006	0.002
25～29	0.193	0.132	0.048	0.010	0.003
30～34	0.489	0.357	0.108	0.019	0.004
35～39	0.833	0.631	0.166	0.031	0.005
40～44	0.972	0.737	0.189	0.040	0.006
45～49	0.876	0.649	0.187	0.034	0.006
50～54	0.662	0.458	0.188	0.010	0.006
55～59	0.472	0.258	0.207	0.001	0.007
60～64	0.426	0.138	0.280	0.000	0.007
65～69	0.470	0.090	0.372	0.000	0.008
70～74	0.455	0.067	0.380	0.000	0.008
75歳以上	0.321	0.056	0.258	-	0.006

(2) 組合健保

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.698	0.457	0.231	0.007	0.002
15～19歳	0.003	-	0.002	-	0.001
20～24	0.029	0.018	0.008	0.003	0.001
25～29	0.145	0.099	0.041	0.004	0.001
30～34	0.503	0.370	0.123	0.008	0.002
35～39	0.910	0.690	0.204	0.012	0.003
40～44	1.088	0.812	0.255	0.017	0.004
45～49	1.064	0.776	0.272	0.012	0.003
50～54	0.915	0.610	0.298	0.004	0.003
55～59	0.703	0.355	0.345	0.000	0.002
60～64	0.565	0.156	0.405	0.000	0.003
65～69	0.586	0.078	0.506	-	0.001
70～74	0.600	0.050	0.545	-	0.004
75歳以上	-	-	-	-	-

(注) 組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

(3) 法第3条第2項被保険者

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.439	0.249	0.176	0.007	0.008
15～19歳	-	-	-	-	-
20～24	0.040	0.024	0.016	-	-
25～29	0.214	0.143	0.065	0.005	-
30～34	0.418	0.285	0.125	0.005	0.003
35～39	0.537	0.371	0.150	0.006	0.011
40～44	0.541	0.360	0.157	0.017	0.007
45～49	0.634	0.438	0.179	0.015	0.001
50～54	0.530	0.349	0.165	0.012	0.004
55～59	0.440	0.264	0.161	0.011	0.005
60～64	0.429	0.221	0.194	0.003	0.011
65～69	0.402	0.168	0.217	0.002	0.015
70～74	0.389	0.156	0.217	0.001	0.015
75歳以上	0.331	0.091	0.226	0.001	0.013

## 5. 標準報酬月額別扶養率

標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。男性についてみると、協会（一般）は概ね標準報酬月額20万円台から40万円台程度の間で、組合健保は概ね標準報酬月額20万円台から60万円台程度の間で、標準報酬月額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。

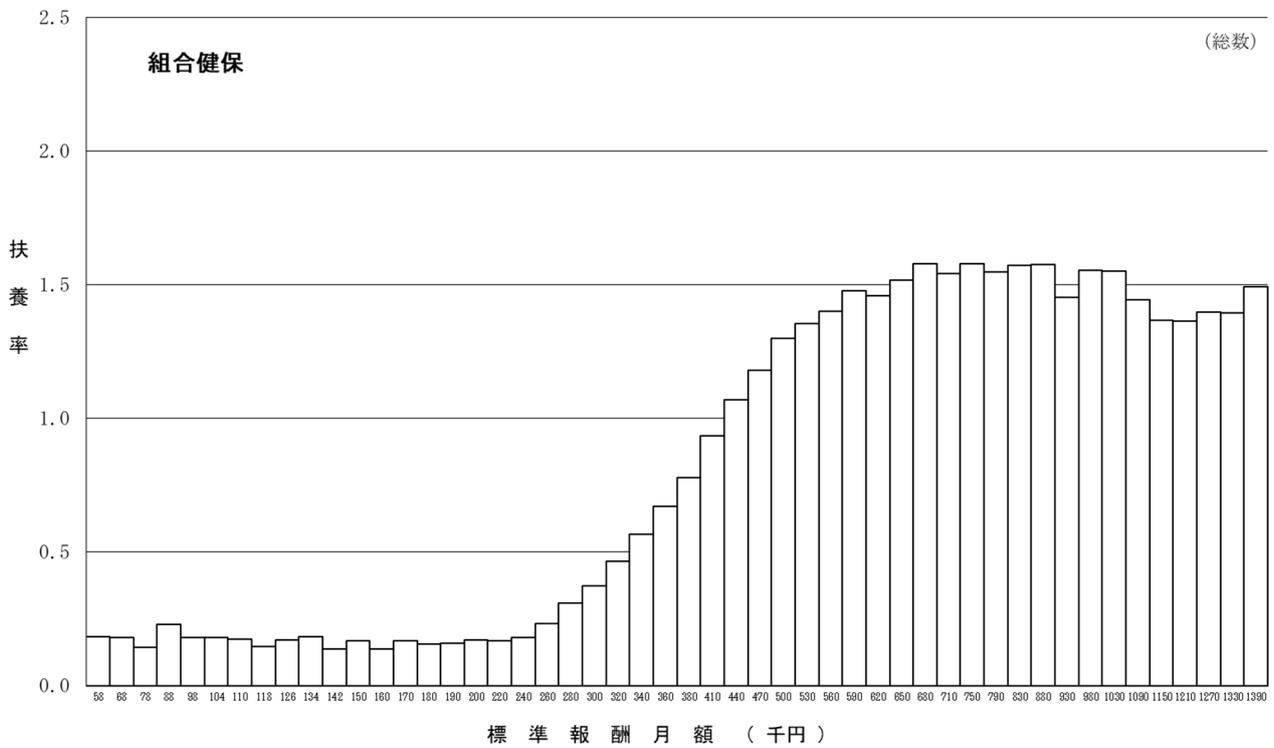
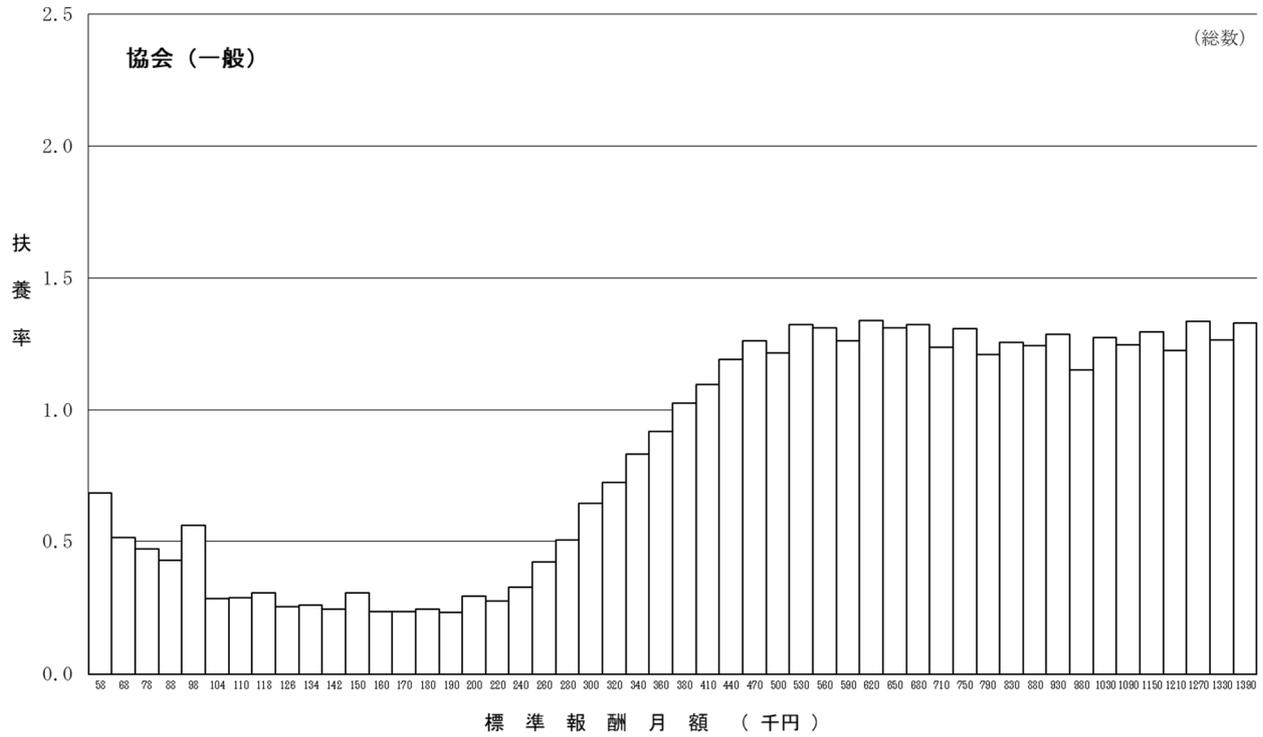
また、男性は標準報酬月額5万8千円から47万円における扶養率について、女性は標準報酬月額5万8千円から71万円の間における扶養率については、協会（一般）の方が組合健保よりも概ね高い。

表7 標準報酬月額別扶養率（令和4年10月1日現在）

標準報酬月額	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.587	0.872	0.191	0.698	1.001	0.125
58,000円	0.687	0.925	0.201	0.185	0.333	-
68,000	0.515	0.766	0.179	0.182	-	0.250
78,000	0.472	0.761	0.176	0.143	0.500	0.037
88,000	0.430	0.699	0.190	0.230	0.179	0.250
98,000	0.560	0.840	0.176	0.182	0.326	0.121
104,000	0.284	0.515	0.170	0.179	0.409	0.106
110,000	0.289	0.527	0.171	0.174	0.247	0.154
118,000	0.305	0.548	0.179	0.148	0.289	0.109
126,000	0.253	0.450	0.177	0.172	0.339	0.126
134,000	0.260	0.456	0.181	0.185	0.274	0.156
142,000	0.245	0.420	0.177	0.137	0.213	0.110
150,000	0.307	0.547	0.173	0.169	0.293	0.132
160,000	0.236	0.389	0.169	0.137	0.201	0.118
170,000	0.236	0.377	0.169	0.169	0.263	0.134
180,000	0.244	0.379	0.169	0.157	0.249	0.115
190,000	0.233	0.353	0.167	0.159	0.267	0.109
200,000	0.293	0.464	0.168	0.171	0.275	0.111
220,000	0.275	0.407	0.170	0.168	0.278	0.088
240,000	0.328	0.476	0.179	0.181	0.285	0.089
260,000	0.421	0.596	0.191	0.232	0.359	0.095
280,000	0.504	0.689	0.205	0.310	0.456	0.098
300,000	0.644	0.846	0.216	0.374	0.529	0.115
320,000	0.726	0.922	0.235	0.466	0.643	0.119
340,000	0.832	1.028	0.245	0.566	0.755	0.130
360,000	0.920	1.114	0.252	0.670	0.874	0.132
380,000	1.027	1.214	0.268	0.779	0.988	0.144
410,000	1.097	1.289	0.264	0.935	1.136	0.171
440,000	1.192	1.367	0.280	1.069	1.270	0.162
470,000	1.262	1.424	0.291	1.179	1.365	0.205
500,000	1.218	1.416	0.252	1.301	1.481	0.195
530,000	1.324	1.476	0.280	1.355	1.520	0.168
560,000	1.313	1.474	0.273	1.401	1.556	0.252
590,000	1.264	1.451	0.244	1.477	1.625	0.201
620,000	1.339	1.491	0.265	1.461	1.607	0.197
650,000	1.312	1.483	0.242	1.517	1.670	0.232
680,000	1.324	1.474	0.260	1.578	1.720	0.245
710,000	1.238	1.430	0.241	1.543	1.694	0.220
750,000	1.310	1.476	0.259	1.579	1.723	0.260
790,000	1.210	1.412	0.234	1.548	1.675	0.297
830,000	1.258	1.416	0.246	1.574	1.726	0.250
880,000	1.244	1.418	0.241	1.577	1.732	0.272
930,000	1.288	1.445	0.298	1.454	1.638	0.222
980,000	1.153	1.355	0.249	1.555	1.701	0.357
1,030,000	1.275	1.424	0.325	1.551	1.690	0.279
1,090,000	1.248	1.414	0.283	1.444	1.565	0.389
1,150,000	1.297	1.450	0.349	1.369	1.530	0.118
1,210,000	1.226	1.397	0.272	1.365	1.512	0.343
1,270,000	1.336	1.485	0.359	1.399	1.511	0.522
1,330,000	1.267	1.440	0.304	1.394	1.529	0.444
1,390,000	1.330	1.476	0.311	1.492	1.610	0.336

(注) 組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

図3 標準報酬月額別扶養率（令和4年10月1日現在）



## 6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額を加算したものを総報酬額とし、その総報酬額階級別にみた扶養率を示したものが表8である。男性についてみると、協会（一般）は概ね総報酬額階級200万円から850万円の間で、組合健保は概ね総報酬額階級1,050万円未満で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。

また、男性は総報酬額階級850万円未満における扶養率について、女性は概ね総報酬額階級1,100万円未満における扶養率については、協会（一般）の方が組合健保よりも高い。

表8 総報酬額階級別扶養率（令和4年10月1日現在）

総報酬額階級	協会（一般）			組合健保		
	総 数	男性	女性	総 数	男性	女性
総 数	0.587	0.872	0.191	0.698	1.001	0.125
～ 999,000 円	0.613	0.871	0.191	0.159	0.346	0.047
1,000,000 ～ 1,499,000	0.418	0.696	0.184	0.170	0.290	0.132
1,500,000 ～ 1,999,000	0.269	0.460	0.174	0.157	0.247	0.127
2,000,000 ～ 2,499,000	0.263	0.421	0.164	0.158	0.245	0.119
2,500,000 ～ 2,999,000	0.275	0.415	0.166	0.176	0.286	0.102
3,000,000 ～ 3,499,000	0.369	0.538	0.181	0.243	0.398	0.093
3,500,000 ～ 3,999,000	0.507	0.702	0.199	0.272	0.413	0.095
4,000,000 ～ 4,499,000	0.640	0.848	0.220	0.343	0.492	0.110
4,500,000 ～ 4,999,000	0.817	1.038	0.238	0.464	0.650	0.097
5,000,000 ～ 5,499,000	0.963	1.187	0.266	0.617	0.819	0.130
5,500,000 ～ 5,999,000	1.089	1.304	0.286	0.759	0.973	0.158
6,000,000 ～ 6,499,000	1.159	1.368	0.277	0.938	1.152	0.175
6,500,000 ～ 6,999,000	1.256	1.449	0.299	1.032	1.233	0.181
7,000,000 ～ 7,499,000	1.278	1.466	0.277	1.153	1.353	0.195
7,500,000 ～ 7,999,000	1.356	1.524	0.288	1.252	1.442	0.199
8,000,000 ～ 8,499,000	1.391	1.546	0.284	1.310	1.480	0.185
8,500,000 ～ 8,999,000	1.335	1.510	0.257	1.377	1.533	0.210
9,000,000 ～ 9,499,000	1.316	1.493	0.251	1.421	1.574	0.157
9,500,000 ～ 9,999,000	1.363	1.513	0.248	1.465	1.605	0.218
10,000,000 ～ 10,499,000	1.444	1.583	0.251	1.545	1.682	0.200
10,500,000 ～ 10,999,000	1.311	1.475	0.245	1.533	1.669	0.262
11,000,000 ～ 11,499,000	1.359	1.512	0.275	1.506	1.655	0.197
11,500,000 ～ 11,999,000	1.184	1.380	0.245	1.622	1.743	0.214
12,000,000 ～ 12,499,000	1.306	1.456	0.310	1.557	1.685	0.281
12,500,000 ～ 12,999,000	1.370	1.523	0.285	1.720	1.854	0.316
13,000,000 ～ 13,499,000	1.255	1.420	0.268	1.612	1.739	0.346
13,500,000 ～ 13,999,000	1.284	1.445	0.307	1.559	1.683	0.239
14,000,000 ～ 14,499,000	1.359	1.507	0.314	1.685	1.823	0.255
14,500,000 ～ 14,999,000	1.225	1.397	0.265	1.659	1.784	0.396
15,000,000 ～ 15,499,000	1.324	1.474	0.349	1.582	1.711	0.311
15,500,000 ～ 15,999,000	1.250	1.423	0.296	1.564	1.685	0.439
16,000,000 ～ 16,499,000	1.349	1.495	0.348	1.658	1.752	0.059
16,500,000 ～ 16,999,000	1.305	1.458	0.307	1.539	1.661	0.387
17,000,000 ～ 17,499,000	1.459	1.597	0.382	1.825	1.975	0.313
17,500,000 ～ 17,999,000	1.388	1.527	0.325	1.699	1.791	0.333
18,000,000 ～ 18,499,000	1.439	1.572	0.345	1.703	1.885	0.133
18,500,000 ～ 18,999,000	1.441	1.577	0.319	1.628	1.743	-
19,000,000 ～ 19,499,000	1.545	1.661	0.433	1.719	1.807	0.500
19,500,000 ～ 19,999,000	1.428	1.545	0.313	1.670	1.844	0.455
20,000,000 ～ 20,499,000	1.453	1.578	0.291	1.500	1.585	0.400
20,500,000 ～ 20,999,000	1.385	1.483	0.333	1.410	1.500	0.714
21,000,000 ～ 21,499,000	1.514	1.630	0.277	1.367	1.464	-
21,500,000 ～ 21,999,000	1.425	1.537	0.371	1.587	1.614	1.000
22,000,000 ～	1.444	1.539	0.341	1.467	1.538	0.333

(注1) 組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

(注2) 総報酬額は、標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額(令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間に支払われたもの)を加えたものとしている。

## 7. 年齢階級別平均標準報酬月額

まず、被保険者の平均標準報酬月額を年齢階級別に示したものが表9-1及び図4である。

男性の平均標準報酬月額は山型をなしており、ピークは協会（一般）については50～54歳で396,540円、組合健保については55～59歳で545,652円である。これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、協会（一般）は約2.04倍、組合健保は約2.73倍である。また、協会（一般）、組合健保ともに50歳ごろまでの平均標準報酬月額は、年齢階級の上昇とともに増加するが、60歳を過ぎると概ね減少する傾向にある。

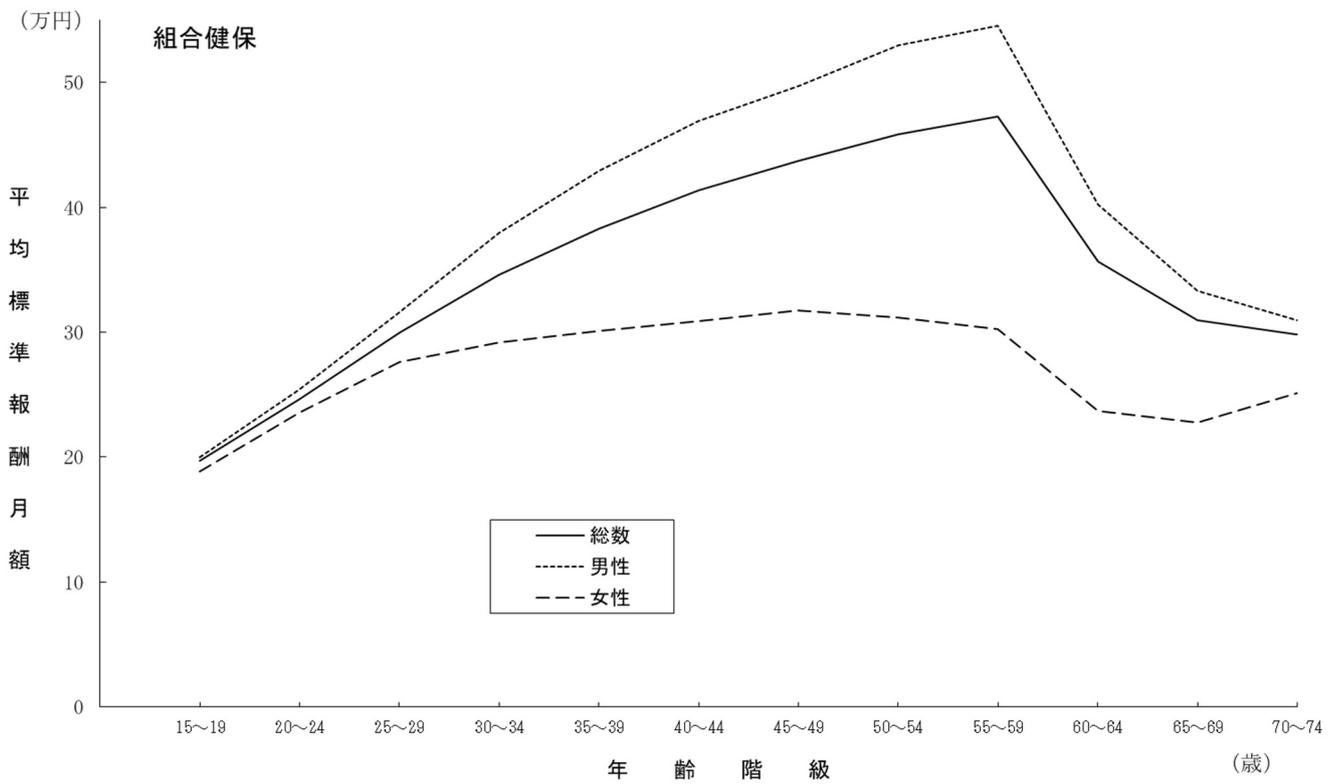
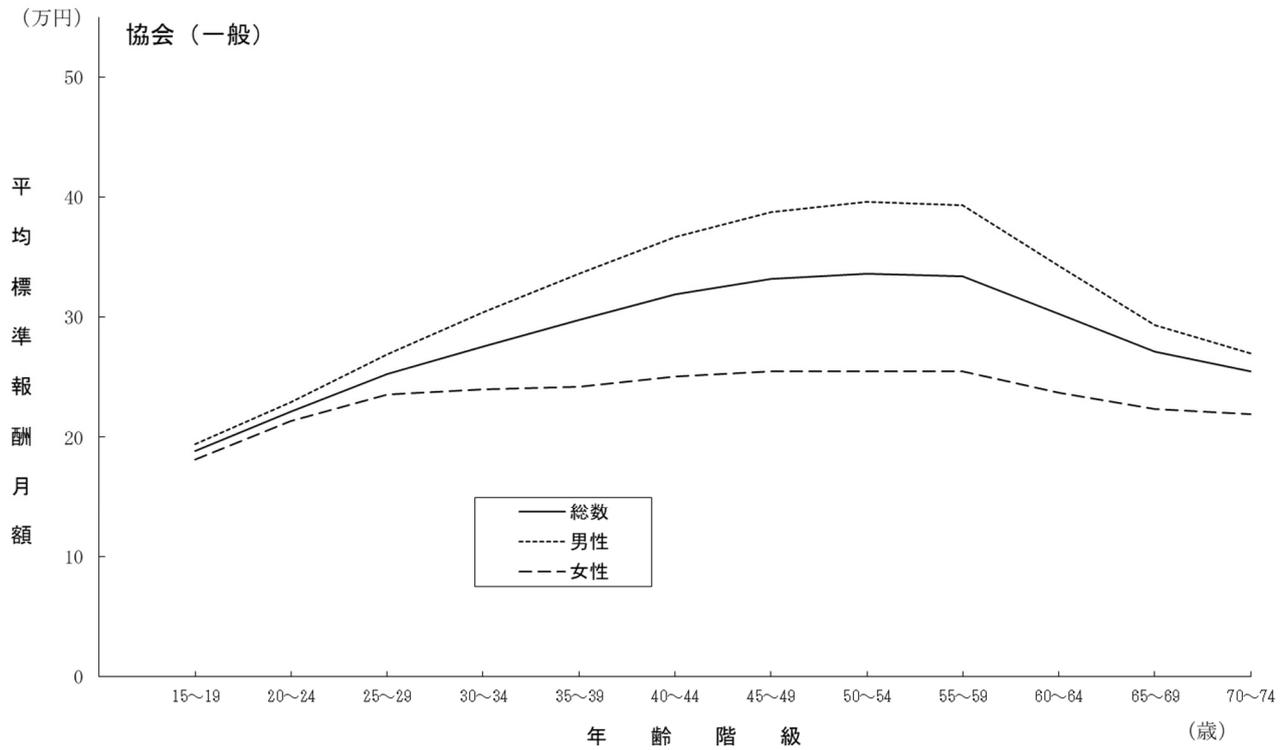
一方、女性の平均標準報酬月額は、男性と比べるとなだらかな分布である。

組合健保の協会（一般）に対する比率は、男性が55～59歳、女性が45～49歳の階級で最も大きくなっており、それぞれ約1.39倍、約1.25倍である。また、年齢階級総数では、男性が約1.27倍、女性が約1.19倍である。

表9-1 年齢階級別平均標準報酬月額（令和4年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	299,755	340,825	242,754	384,315	434,337	289,939	1.282	1.274	1.194
15～19歳	188,590	194,019	181,377	196,827	200,179	188,768	1.044	1.032	1.041
20～24	221,190	229,209	213,823	246,246	254,421	235,508	1.113	1.110	1.101
25～29	253,083	269,248	235,674	299,659	316,340	276,500	1.184	1.175	1.173
30～34	275,742	304,208	239,867	346,099	379,436	291,586	1.255	1.247	1.216
35～39	297,941	336,547	242,427	382,854	429,237	300,976	1.285	1.275	1.242
40～44	319,290	366,923	250,340	413,448	469,058	309,014	1.295	1.278	1.234
45～49	332,142	387,744	254,961	436,807	497,333	317,416	1.315	1.283	1.245
50～54	336,212	396,540	255,274	458,815	529,764	311,814	1.365	1.336	1.221
55～59	333,891	393,539	254,871	472,889	545,652	302,780	1.416	1.387	1.188
60～64	302,898	343,040	237,205	356,633	402,113	236,918	1.177	1.172	0.999
65～69	271,650	293,527	223,244	309,931	332,979	228,000	1.141	1.134	1.021
70～74	255,129	270,292	218,975	298,208	309,901	251,146	1.169	1.147	1.147
75歳以上	248,804	263,720	218,313	-	-	-	-	-	-
(再掲) 介護(2号)	326,194	379,026	251,539	434,185	496,323	303,182	1.331	1.309	1.205

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（令和4年10月1日現在）



次に、令和4年の平均標準報酬月額伸び率を示したものが表9-2である。

平均標準報酬月額の伸び率は、協会（一般）の総数で1.57%増、男性で1.62%増、女性で1.94%増、組合健保の総数で1.07%増、男性で0.92%増、女性で2.29%増である。この伸び率を報酬額変化分の要因と年齢構成の変化による分の要因に分解すると、報酬額変化分の影響が大きく寄与している。

なお、要因分解における報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を令和3年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均標準報酬月額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表9-2 平均標準報酬月額の伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	令和3年平均 標準報酬月額 (円)	令和4年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	295,135	299,755	1.57	1.48	0.08
男性	335,396	340,825	1.62	1.51	0.11
女性	238,131	242,754	1.94	1.91	0.03

(注) 総数の伸び率1.57%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.16%である。

(2) 組合健保

	令和3年平均 標準報酬月額 (円)	令和4年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	380,260	384,315	1.07	0.83	0.23
男性	430,382	434,337	0.92	0.79	0.13
女性	283,448	289,939	2.29	2.11	0.18

(注) 総数の伸び率1.07%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.20%である。

## 8. 年齢階級別平均標準賞与額

まず、令和3年10月1日から令和4年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

男性の平均標準賞与額は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピーク時の平均標準賞与額は、協会（一般）が45～49歳の625,291円、組合健保が55～59歳の1,962,361円である。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると、協会（一般）が約4.45倍、組合健保が約7.52倍であり、いずれにおいても平均標準報酬月額の場合より比率が大きく、特に組合健保で大きい。

一方、女性の平均標準賞与額は、男性と比べるとなだらかな分布である。また、組合健保においては、年齢の上昇に伴い男性との差は大きくなる傾向にあり、その中でも40～50歳代では男性よりもかなり低い金額である。

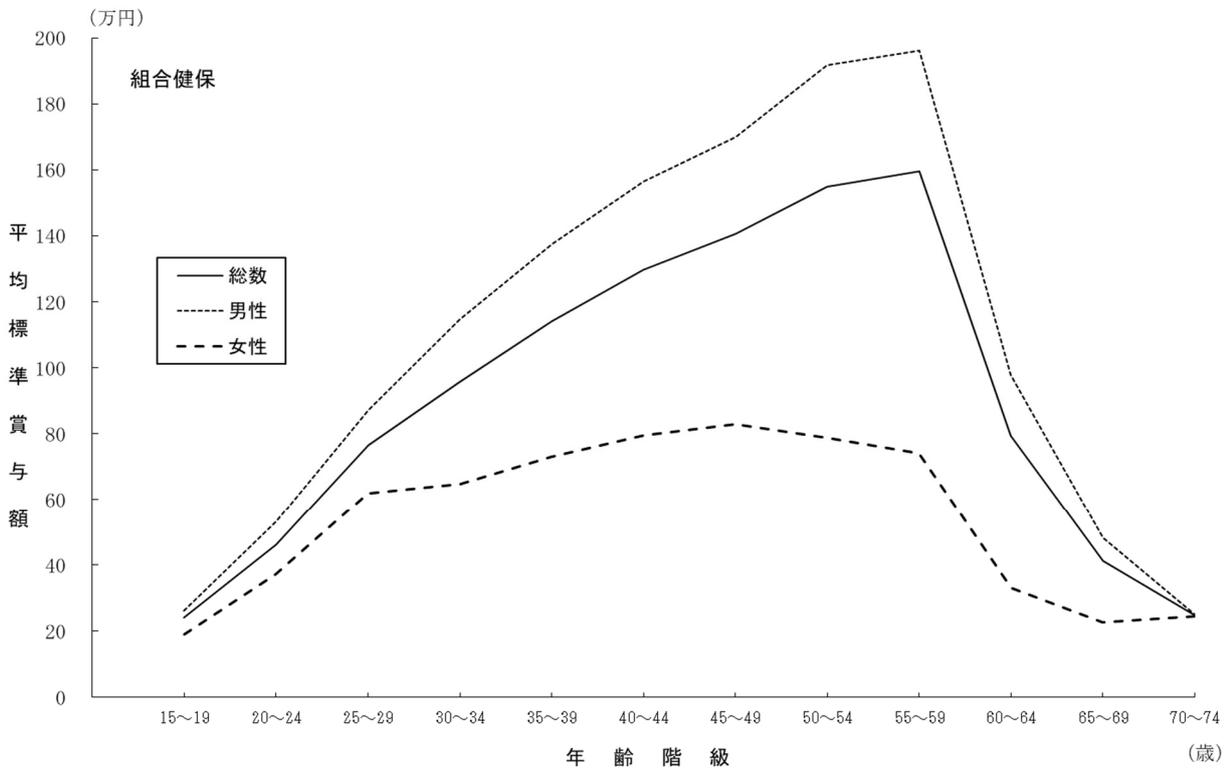
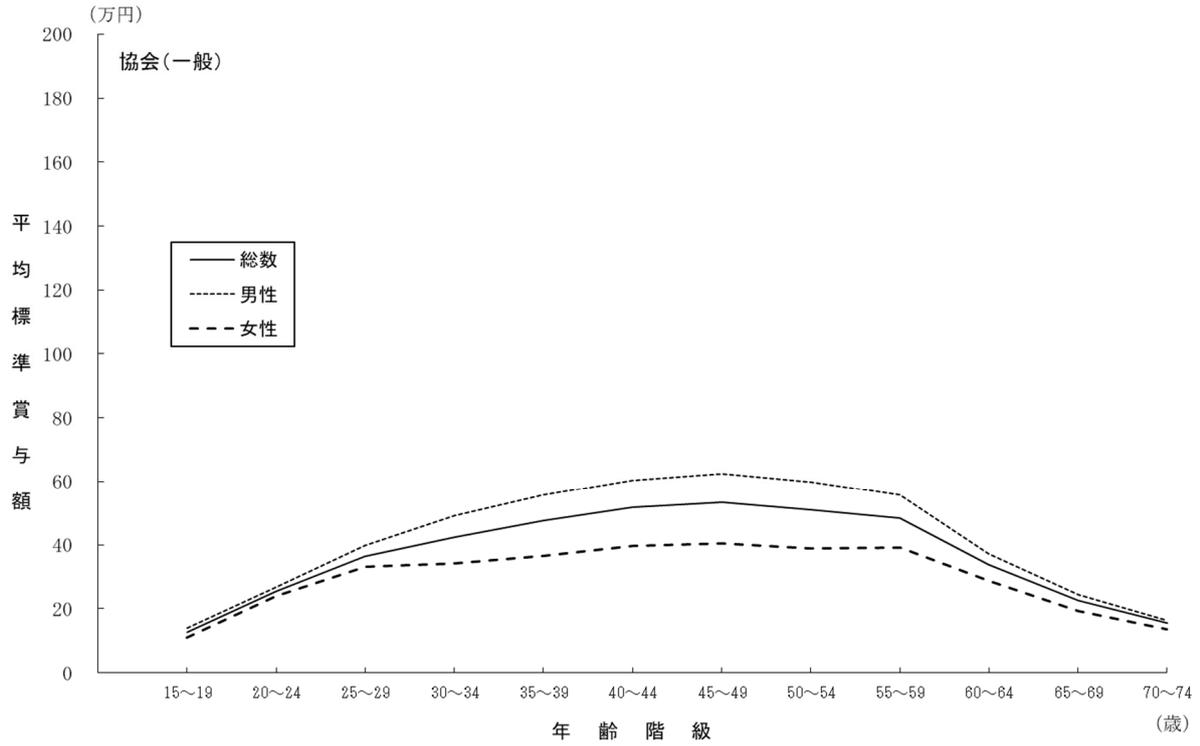
組合健保の協会（一般）に対する比率は、年齢階級総数では男性が約2.86倍、女性が約1.95倍であり、いずれにおいても平均標準報酬月額の場合より比率が大きい。

表10 年齢階級別平均標準賞与額（令和4年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	427,060	487,570	343,712	1,140,363	1,395,527	668,651	2.670	2.862	1.945
15～19歳	127,096	140,671	109,056	240,415	261,071	190,758	1.892	1.856	1.749
20～24	253,905	268,043	240,914	462,331	531,327	371,667	1.821	1.982	1.543
25～29	364,682	396,416	330,492	766,267	872,488	618,425	2.101	2.201	1.871
30～34	424,894	490,295	342,515	956,108	1,145,697	646,199	2.250	2.337	1.887
35～39	476,643	555,282	363,674	1,142,269	1,375,858	729,326	2.396	2.478	2.005
40～44	517,876	602,519	395,457	1,297,724	1,565,423	794,739	2.506	2.598	2.010
45～49	532,580	625,291	403,972	1,406,988	1,700,383	828,009	2.642	2.719	2.050
50～54	508,457	598,330	387,968	1,550,221	1,917,944	787,053	3.049	3.205	2.029
55～59	484,103	555,420	389,755	1,595,151	1,962,361	739,732	3.295	3.533	1.898
60～64	338,784	370,411	287,429	793,647	976,742	329,953	2.343	2.637	1.148
65～69	226,743	242,884	192,711	412,269	482,793	226,451	1.818	1.988	1.175
70～74	154,895	163,879	134,556	249,642	251,727	245,009	1.612	1.536	1.821
75歳以上	85,249	85,878	83,988	-	-	-	-	-	-
(再掲) 介護(2号)	485,023	560,127	379,133	1,382,411	1,686,876	744,169	2.850	3.012	1.963

(注)平均標準賞与額は、令和4年10月1日現在の被保険者について、令和3年10月1日から令和4年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（令和4年10月1日現在）



次に、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。  
 年齢階級総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、協会（一般）は約1.43ヶ月分、組合健保は約2.97ヶ月分である。

この比率を年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに山型をなしており、ピークは協会（一般）が40～44歳の約1.62ヶ月分、組合健保が50～54歳の約3.38ヶ月分である。その後は年齢の上昇とともに減少傾向にある。

また、この比率を男女別でみると、協会（一般）の男性は35～39歳が、女性は45～49歳がピークであり、それぞれ約1.65ヶ月分、約1.58ヶ月分である。組合健保は男性が50～54歳の約3.62ヶ月分、女性が45～49歳の約2.61ヶ月分がピークである。

なお、図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、協会（一般）においては男性と女性の間大きな差は見られないが、組合健保においては70～74歳を除き、男性の方が女性よりも高い。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和4年10月1日現在）  
 (1) 協会（一般）

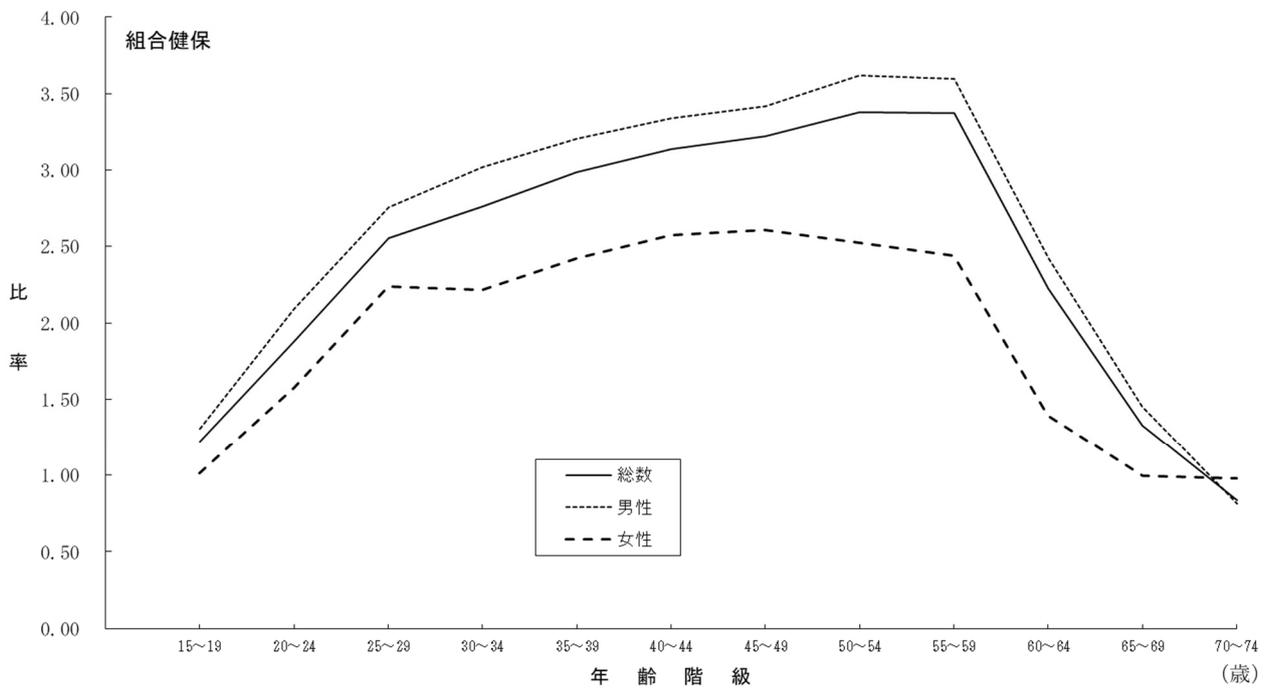
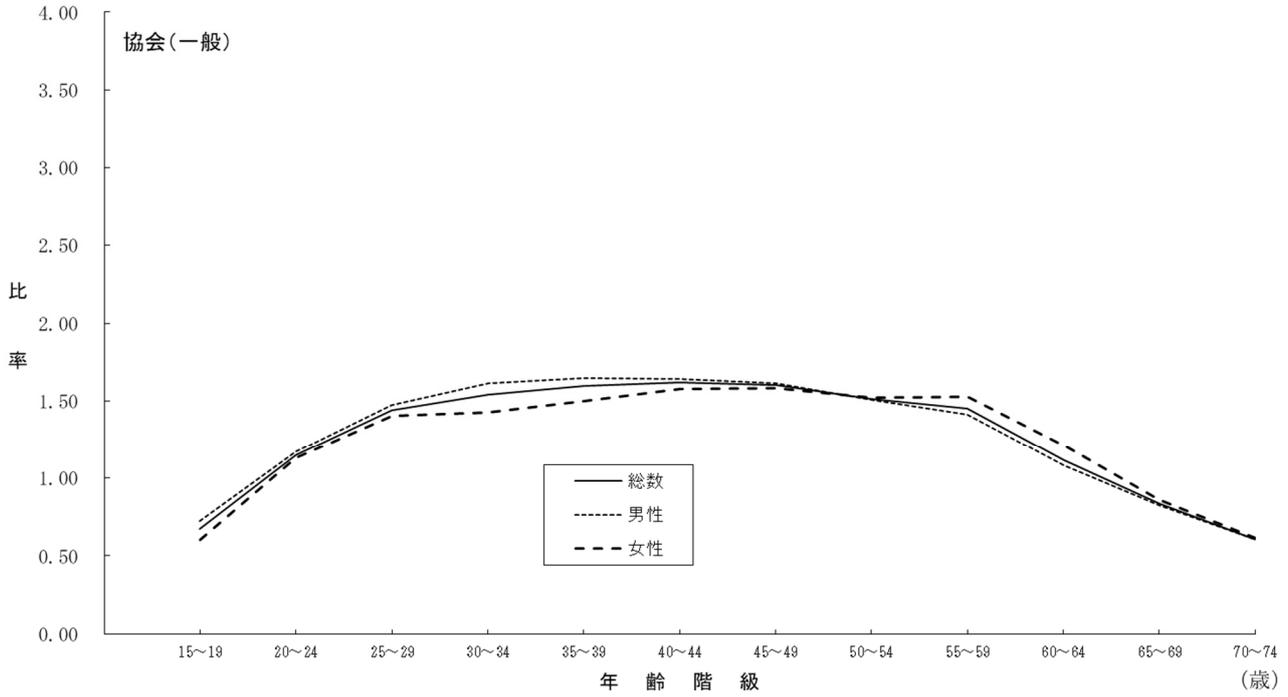
年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率(②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	299,755	340,825	242,754	427,060	487,570	343,712	1.425	1.431	1.416
15～19歳	188,590	194,019	181,377	127,096	140,671	109,056	0.674	0.725	0.601
20～24	221,190	229,209	213,823	253,905	268,043	240,914	1.148	1.169	1.127
25～29	253,083	269,248	235,674	364,682	396,416	330,492	1.441	1.472	1.402
30～34	275,742	304,208	239,867	424,894	490,295	342,515	1.541	1.612	1.428
35～39	297,941	336,547	242,427	476,643	555,282	363,674	1.600	1.650	1.500
40～44	319,290	366,923	250,340	517,876	602,519	395,457	1.622	1.642	1.580
45～49	332,142	387,744	254,961	532,580	625,291	403,972	1.603	1.613	1.584
50～54	336,212	396,540	255,274	508,457	598,330	387,968	1.512	1.509	1.520
55～59	333,891	393,539	254,871	484,103	555,420	389,755	1.450	1.411	1.529
60～64	302,898	343,040	237,205	338,784	370,411	287,429	1.118	1.080	1.212
65～69	271,650	293,527	223,244	226,743	242,884	192,711	0.835	0.827	0.863
70～74	255,129	270,292	218,975	154,895	163,879	134,556	0.607	0.606	0.614
75歳以上	248,804	263,720	218,313	85,249	85,878	83,988	0.343	0.326	0.385
(再掲) 介護(2号)	326,194	379,026	251,539	485,023	560,127	379,133	1.487	1.478	1.507

(2) 組合健保

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率(②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	384,315	434,337	289,939	1,140,363	1,395,527	668,651	2.967	3.213	2.306
15～19歳	196,827	200,179	188,768	240,415	261,071	190,758	1.221	1.304	1.011
20～24	246,246	254,421	235,508	462,331	531,327	371,667	1.878	2.088	1.578
25～29	299,659	316,340	276,500	766,267	872,488	618,425	2.557	2.758	2.237
30～34	346,099	379,436	291,586	956,108	1,145,697	646,199	2.763	3.019	2.216
35～39	382,854	429,237	300,976	1,142,269	1,375,858	729,326	2.984	3.205	2.423
40～44	413,448	469,058	309,014	1,297,724	1,565,423	794,739	3.139	3.337	2.572
45～49	436,807	497,333	317,416	1,406,988	1,700,383	828,009	3.221	3.419	2.609
50～54	458,815	529,764	311,814	1,550,221	1,917,944	787,053	3.379	3.620	2.524
55～59	472,889	545,652	302,780	1,595,151	1,962,361	739,732	3.373	3.596	2.443
60～64	356,633	402,113	236,918	793,647	976,742	329,953	2.225	2.429	1.393
65～69	309,931	332,979	228,000	412,269	482,793	226,451	1.330	1.450	0.993
70～74	298,208	309,901	251,146	249,642	251,727	245,009	0.837	0.812	0.976
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(再掲) 介護(2号)	434,185	496,323	303,182	1,382,411	1,686,876	744,169	3.184	3.399	2.455

(注) 平均標準賞与額は、令和4年10月1日現在の被保険者について、令和3年10月1日から令和4年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

図6 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和4年10月1日現在）



## 9. 年齢階級別平均総報酬額

まず、被保険者の平均総報酬額（標準報酬月額<sup>1</sup>の12ヶ月分に標準賞与額（令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたもの。以下同じ。）を年齢階級別に示したものが表12-1及び図7である。

男性の平均総報酬額は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークは協会（一般）が50～54歳で5,354,510円、組合健保が55～59歳で8,488,456円である。女性についても概ね男性とほぼ同様の傾向にあり、協会（一般）、組合健保ともに45～49歳がピークだが、男性と比べるとなだらかなり、年齢階級による格差があまりみられない。

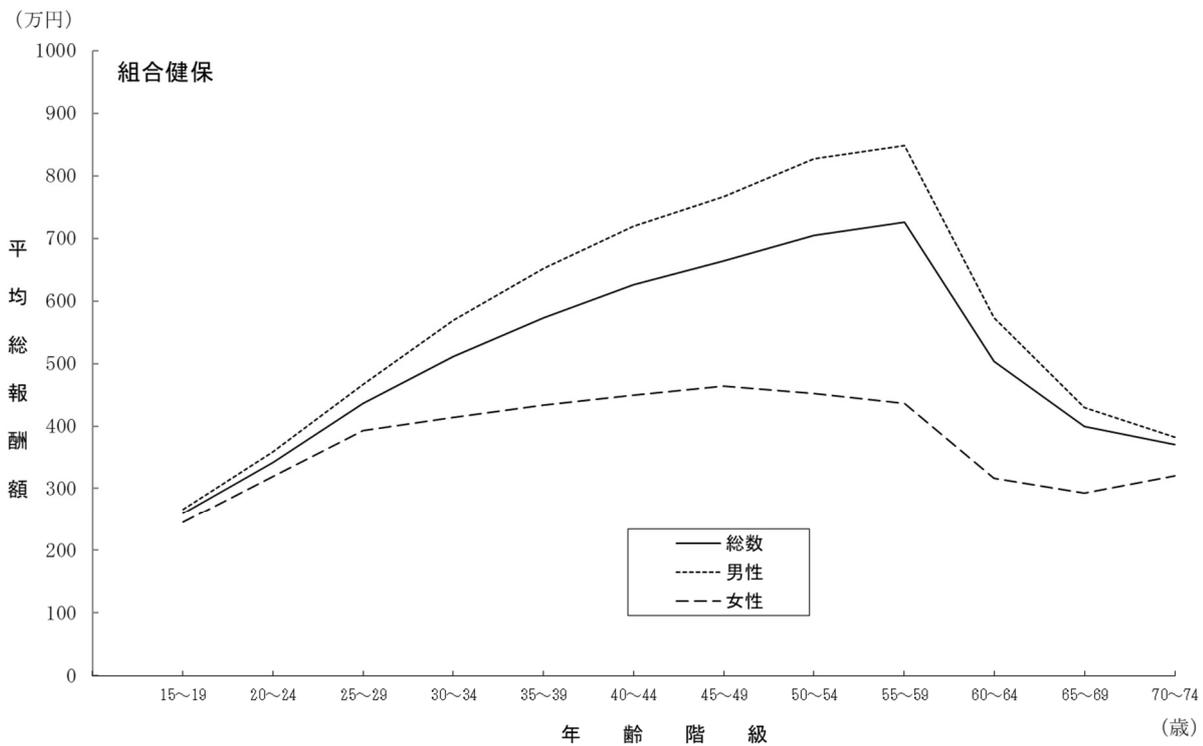
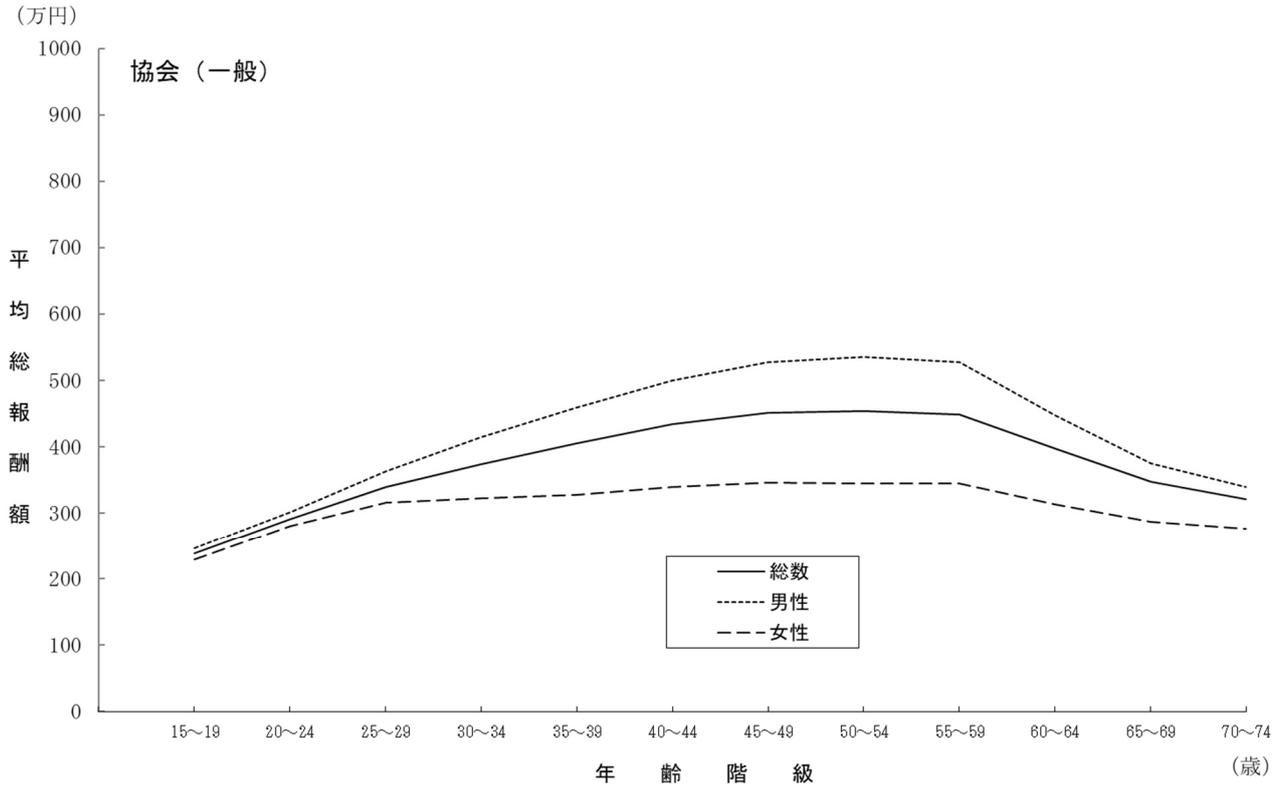
組合健保の協会（一般）に対する比率は、男性が55～59歳の約1.61倍、女性が45～49歳の約1.34倍で最も大きくなっており、年齢階級総数では男性が約1.44倍、女性が約1.27倍となっている。

表12-1 年齢階級別平均総報酬額（令和4年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	4,020,082	4,571,317	3,255,010	5,725,996	6,565,920	4,141,305	1.424	1.436	1.272
15～19	2,390,116	2,468,840	2,285,515	2,602,338	2,663,223	2,455,970	1.089	1.079	1.075
20～24	2,907,809	3,018,185	2,806,413	3,416,063	3,583,111	3,196,670	1.175	1.187	1.139
25～29	3,400,715	3,626,424	3,157,637	4,359,800	4,666,791	3,933,603	1.282	1.287	1.246
30～34	3,732,325	4,138,972	3,219,833	5,106,652	5,695,582	4,143,593	1.368	1.376	1.287
35～39	4,050,184	4,591,576	3,271,674	5,732,648	6,522,766	4,337,894	1.415	1.421	1.326
40～44	4,347,526	5,003,257	3,398,336	6,254,842	7,189,238	4,500,046	1.439	1.437	1.324
45～49	4,516,537	5,276,009	3,462,329	6,644,543	7,663,647	4,634,336	1.471	1.453	1.339
50～54	4,541,208	5,354,510	3,450,050	7,049,290	8,267,866	4,524,524	1.552	1.544	1.311
55～59	4,488,597	5,275,026	3,446,741	7,253,843	8,488,456	4,367,515	1.616	1.609	1.267
60～64	3,968,135	4,479,869	3,130,657	5,028,463	5,737,105	3,163,143	1.267	1.281	1.010
65～69	3,473,309	3,747,574	2,866,474	3,997,659	4,298,657	2,927,684	1.151	1.147	1.021
70～74	3,207,913	3,395,953	2,759,534	3,701,190	3,825,345	3,201,501	1.154	1.126	1.160
75歳以上	3,069,135	3,248,244	2,703,000	-	-	-	-	-	-
（再掲） 介護（2号）	4,396,615	5,104,778	3,395,952	6,577,136	7,620,781	4,376,861	1.496	1.493	1.289

（注）総報酬額は、標準報酬月額<sup>1</sup>の12ヶ月分に標準賞与額（令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたものとしている。

図7 年齢階級別平均総報酬額（令和4年10月1日現在）



次に、令和4年の平均総報酬額の伸び率を示したものが表12-2である。

平均総報酬額の伸び率は、協会（一般）の総数で1.76%増、男性で1.87%増、女性で2.01%増、組合健保の総数で1.88%増、男性で1.82%増、女性で3.00%増となっている。この伸び率を報酬額変化分の要因と年齢構成の変化による分の要因に分解すると、報酬額変化分の影響が大きく寄与している。

なお、要因分解における報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を令和3年の調査客数で固定し、年齢階級別の平均総報酬額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表12-2 平均総報酬額の伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	令和3年 平均総報酬額 (円)	令和4年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	3,950,610	4,020,082	1.76	1.69	0.07
男性	4,487,212	4,571,317	1.87	1.78	0.09
女性	3,190,865	3,255,010	2.01	1.99	0.02

(注) 総数の伸び率1.76%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.16%である。

(2) 組合健保

	令和3年 平均総報酬額 (円)	令和4年 平均総報酬額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	5,620,318	5,725,996	1.88	1.63	0.25
男性	6,448,574	6,565,920	1.82	1.69	0.13
女性	4,020,556	4,141,305	3.00	2.80	0.21

(注) 総数の伸び率1.88%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.23%である。

## 10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数で見ると、協会（一般）は0.372、組合健保は0.159となっており、協会（一般）の方が組合健保よりも割合が高い。

次に男女別、年齢階級別にみると、男性については、協会（一般）、組合健保ともに年齢の上昇に伴っていったん減少したのち、再び上昇する傾向にある。また、最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が35～39歳で0.322、組合健保が45～49歳と50～54歳で0.090である。逆に最も割合の高い年齢階級は、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに70～74歳で、それぞれ0.659、0.547である。

女性についても、概ね男性と同じような傾向にある。最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が45～49歳で0.334、組合健保が40～44歳と55～59歳で0.211である。逆に最も割合の高い年齢階級は、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに70～74歳で、それぞれ0.627、0.452となっている。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（令和4年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.372	0.381	0.361	0.159	0.122	0.228
15～19歳	0.396	0.374	0.426	0.178	0.143	0.263
20～24	0.391	0.391	0.392	0.207	0.165	0.263
25～29	0.355	0.352	0.358	0.167	0.131	0.217
30～34	0.339	0.328	0.353	0.159	0.113	0.233
35～39	0.332	0.322	0.345	0.144	0.098	0.226
40～44	0.332	0.329	0.335	0.135	0.095	0.211
45～49	0.337	0.339	0.334	0.131	0.090	0.212
50～54	0.357	0.366	0.344	0.131	0.090	0.216
55～59	0.366	0.389	0.335	0.132	0.099	0.211
60～64	0.402	0.427	0.361	0.226	0.210	0.265
65～69	0.509	0.528	0.470	0.381	0.381	0.380
70～74	0.649	0.659	0.627	0.518	0.547	0.452
75歳以上	0.809	0.818	0.791	-	-	-

（注1）標準賞与額（令和3年10月1日から令和4年9月30日の1年間に支払われたもの）0円の被保険者数を被保険者総数で除して算出している。

（注2）任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

## 1 1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

まず、被保険者期間（資格取得後令和4年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かについて、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で協会（一般）が16.2%、組合健保が13.0%である。また、学卒者の新規加入の影響により、15～19歳で1年未満の被保険者の割合が高くなっており、その後は年齢の上昇に伴って減少する傾向にある。なお、定年後の再就職による加入の影響により、60～64歳の1年未満の被保険者の割合は、前後の年齢階級の割合と比べて高くなっている。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（令和4年10月1日現在）

(単位：%)

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	16.2	83.8	100.0	13.0	87.0
15～19歳	100.0	73.5	26.5	100.0	70.7	29.3
20～24	100.0	41.7	58.3	100.0	37.9	62.1
25～29	100.0	25.1	74.9	100.0	17.3	82.7
30～34	100.0	18.4	81.6	100.0	12.6	87.4
35～39	100.0	14.9	85.1	100.0	9.8	90.2
40～44	100.0	13.1	86.9	100.0	9.0	91.0
45～49	100.0	11.9	88.1	100.0	8.4	91.6
50～54	100.0	11.1	88.9	100.0	7.8	92.2
55～59	100.0	10.3	89.7	100.0	7.6	92.4
60～64	100.0	14.4	85.6	100.0	18.5	81.5
65～69	100.0	13.4	86.6	100.0	11.5	88.5
70～74	100.0	10.0	90.0	100.0	7.6	92.4
75歳以上	100.0	5.1	94.9	-	-	-

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額を比較したものが表15である。

平均標準報酬月額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数では協会（一般）よりも組合健保の方がやや大きい。年齢階級別にみると、75歳未満では、協会（一般）は20～24歳、組合健保は30～34歳で最も小さく、協会（一般）は50～54歳で、組合健保は70～74歳で最も大きい。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（令和4年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ③	1年以上 ④	比率 ④／③
	円	円		円	円	
総数	244,298	310,438	1.271	309,221	395,582	1.279
15～19歳	183,348	203,147	1.108	187,208	220,061	1.175
20～24	211,061	228,443	1.082	229,716	256,329	1.116
25～29	238,197	258,076	1.083	277,580	304,272	1.096
30～34	254,086	280,616	1.104	323,575	349,342	1.080
35～39	260,991	304,411	1.166	344,482	387,034	1.124
40～44	264,277	327,561	1.239	360,926	418,643	1.160
45～49	263,722	341,370	1.294	365,737	443,355	1.212
50～54	261,259	345,600	1.323	386,960	464,890	1.201
55～59	260,327	342,369	1.315	408,009	478,228	1.172
60～64	249,093	311,943	1.252	317,341	365,574	1.152
65～69	222,097	279,332	1.258	253,930	317,228	1.249
70～74	208,969	260,261	1.245	208,424	305,595	1.466
75歳以上	224,905	250,101	1.112	-	-	-

最後に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準賞与額を比較したものが表16である。  
 平均標準賞与額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数では組合健保よりも協会（一般）の方が大きい。年齢階級別にみると、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに60～64歳で最も小さく、協会（一般）は20～24歳、組合健保は15～19歳で最も大きい。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（令和4年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ③	1年以上 ④	比率 ④/③
	円	円		円	円	
総数	58,343	495,706	8.496	352,600	1,260,735	3.576
15～19歳	38,239	373,651	9.771	71,537	648,348	9.063
20～24	37,506	408,440	10.890	79,704	696,209	8.735
25～29	46,673	470,519	10.081	174,134	890,079	5.111
30～34	55,046	507,018	9.211	270,672	1,054,847	3.897
35～39	61,584	548,057	8.899	365,379	1,226,962	3.358
40～44	64,618	584,722	9.049	457,790	1,380,771	3.016
45～49	65,840	594,297	9.026	516,646	1,489,188	2.882
50～54	62,452	563,053	9.016	663,336	1,625,034	2.450
55～59	61,195	531,297	8.682	758,822	1,663,932	2.193
60～64	113,843	373,841	3.284	689,100	818,358	1.188
65～69	52,329	247,623	4.732	172,766	457,217	2.646
70～74	33,325	164,705	4.942	76,969	279,713	3.634
75歳以上	19,368	88,404	4.564	-	-	-

（注）平均標準賞与額は、令和4年10月1日現在の被保険者について、令和3年10月1日から令和4年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特退職被保険者を除いて算出している。

## 1 2. 業態別被保険者構成割合、扶養率等

業態別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

業態別にみた被保険者の構成割合について、高い順にみると、協会（一般）は医療・福祉の17.5%、製造業の15.8%、卸売業・小売業の13.3%、組合健保は製造業の31.3%、卸売業・小売業の16.9%、情報通信業の11.4%である。

扶養率の高い業態は、協会（一般）、組合健保ともに、電気・ガス・熱供給・水道業で、それぞれ0.847、1.112である。逆に低い業態は、協会（一般）は公務で0.272、組合健保は宿泊業、飲食サービス業で0.409である。

平均標準報酬月額の最も高い業態は、協会（一般）は情報通信業で360,522円、組合健保は公務で577,600円である。逆に最も低い業態は、協会（一般）は公務で176,726円、組合健保は宿泊業、飲食サービス業で273,381円である。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約2.04倍、組合健保が約2.11倍である。

また、平均標準賞与額の最も高い業態は、協会（一般）は電気・ガス・熱供給・水道業で745,147円、組合健保は公務で1,769,920円である。逆に最も低い業態は、協会（一般）、組合健保ともに宿泊業、飲食サービス業で、それぞれ160,584円、273,381円である。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約4.64倍、組合健保が約6.47倍である。

表17 業態別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（令和4年10月1日現在）

業 態 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.587	299,755	427,060	100.0	0.698	384,315	1,140,363
農 林 水 産 業	1.0	0.668	281,861	371,866	0.3	0.711	338,543	1,130,084
鉱業、採石業、砂利採取業	0.1	0.808	336,037	603,655	0.0	1.179	438,714	1,635,464
建 設 業	10.4	0.843	351,507	455,707	3.3	0.894	428,020	1,580,845
製 造 業	15.8	0.667	305,162	563,202	31.3	0.875	407,674	1,502,430
食 料 品	3.2	0.510	265,245	398,542	2.1	0.652	355,788	1,068,792
繊維工業・繊維製品	0.7	0.462	252,854	306,576	0.5	0.508	309,811	695,194
木 材 ・ 木 製 品	0.5	0.729	295,074	445,387	0.2	0.781	343,196	916,085
化 学 工 業	1.6	0.709	318,322	707,273	6.2	0.855	421,045	1,586,763
金 属 工 業	2.0	0.780	334,438	626,692	2.3	0.895	388,409	1,377,677
機 械 器 具	5.2	0.723	320,383	666,340	16.8	0.929	419,889	1,615,770
そ の 他	2.5	0.683	309,903	515,656	3.3	0.821	383,740	1,273,221
電気・ガス・熱供給・水道業	0.4	0.847	338,690	745,147	1.2	1.112	509,613	1,494,620
情 報 通 信 業	2.3	0.568	360,522	419,015	11.4	0.582	420,375	1,002,967
運 輸 業 、 郵 便 業	6.9	0.703	307,890	286,750	7.0	0.785	364,114	820,275
卸 売 業 、 小 売 業	13.3	0.634	302,960	440,254	16.9	0.556	324,730	783,510
金 融 業 、 保 険 業	0.6	0.728	352,779	552,634	7.2	0.622	419,217	1,360,575
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	2.7	0.662	322,153	355,942	2.0	0.685	406,616	1,280,038
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	4.5	0.611	345,223	481,873	2.0	0.667	470,158	1,178,718
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	3.4	0.516	268,961	160,584	1.1	0.409	273,381	296,204
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	3.0	0.502	279,152	210,222	1.0	0.437	314,184	463,826
教 育 、 学 習 支 援 業	1.5	0.398	270,859	402,464	0.3	0.582	425,914	1,342,512
医 療 、 福 祉	17.5	0.420	288,196	527,493	4.5	0.411	371,107	820,565
複 合 サ ー ビ ス 業	0.9	0.528	258,399	569,707	0.7	0.527	313,891	833,495
サ ー ビ ス 業	12.2	0.456	271,472	267,832	7.4	0.559	349,128	855,148
公 務	2.4	0.272	176,726	330,464	0.0	1.080	577,600	1,769,920
任 意 継 続 分	0.9	0.761	225,191	-	1.3	0.704	304,581	-
特 例 退 職 分	・	・	・	・	1.0	0.746	292,673	-

（注）平均標準賞与額は、令和4年10月1日現在の被保険者について、令和3年10月1日から令和4年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

### 1 3. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

事業所の従業員数（規模）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表18である。

被保険者の構成割合は、協会（一般）では規模100～299人の16.3%で最も高く、規模100人未満の割合は約59%である。一方、組合健保では規模1,000人以上の54.5%で最も高く、規模100人未満の割合は約10%と、協会（一般）とは逆の傾向にある。

扶養率は、協会（一般）では規模5人未満で最も高く、規模が大きくなるにつれて減少する傾向にある。一方、組合健保では規模1,000人以上で最も高くなっているものの、規模の違いによる明確な傾向はみられない。

平均標準報酬月額は、協会（一般）では、規模5～9人でピークを迎えたのち規模が大きくなるにつれて減少する傾向にあるが、組合健保では、規模5～9人でピークを迎えたのち下降、規模500人以上から再び上昇している。

また、平均標準賞与額は、協会（一般）、組合健保ともに規模が大きくなるにつれて概ね高くなる傾向にあり、協会（一般）は規模300～499人の572,379円、組合健保は規模1,000人以上の1,294,844円で最も高い。

表18 事業所の規模別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（令和4年10月1日現在）

規 模 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総 数	100.0	0.587	299,755	427,060	100.0	0.698	384,315	1,140,363
1～4人	10.5	0.760	303,676	152,653	0.3	0.530	399,361	373,530
5～9	9.6	0.658	327,860	303,498	0.5	0.632	422,839	565,756
10～19	11.2	0.635	325,851	386,961	1.1	0.622	399,740	644,243
20～29	7.1	0.608	315,420	444,280	1.1	0.670	384,054	679,132
30～49	8.8	0.603	309,414	472,492	2.2	0.626	384,184	738,616
50～99	11.6	0.584	299,461	505,628	4.9	0.636	379,003	830,037
100～299	16.3	0.554	291,242	543,862	13.2	0.655	365,817	917,344
300～499	6.0	0.532	289,193	572,379	8.1	0.668	365,566	1,005,878
500～999	6.3	0.514	286,117	561,916	11.9	0.674	377,871	1,102,357
1,000人以上	11.6	0.402	262,352	379,511	54.5	0.728	396,324	1,294,844
任意継続分	0.9	0.761	225,191	-	1.3	0.704	304,581	-
特例退職分	.	.	.	.	1.0	0.746	292,673	-

（注）平均標準賞与額は、令和4年10月1日現在の被保険者について、令和3年10月1日から令和4年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

## 1 4. 被保険者数の推移について

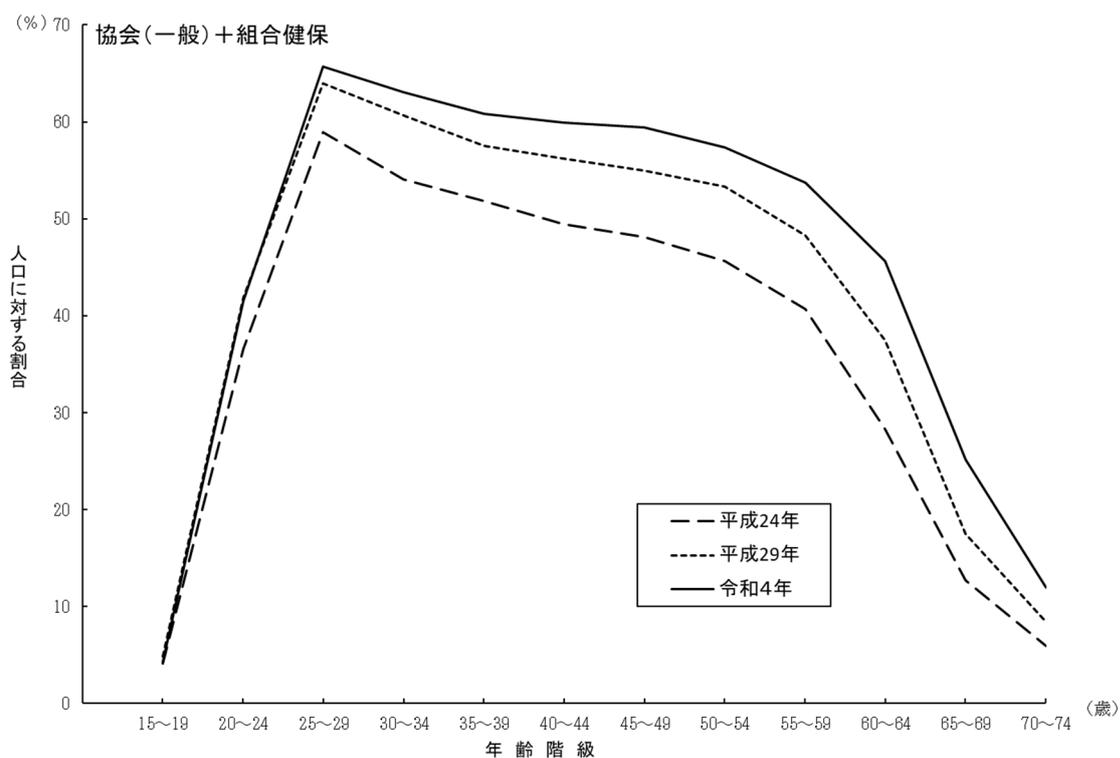
### 1) 被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下「被保険者割合」という。）の推移を、男女計について年齢階級別に示したものが図8-1、8-2である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成24年から平成29年にかけては全ての年齢階級で増加しており、平成29年から令和4年にかけては20代後半以降の全ての年齢階級で増加している。

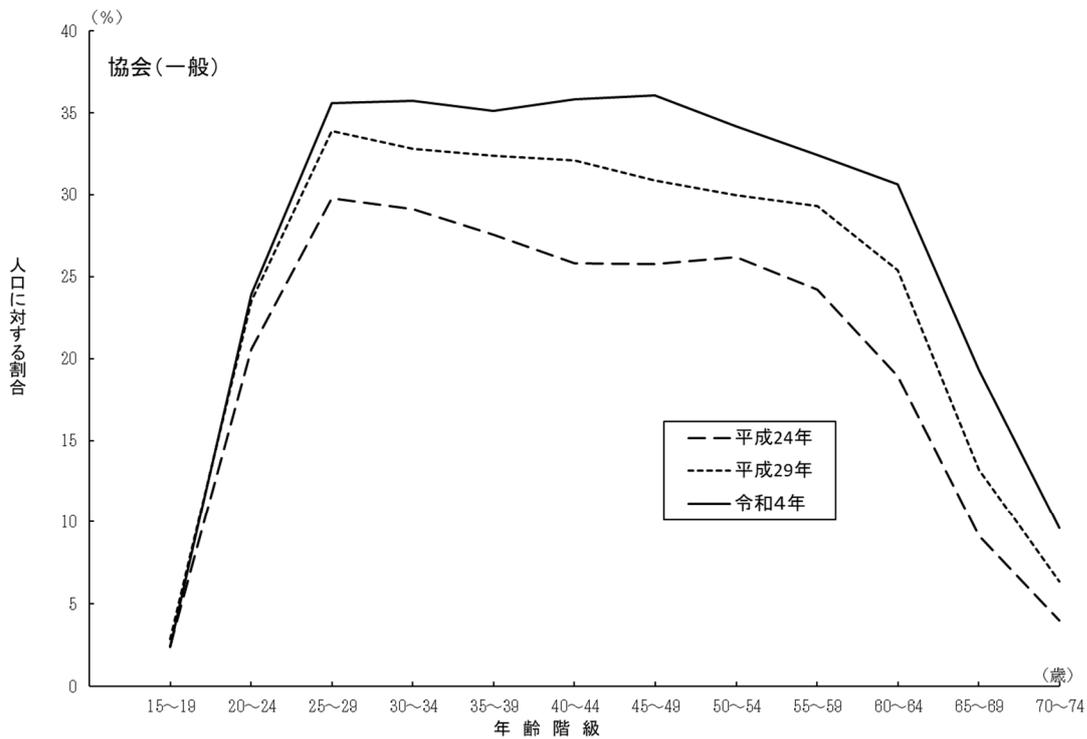
また、協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は、平成24年から平成29年にかけては全ての年齢階級で増加しており、平成29年から令和4年にかけては20代以降の全ての年齢階級で増加している。一方、組合健保は、平成24年から平成29年にかけては、全ての年齢階級で増加しており、平成29年から令和4年にかけては、20代後半、30代後半、及び50代後半以降の年齢階級で増加している。

図8-1 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移  
（各年10月1日現在）

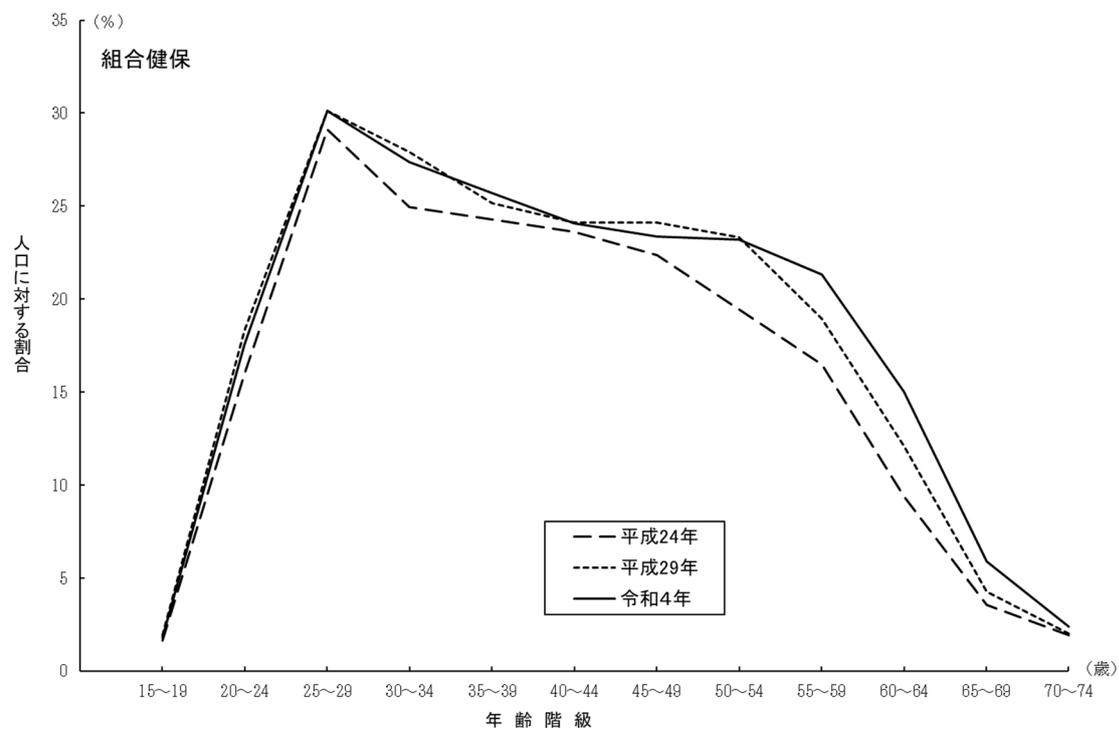


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図8-2 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移  
（各年10月1日現在）



（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



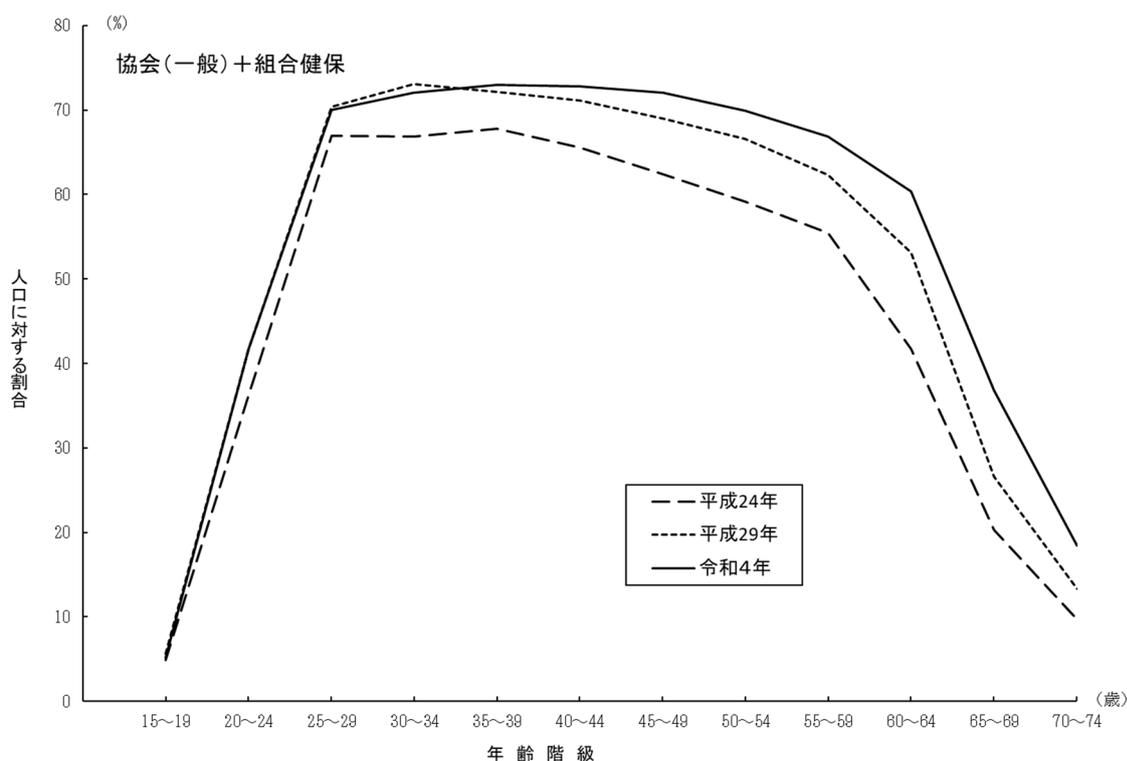
（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図9-1、9-2である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成24年から平成29年にかけては全ての年齢階級で増加しており、平成24年から令和4年にかけては、30代後半以降の全ての年齢階級で増加している。

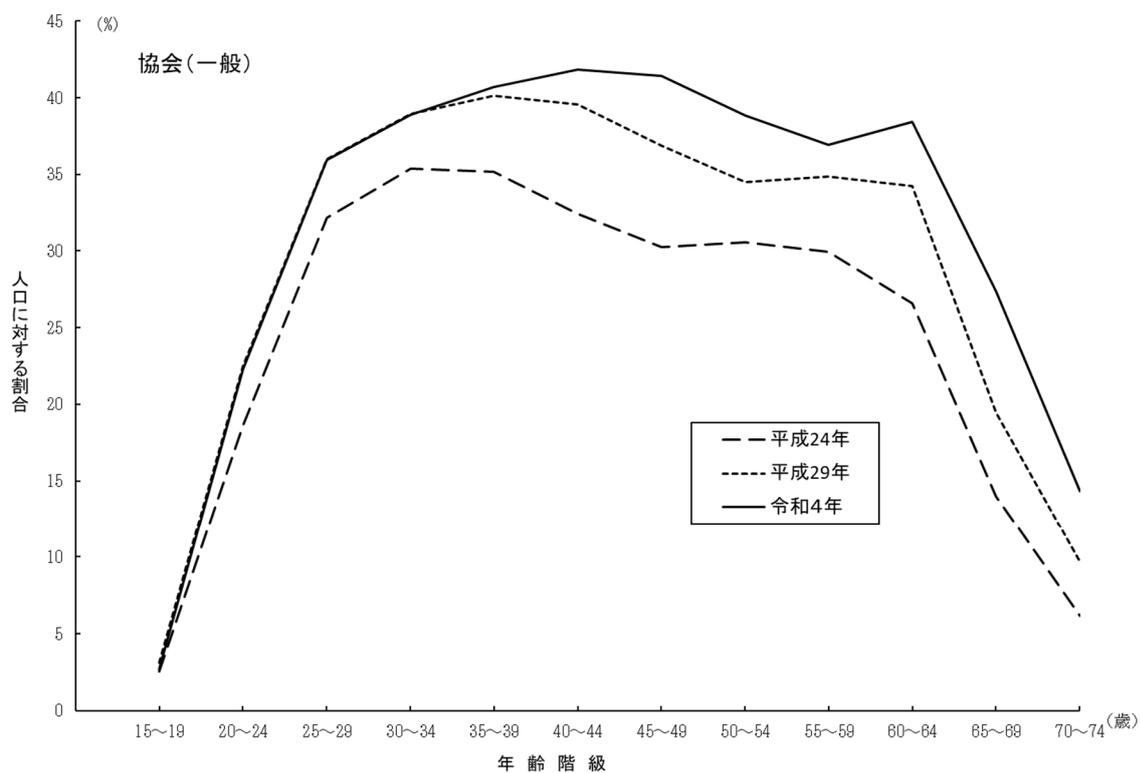
また、協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は、平成24年から平成29年にかけては全ての年齢階級で増加し、平成29年から令和4年にかけては、30代後半以降の全ての年齢階級で増加している。組合健保は、平成24年から平成29年にかけては、20代後半、30代後半、40代以外の年齢階級で増加しており、平成29年から令和4年にかけては、20代後半、30代前半、40代、50代前半以外の年齢階級で増加している。

図9-1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移  
(各年10月1日現在)

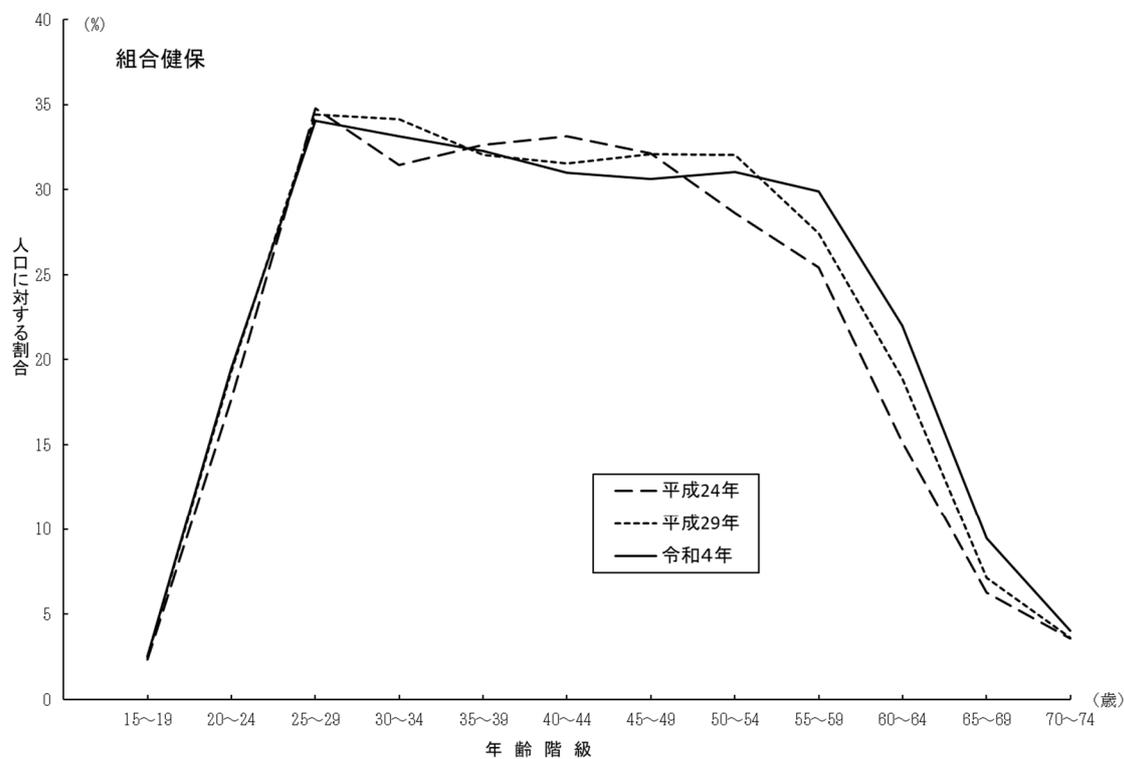


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図9-2 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移  
(各年10月1日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



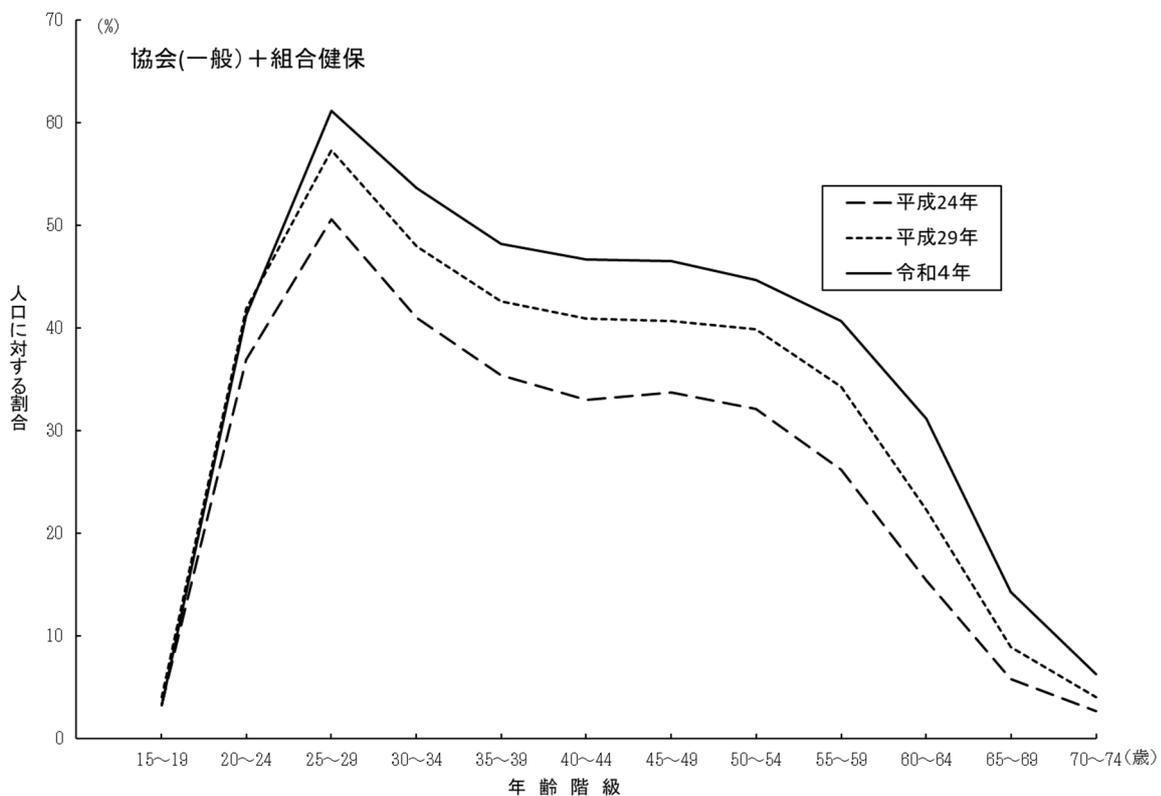
(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図10-1、10-2である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成24年から平成29年にかけては全ての年齢階級で増加しており、平成29年から令和4年にかけては20代後半以降の全ての年齢階級で増加している。なお、20代後半から50代後半での増加の幅が男性よりも大きくなっているが、これはそれぞれの期間の雇用環境の変化があるとともに、被用者として就労する女性が増加したことが大きく影響しているものと考えられる。

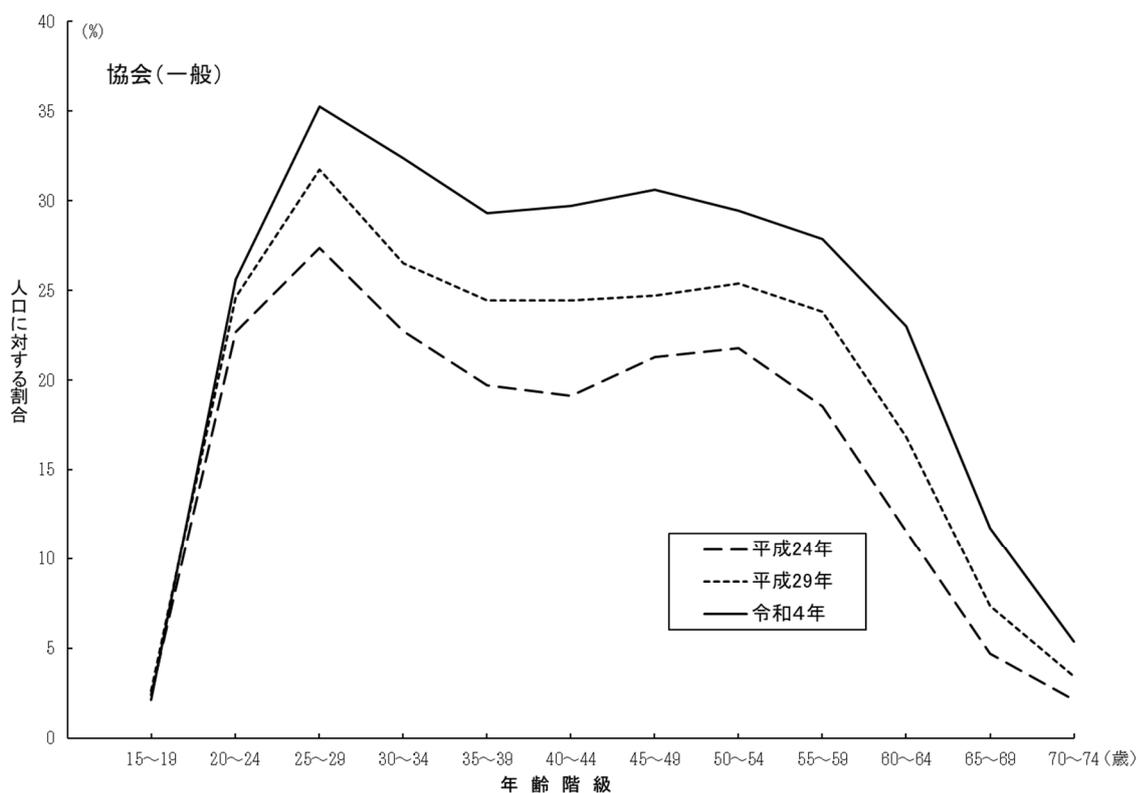
また、協会（一般）と組合健保のそれぞれを令和4年についてみると、協会（一般）、組合健保ともに20代後半でピークを迎えるが、組合健保はその後減少し続けるのに対して、協会（一般）は40代前半で再び増加に転じ、40代後半で再びピークを迎えた後に減少している。

図10-1 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移  
(各年10月1日現在)

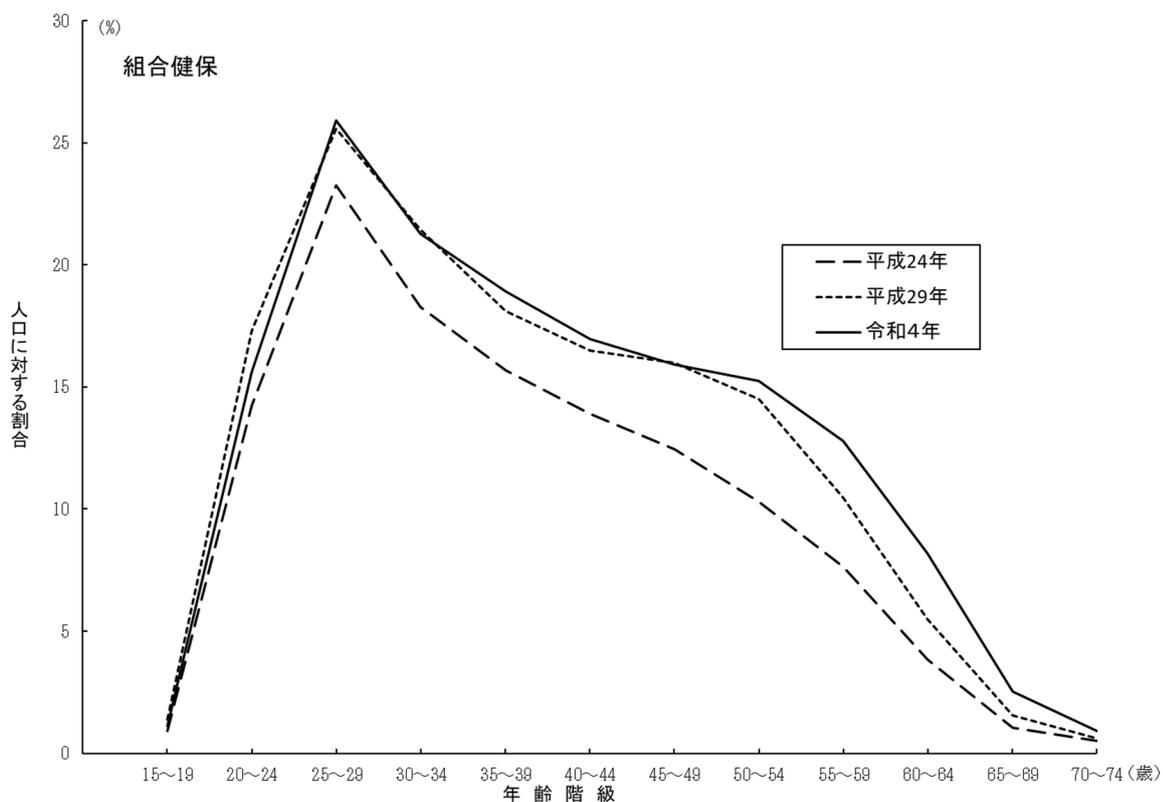


(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図10-2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移  
(各年10月1日現在)



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。



(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

2) コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下「被保険者割合」という。）をコーホート別の推移で示したものが、表19である。

協会（一般）・組合健保計の被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響によって20代で大きく増加、定年退職の影響によって60代で大きく減少し、平成24年から平成29年にかけて及び平成29年から令和4年にかけていずれについても60歳未満のコーホートで概ね増加している。

表19 コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年→平成29年①	平成29年→令和4年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	4.1	4.8	4.2	-	-	-
20～24	36.6	41.8	41.5	37.7	36.7	-1.0
25～29	58.9	64.0	65.7	27.4	23.9	-3.6
30～34	54.1	60.7	63.1	1.8	-0.9	-2.7
35～39	51.8	57.6	60.8	3.5	0.1	-3.4
40～44	49.5	56.2	59.9	4.4	2.4	-2.1
45～49	48.1	55.0	59.4	5.5	3.2	-2.3
50～54	45.6	53.3	57.4	5.2	2.4	-2.8
55～59	40.7	48.2	53.7	2.6	0.5	-2.1
60～64	28.3	37.5	45.6	-3.2	-2.6	0.6
65～69	12.7	17.5	25.2	-10.8	-12.3	-1.5
70～74	5.9	8.4	12.0	-4.3	-5.5	-1.1

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年→平成29年①	平成29年→令和4年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.5	2.9	2.4	-	-	-
20～24	20.6	23.5	23.9	21.0	21.0	0.0
25～29	29.8	33.9	35.6	13.3	12.1	-1.2
30～34	29.1	32.8	35.7	3.0	1.8	-1.2
35～39	27.5	32.4	35.1	3.3	2.3	-1.0
40～44	25.8	32.1	35.8	4.6	3.4	-1.1
45～49	25.8	30.9	36.1	5.0	4.0	-1.1
50～54	26.2	30.0	34.2	4.2	3.3	-0.9
55～59	24.2	29.3	32.4	3.1	2.4	-0.7
60～64	18.9	25.4	30.6	1.2	1.3	0.1
65～69	9.1	13.2	19.3	-5.7	-6.1	-0.4
70～74	4.0	6.4	9.6	-2.8	-3.6	-0.8

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年→平成29年①	平成29年→令和4年②	差 ②-①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	1.6	1.9	1.8	-	-	-
20～24	16.0	18.3	17.6	16.7	15.6	-1.0
25～29	29.1	30.1	30.1	14.1	11.8	-2.3
30～34	25.0	27.9	27.4	-1.2	-2.7	-1.5
35～39	24.3	25.2	25.7	0.2	-2.2	-2.4
40～44	23.6	24.1	24.1	-0.2	-1.1	-0.9
45～49	22.3	24.1	23.4	0.5	-0.8	-1.3
50～54	19.5	23.3	23.2	1.0	-0.9	-1.9
55～59	16.5	18.9	21.3	-0.5	-2.0	-1.4
60～64	9.4	12.1	15.0	-4.4	-3.9	0.5
65～69	3.6	4.3	5.9	-5.1	-6.2	-1.1
70～74	1.9	2.0	2.4	-1.5	-1.9	-0.3

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表20である。

協会（一般）・組合健保計の、男性についての被保険者割合をコーホートでみると、男女計と同様に、学卒者の新規加入の影響によって20代で大きく増加し、定年退職の影響によって60代で大きく減少しており、平成24年から平成29年にかけて及び平成29年から令和4年いずれについても60歳未満のコーホートで概ね増加している。

表20 コーホートでみた男性被保険者数の男性人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年→平成29年①	平成29年→令和4年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	4.9	5.6	5.2	-	-	-
20～24	36.3	41.7	41.7	36.9	36.1	-0.8
25～29	66.9	70.4	70.0	34.1	28.2	-5.9
30～34	66.8	73.0	72.1	6.1	1.7	-4.5
35～39	67.8	72.2	73.0	5.3	-0.1	-5.4
40～44	65.6	71.1	72.8	3.3	0.6	-2.7
45～49	62.4	69.0	72.0	3.4	0.9	-2.5
50～54	59.2	66.5	69.9	4.2	0.9	-3.2
55～59	55.4	62.3	66.8	3.1	0.3	-2.8
60～64	41.7	53.2	60.4	-2.2	-1.9	0.4
65～69	20.3	26.6	36.8	-15.1	-16.4	-1.2
70～74	9.7	13.3	18.4	-6.9	-8.2	-1.3

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年→平成29年①	平成29年→令和4年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.5	3.1	2.7	-	-	-
20～24	18.6	22.5	22.3	19.9	19.2	-0.8
25～29	32.1	36.0	35.9	17.4	13.4	-3.9
30～34	35.4	38.9	38.9	6.8	2.9	-3.9
35～39	35.1	40.1	40.7	4.7	1.8	-2.9
40～44	32.4	39.6	41.8	4.4	1.7	-2.7
45～49	30.2	36.9	41.4	4.5	1.8	-2.6
50～54	30.6	34.5	38.8	4.3	2.0	-2.3
55～59	29.9	34.8	36.9	4.3	2.4	-1.9
60～64	26.6	34.2	38.4	4.3	3.5	-0.8
65～69	14.0	19.4	27.3	-7.1	-6.9	0.2
70～74	6.2	9.7	14.3	-4.3	-5.1	-0.8

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年→平成29年①	平成29年→令和4年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.4	2.5	2.5	-	-	-
20～24	17.6	19.3	19.4	16.9	16.9	0.0
25～29	34.8	34.4	34.1	16.8	14.8	-2.0
30～34	31.5	34.1	33.2	-0.6	-1.3	-0.6
35～39	32.6	32.0	32.3	0.6	-1.9	-2.4
40～44	33.1	31.6	31.0	-1.1	-1.1	0.0
45～49	32.1	32.1	30.6	-1.1	-0.9	0.1
50～54	28.6	32.0	31.1	-0.1	-1.0	-0.9
55～59	25.4	27.4	29.9	-1.2	-2.1	-0.9
60～64	15.2	18.9	22.0	-6.5	-5.4	1.1
65～69	6.3	7.1	9.5	-8.0	-9.5	-1.5
70～74	3.6	3.6	4.1	-2.6	-3.1	-0.5

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表21である。

協会（一般）・組合健保計の、女性についての被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響により20代で大きく増加した後、30代前半で減少し、定年退職の影響によって60代で大きく減少している。

表21 コーホートでみた女性被保険者数の女性人口に対する割合（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）・組合健保計（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年→平成29年①	平成29年→令和4年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	3.3	4.0	3.2	-	-	-
20～24	36.9	41.9	41.2	38.6	37.2	-1.4
25～29	50.6	57.3	61.2	20.4	19.3	-1.1
30～34	41.0	47.9	53.6	-2.7	-3.7	-1.0
35～39	35.4	42.6	48.2	1.6	0.3	-1.3
40～44	33.0	40.9	46.7	5.5	4.1	-1.4
45～49	33.7	40.7	46.5	7.7	5.6	-2.1
50～54	32.1	39.9	44.7	6.2	4.0	-2.2
55～59	26.1	34.3	40.7	2.2	0.8	-1.4
60～64	15.4	22.3	31.2	-3.9	-3.1	0.8
65～69	5.7	8.9	14.2	-6.5	-8.1	-1.6
70～74	2.6	4.0	6.3	-1.7	-2.6	-0.9

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(2) 協会（一般）（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年→平成29年①	平成29年→令和4年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	2.4	2.6	2.1	-	-	-
20～24	22.7	24.6	25.6	22.2	23.0	0.8
25～29	27.4	31.7	35.2	9.1	10.6	1.6
30～34	22.7	26.5	32.4	-0.9	0.7	1.5
35～39	19.7	24.5	29.3	1.7	2.8	1.1
40～44	19.1	24.4	29.7	4.7	5.2	0.5
45～49	21.3	24.7	30.6	5.6	6.2	0.6
50～54	21.8	25.4	29.4	4.1	4.7	0.6
55～59	18.5	23.8	27.9	2.0	2.5	0.4
60～64	11.6	16.8	23.0	-1.7	-0.8	0.9
65～69	4.7	7.3	11.7	-4.2	-5.1	-0.9
70～74	2.1	3.4	5.4	-1.3	-2.0	-0.7

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

(3) 組合健保（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年→平成29年①	平成29年→令和4年②	差 ②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～19歳	0.9	1.4	1.1	-	-	-
20～24	14.2	17.3	15.6	16.4	14.2	-2.1
25～29	23.3	25.6	25.9	11.3	8.6	-2.7
30～34	18.3	21.5	21.3	-1.8	-4.3	-2.5
35～39	15.7	18.1	18.9	-0.2	-2.5	-2.4
40～44	13.9	16.5	17.0	0.8	-1.1	-2.0
45～49	12.4	16.0	15.9	2.1	-0.6	-2.7
50～54	10.3	14.5	15.2	2.0	-0.8	-2.8
55～59	7.6	10.5	12.8	0.2	-1.7	-1.9
60～64	3.8	5.5	8.2	-2.2	-2.3	-0.1
65～69	1.1	1.6	2.5	-2.3	-3.0	-0.7
70～74	0.5	0.6	0.9	-0.4	-0.7	-0.2

(注) 被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

## 15. コーホートによる続柄別扶養率の分析について

### 1) 子の場合

各年度の男女の被保険者における子の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減及びその差を示したものが表22である。

まず、各年度の子の扶養率について、男性被保険者について同じ年齢階級でみると、協会（一般）、組合健保ともに出生率の減少や未婚率の増加の影響で60歳未満の年齢階級では概ね年々減少している。また、令和4年における扶養率のピークは、協会（一般）、組合健保ともに40代前半となっている。女性被保険者について同じ年齢階級でみると、平成24年から平成29年にかけて扶養率が協会（一般）は概ね増加し、組合健保は20代後半まで増加し、以降は40代後半を除き減少している。平成29年から令和4年にかけて協会（一般）は概ね減少しており、組合健保でも概ね減少している。また、令和4年における扶養率のピークは、協会（一般）、組合健保ともに40代前半歳となっている。

次に、その特徴をコーホートで①20代から30代、②40代以降の年齢階級別にみると次のようになる。

#### ① 20代から30代

この年代は、結婚に伴う子の誕生によって扶養率が増加している。

平成29年から令和4年におけるコーホートでみた扶養率の増加は、男性については協会（一般）が30代前半、組合健保が30代後半、女性については協会（一般）、組合健保ともに30代後半が最も大きい。

#### ②40代以降

40代以降は男女ともに、子の成長により概ね扶養率は減少している。

平成29年から令和4年におけるコーホートでみた扶養率は、協会（一般）、組合健保の男女ともに40代後半以降は全ての年齢階級で減少している。

また、コーホートでみた扶養率の増減の差をみると、男性について、協会（一般）では20代及び30代で減少しており、それ以降は増加している。なお、40代後半以降においては、コーホートでみた扶養率は減少しているが平成24年から平成29年にかけての扶養率の減少に比べて平成29年から令和4年にかけての扶養率の減少は小さくなっている。組合健保では、概ね年齢階級による明確な傾向は見られない。女性について、協会（一般）では、40代後半及び50代を除き、すべての年齢階級で減少している。組合健保では、30代後半以降、50代前半を除き増加している。

表22-1 男性被保険者における子の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年→平成29年①	平成29年→令和4年②	差②-①
総数	0.650	0.590	0.541	-	-	-
15～19歳	0.011	0.013	0.007	-	-	-
20～24	0.084	0.073	0.051	0.062	0.038	-0.024
25～29	0.304	0.241	0.202	0.157	0.129	-0.028
30～34	0.669	0.626	0.523	0.321	0.282	-0.039
35～39	0.956	0.935	0.874	0.266	0.248	-0.018
40～44	1.078	1.021	1.015	0.066	0.080	0.015
45～49	1.087	0.930	0.916	-0.148	-0.105	0.043
50～54	0.861	0.710	0.663	-0.377	-0.266	0.111
55～59	0.476	0.417	0.381	-0.444	-0.329	0.114
60～64	0.210	0.202	0.191	-0.274	-0.226	0.047
65～69	0.119	0.117	0.114	-0.093	-0.089	0.004
70～74	0.079	0.081	0.082	-0.038	-0.035	0.003

(注) 総数については75歳以上を除いて算出している。

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年→平成29年①	平成29年→令和4年②	差②-①
総数	0.712	0.689	0.642	-	-	-
15～19歳	0.014	0.009	0.000	-	-	-
20～24	0.064	0.036	0.024	0.023	0.015	-0.007
25～29	0.208	0.178	0.148	0.114	0.111	-0.003
30～34	0.601	0.594	0.549	0.386	0.371	-0.015
35～39	0.949	0.983	0.982	0.381	0.388	0.006
40～44	1.122	1.124	1.136	0.175	0.153	-0.022
45～49	1.216	1.109	1.067	-0.013	-0.058	-0.045
50～54	0.993	0.905	0.838	-0.311	-0.271	0.040
55～59	0.531	0.506	0.478	-0.486	-0.427	0.060
60～64	0.186	0.204	0.203	-0.327	-0.303	0.023
65～69	0.103	0.100	0.094	-0.085	-0.110	-0.024
70～74	0.049	0.068	0.061	-0.035	-0.040	-0.005

(注) 総数については75歳以上を除いて算出している。

表22-2 女性被保険者における子の扶養率（各年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年→平成29年①	平成29年→令和4年②	差②-①
総数	0.177	0.174	0.162	-	-	-
15～19歳	0.003	0.004	0.003	-	-	-
20～24	0.013	0.016	0.015	0.013	0.011	-0.002
25～29	0.058	0.059	0.056	0.046	0.041	-0.005
30～34	0.163	0.172	0.148	0.114	0.089	-0.025
35～39	0.297	0.298	0.281	0.135	0.108	-0.027
40～44	0.378	0.346	0.334	0.049	0.036	-0.013
45～49	0.320	0.298	0.279	-0.080	-0.067	0.013
50～54	0.195	0.187	0.183	-0.133	-0.115	0.018
55～59	0.095	0.095	0.095	-0.100	-0.091	0.008
60～64	0.050	0.052	0.052	-0.042	-0.043	-0.001
65～69	0.034	0.036	0.038	-0.014	-0.015	-0.000
70～74	0.027	0.030	0.031	-0.004	-0.004	-0.000

(注) 総数については75歳以上を除いて算出している。

(2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年→平成29年①	平成29年→令和4年②	差②-①
総数	0.117	0.114	0.110	-	-	-
15～19歳	0.000	0.000	0.000	-	-	-
20～24	0.003	0.012	0.009	0.012	0.009	-0.003
25～29	0.028	0.034	0.031	0.030	0.019	-0.011
30～34	0.093	0.087	0.076	0.059	0.042	-0.017
35～39	0.178	0.162	0.176	0.069	0.088	0.020
40～44	0.223	0.216	0.205	0.038	0.042	0.004
45～49	0.180	0.198	0.204	-0.024	-0.012	0.012
50～54	0.168	0.138	0.138	-0.042	-0.061	-0.019
55～59	0.087	0.064	0.067	-0.105	-0.071	0.033
60～64	0.053	0.028	0.032	-0.058	-0.031	0.027
65～69	0.067	0.022	0.021	-0.030	-0.007	0.023
70～74	0.025	0.008	0.007	-0.059	-0.016	0.043

(注) 総数については75歳以上を除いて算出している。

## 2) 配偶者の場合

各年度の男性被保険者における配偶者の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減を示したものが表23である。

まず、各年度の配偶者の扶養率について、同じ年齢階級でみると、被用者として就労する女性の増加、非婚男性の増加などの影響により減少傾向にある。コーホートでみると次のようになる。

平成29年から令和4年におけるコーホートでみた扶養率の増減は、協会（一般）は30代後半まで増加し、40代から50代で減少した後、60代では概ね増加している。組合健保は30代後半まで増加し、その後は概ね減少している。

この変化の要因は、それぞれ40代以降の減少は配偶者が働き始めるため、60代以降の増加は働いていた配偶者が退職するため、70代前半の減少は75歳以上の配偶者が後期高齢者医療制度に適用され被扶養者でなくなるためと考えられる。

また、コーホートでみた扶養率の増減の差をみると、協会（一般）は40代以降で、60代前半を除き増加している。組合健保は全ての年齢階級で減少している。

表23 男性被保険者における配偶者の扶養率（各年10月1日現在）

### (1) 協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年→平成29年①	平成29年→令和4年②	差②－①
総数	0.404	0.350	0.303	-	-	-
15～19歳	0.015	0.015	0.008	-	-	-
20～24	0.068	0.052	0.031	0.037	0.016	-0.021
25～29	0.184	0.130	0.089	0.062	0.038	-0.025
30～34	0.324	0.262	0.188	0.078	0.058	-0.020
35～39	0.404	0.343	0.274	0.019	0.013	-0.007
40～44	0.428	0.365	0.313	-0.039	-0.030	0.009
45～49	0.427	0.361	0.314	-0.067	-0.051	0.016
50～54	0.434	0.365	0.316	-0.062	-0.045	0.018
55～59	0.479	0.404	0.345	-0.030	-0.020	0.010
60～64	0.590	0.505	0.428	0.026	0.024	-0.002
65～69	0.637	0.583	0.522	-0.006	0.018	0.024
70～74	0.581	0.558	0.531	-0.080	-0.052	0.027

(注) 総数については75歳以上を除いて算出している。

### (2) 組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成24年	平成29年	令和4年	平成24年→平成29年①	平成29年→令和4年②	差②－①
総数	0.462	0.413	0.349	-	-	-
15～19歳	0.014	0.009	0.003	-	-	-
20～24	0.049	0.029	0.015	0.016	0.005	-0.010
25～29	0.152	0.109	0.069	0.061	0.040	-0.021
30～34	0.335	0.273	0.196	0.122	0.087	-0.035
35～39	0.468	0.403	0.317	0.069	0.043	-0.025
40～44	0.523	0.455	0.388	-0.013	-0.016	-0.003
45～49	0.564	0.493	0.405	-0.030	-0.050	-0.020
50～54	0.569	0.513	0.438	-0.052	-0.054	-0.003
55～59	0.617	0.560	0.485	-0.009	-0.028	-0.019
60～64	0.714	0.637	0.552	0.020	-0.008	-0.028
65～69	0.777	0.731	0.643	0.017	0.006	-0.011
70～74	0.672	0.749	0.678	-0.028	-0.053	-0.025

(注) 総数については75歳以上を除いて算出している。

(参考) 事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合

厚生年金保険業態別規模別適用状況調を用いて、協会（一般）の任意継続被保険者以外の被保険者について、事業所の業態分類別、規模別に事業所数及び被保険者数の構成割合を示したものが表24である。

事業所数については、事業所規模5人未満の事業所が全体の約7割、50人未満の事業所が全体の約97%を占めている。これを業態別にみると、いずれの業態も事業所規模5人未満の事業所の割合が最も高くなっており、特に不動産業・物品賃貸業については、事業所規模5人未満の事業所が9割、50人未満で約99%を占めている。

また、被保険者数については、事業所規模10～49人が最も高くなっており、約3割を占めている。これを業態別にみると、多くの業態で10～49人が最も高い割合を占めているが、不動産業・物品賃貸業は事業所規模5人未満、医療・福祉及び公務については、100～299人、複合サービス業及びサービス業については、1,000人以上の割合の方が高くなっている。

表24 事業所の業態分類別・規模別構成割合（協会（一般）、令和4年9月1日現在）

(1) 事業所数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総数	100.0%	68.6%	14.7%	13.7%	1.7%	1.0%	0.2%	0.1%	0.0%
農林水産業	100.0%	66.6%	19.6%	12.8%	0.7%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	47.9%	20.2%	28.4%	2.6%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%
建設業	100.0%	67.0%	18.7%	13.3%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
製造業	100.0%	53.7%	17.3%	22.9%	3.5%	2.1%	0.3%	0.1%	0.1%
食品	100.0%	51.5%	16.7%	23.1%	4.5%	3.2%	0.6%	0.3%	0.1%
繊維工業・繊維製品	100.0%	62.1%	14.8%	19.3%	2.5%	1.2%	0.1%	0.1%	0.0%
木材・木製品	100.0%	63.1%	17.2%	17.1%	1.6%	0.8%	0.1%	0.0%	0.0%
化学工業	100.0%	48.3%	17.4%	27.0%	4.1%	2.7%	0.4%	0.2%	0.0%
金属工業	100.0%	51.5%	19.5%	24.1%	3.1%	1.5%	0.2%	0.1%	0.0%
機械器具	100.0%	49.0%	18.0%	25.5%	4.3%	2.6%	0.3%	0.2%	0.1%
その他	100.0%	59.9%	16.0%	19.6%	2.8%	1.5%	0.2%	0.1%	0.0%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	71.1%	14.0%	12.5%	1.4%	0.8%	0.1%	0.1%	0.1%
情報通信業	100.0%	75.3%	11.0%	11.5%	1.4%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%
運輸業・郵便業	100.0%	40.1%	18.3%	32.8%	5.1%	2.9%	0.4%	0.2%	0.2%
卸売業・小売業	100.0%	72.1%	14.2%	11.5%	1.3%	0.7%	0.1%	0.1%	0.0%
金融業・保険業	100.0%	78.5%	12.5%	7.4%	0.7%	0.7%	0.1%	0.1%	0.0%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	91.6%	4.8%	3.1%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
学術研究・専門・技術サービス	100.0%	80.8%	10.8%	7.4%	0.7%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	75.6%	13.0%	9.7%	1.0%	0.6%	0.1%	0.1%	0.0%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	72.8%	13.5%	11.6%	1.3%	0.6%	0.1%	0.1%	0.0%
教育・学習支援業	100.0%	66.6%	13.0%	17.1%	2.0%	0.9%	0.1%	0.2%	0.1%
医療・福祉	100.0%	48.8%	19.7%	23.2%	4.3%	3.2%	0.5%	0.3%	0.1%
複合サービス業	100.0%	74.8%	11.1%	9.8%	1.5%	1.5%	0.6%	0.5%	0.3%
サービス業	100.0%	65.5%	15.8%	14.5%	2.1%	1.5%	0.3%	0.2%	0.1%
公務	100.0%	47.8%	14.4%	21.0%	5.7%	7.0%	2.0%	1.5%	0.7%

(2) 被保険者数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総数	100.0%	10.6%	9.7%	27.4%	11.7%	16.5%	6.1%	6.4%	11.7%
農林水産業	100.0%	20.5%	20.8%	37.0%	7.9%	6.3%	2.0%	1.4%	4.1%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	7.2%	12.5%	49.9%	16.1%	10.0%	2.7%	1.6%	0.0%
建設業	100.0%	19.2%	21.5%	41.7%	8.0%	5.5%	1.5%	1.3%	1.2%
製造業	100.0%	5.9%	7.3%	30.6%	15.6%	21.2%	6.7%	5.8%	6.8%
食品	100.0%	4.0%	4.9%	22.1%	14.1%	23.4%	9.5%	9.1%	12.9%
繊維工業・繊維製品	100.0%	9.6%	9.8%	38.6%	17.4%	18.1%	2.2%	4.4%	0.0%
木材・木製品	100.0%	12.3%	12.9%	38.6%	13.1%	15.4%	4.7%	0.8%	2.3%
化学工業	100.0%	4.6%	6.3%	31.5%	15.4%	23.5%	8.1%	6.8%	3.8%
金属工業	100.0%	7.5%	10.0%	38.6%	16.6%	18.1%	4.9%	3.7%	0.5%
機械器具	100.0%	4.7%	6.5%	29.2%	16.2%	22.2%	6.8%	5.9%	8.6%
その他	100.0%	8.3%	8.8%	33.8%	16.1%	19.3%	5.1%	4.0%	4.8%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	12.4%	11.0%	28.9%	11.8%	14.6%	5.2%	5.0%	11.0%
情報通信業	100.0%	15.2%	10.4%	33.2%	13.6%	15.3%	4.6%	3.2%	4.4%
運輸業・郵便業	100.0%	2.8%	5.2%	29.8%	14.7%	19.7%	6.0%	7.0%	14.9%
卸売業・小売業	100.0%	13.6%	11.0%	26.8%	10.5%	13.6%	4.8%	6.0%	13.8%
金融業・保険業	100.0%	18.9%	12.5%	21.2%	8.3%	18.1%	7.8%	6.8%	6.4%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	38.3%	10.4%	20.2%	7.6%	9.4%	3.2%	3.9%	6.9%
学術研究・専門・技術サービス	100.0%	25.2%	15.3%	30.2%	9.7%	10.1%	3.1%	3.8%	2.7%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	15.6%	11.1%	24.9%	9.1%	12.5%	3.7%	5.3%	17.7%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	14.9%	11.6%	30.3%	11.7%	13.8%	4.8%	4.7%	8.1%
教育・学習支援業	100.0%	9.1%	7.4%	31.9%	11.6%	13.4%	5.0%	9.4%	12.4%
医療・福祉	100.0%	3.7%	6.3%	24.0%	14.5%	25.1%	9.8%	8.9%	7.7%
複合サービス業	100.0%	5.3%	3.4%	9.5%	4.9%	12.8%	11.3%	15.4%	37.4%
サービス業	100.0%	6.7%	6.3%	18.0%	9.0%	15.0%	6.9%	7.3%	30.8%
公務	100.0%	1.4%	1.8%	8.8%	7.8%	23.2%	14.8%	20.1%	22.0%

資料出所：厚生年金保険 業態別規模別適用状況調(令和4年9月1日現在) (厚生労働省年金局)

### 第3章 調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）

本調査では、船員保険の全ての被保険者（58,086人）及び異動者（33,695人）について集計を行った。

#### 1. 加入者の年齢構成

船員保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口の年齢構成と比較したものが表1、図1-1及び図1-2である。

船員保険の加入者の年齢構成を総人口の年齢構成と比較すると、20歳未満では総人口の16.0%に対し24.1%、20～39歳では総人口の21.1%に対し27.0%、40～64歳では総人口の33.9%に対し37.1%と、65歳未満では総人口より船員保険の方が高いが、65～74歳では、総人口の13.5%に対して10.9%と、船員保険の方が低い。

また、年齢構成を年齢階級別にみると、45歳未満及び55～69歳では船員保険が総人口を上回っているが、それ以外の年齢階級では逆に総人口を下回っている。

さらに、船員保険の強制適用の加入者の年齢構成について、適用区分別（船舶種別）に比較してみると、どの適用区分においても概ね同じような構成割合だが、汽船等については50～54歳、漁船（い）及び漁船（ろ）については20～24歳で割合が高い。

表1 総人口及び船員保険加入者の年齢構成（令和4年10月1日現在）

（単位：％）

年 齢 階 級	総人口	船員保険	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	3.4	5.6	(71.8)	(2.3)	(23.2)
5～9	4.0	6.1	5.8	4.9	5.4
10～14	4.2	6.2	6.2	5.2	6.5
15～19	4.4	6.2	6.3	4.8	6.6
20～24	5.0	8.0	6.3	5.0	6.2
25～29	5.1	6.3	7.5	9.0	10.3
30～34	5.2	6.3	6.3	8.3	6.5
35～39	5.2	6.2	6.5	6.9	5.7
40～44	5.8	6.5	6.5	8.1	6.7
45～49	6.4	6.5	6.7	8.1	6.4
50～54	7.6	7.1	7.7	6.9	5.8
55～59	7.6	7.5	7.9	7.2	6.6
60～64	6.5	7.9	8.1	8.2	7.3
65～69	6.0	8.1	7.7	8.2	8.1
70～74	6.0	6.5	5.8	5.9	6.5
75歳以上	7.5	4.4	3.8	3.0	4.4
75歳以上	15.5	0.8	0.8	0.4	1.0
(再 掲)					
0～19	16.0	24.1	24.7	19.9	24.7
うち未就学児	4.5	7.4	7.6	6.2	7.3
20～39	21.1	27.0	26.8	32.2	29.2
40～64	33.9	37.1	38.1	38.6	34.2
65～74	13.5	10.9	9.6	8.9	10.9
平均年齢（歳）	...	38.4	37.9	38.4	37.5

（注1） 「総人口」は、総務省統計局「令和4年10月1日現在推計人口」を用いている。

（注2） カッコ内は総数に対する割合である。

図1-1 船員保険加入者の年齢構成（令和4年10月1日現在）

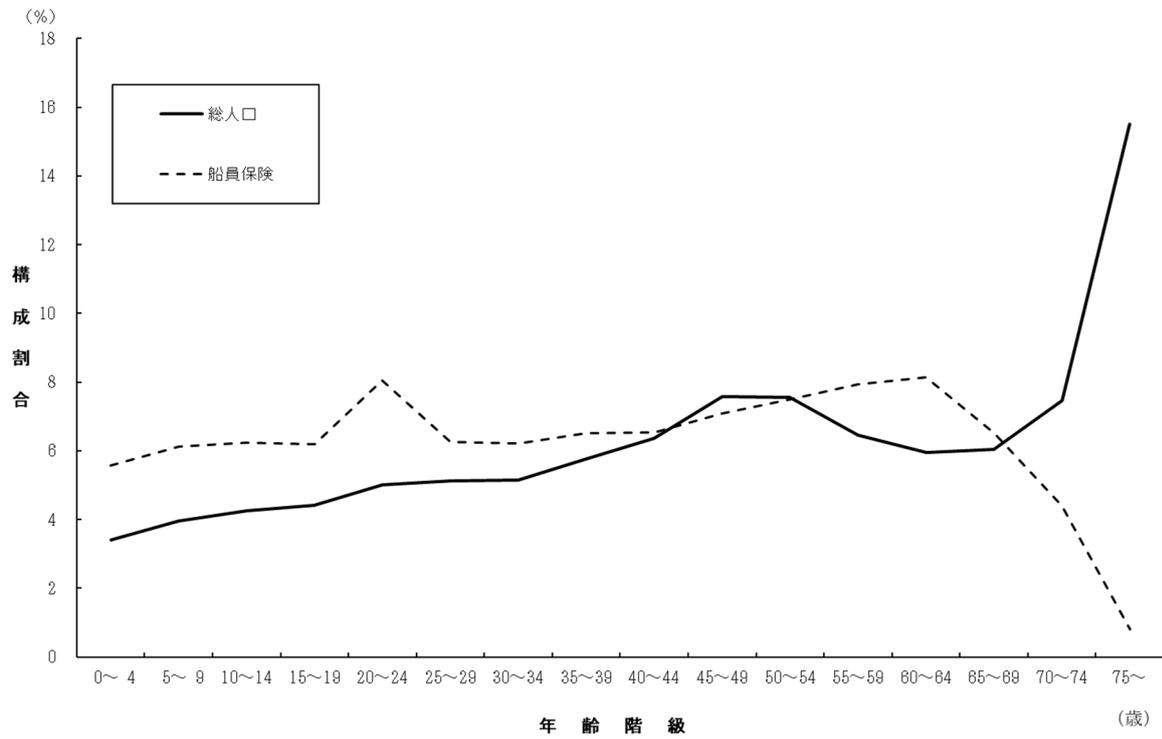
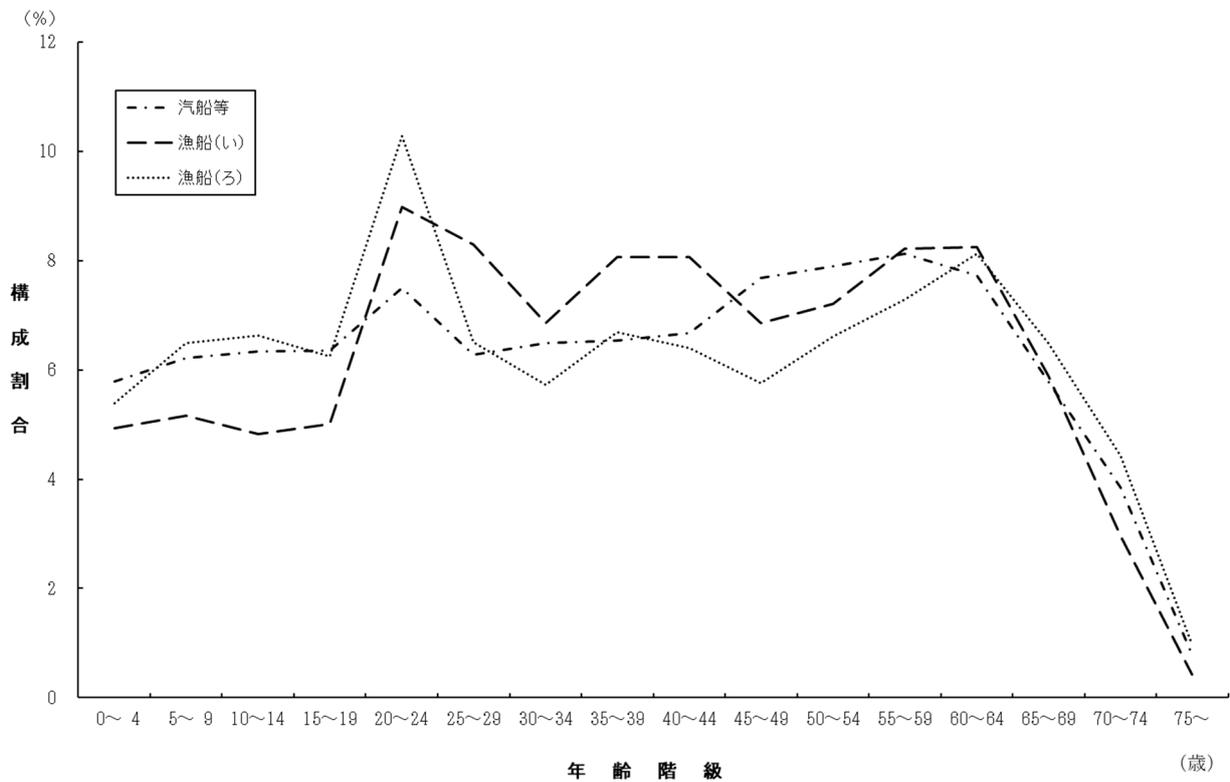


図1-2 船員保険強制適用加入者の年齢構成（令和4年10月1日現在）



## 2. 被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成30年～令和4年までの調査結果を示したものが表2である。

まず、20歳未満の構成割合は減少傾向にあり、令和4年は1.2%である。20～39歳の構成割合は増加傾向が続いており、令和4年は36.4%である。40～64歳の構成割合は減少傾向にあり、令和4年は47.5%である。65～74歳の年齢構成は概ね増加傾向にあり、令和4年は13.3%である。

次に、令和4年の年齢構成を男女別にみると、男性は60～64歳の割合が最も高く10.3%、続いて55～59歳の10.1%、20～24歳の9.7%である。女性は20～24歳の割合が最も高く29.4%、続いて25～29歳の19.0%であり、20代で5割弱を占めている。

また、船舶種別にみると、汽船等は45～49歳の割合が最も高く10.3%、漁船（い）は25～29歳の割合が最も高く11.8%、漁船（ろ）は20～24歳の割合が最も高く14.8%である。

最後に、被保険者の平均年齢は低下傾向にあり、令和4年には46.6歳である。男女別の平均年齢は、男性が46.8歳、女性が34.8歳であり、船舶種別の平均年齢は、汽船等が46.5歳、漁船（い）が44.1歳、漁船（ろ）が45.2歳である。

表2 被保険者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：％）

年齢階級	平成30年	令和元年	2年	3年	令和4年					
					総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (98.0)	100.0 (2.0)	100.0 (70.4)	100.0 (2.7)	100.0 (23.9)
15～19歳	1.7	1.8	1.5	1.2	1.2	1.1	3.3	0.9	1.8	2.0
20～24	9.2	9.6	9.8	9.9	10.1	9.7	29.4	8.9	10.2	14.8
25～29	8.5	8.6	8.7	8.8	9.4	9.2	19.0	9.6	11.8	9.3
30～34	7.8	7.8	8.0	8.3	8.5	8.5	10.6	9.2	9.2	7.1
35～39	8.2	8.3	8.4	8.4	8.4	8.4	8.1	8.5	9.9	8.5
40～44	8.6	8.7	8.7	8.7	8.5	8.6	6.8	8.8	10.8	8.4
45～49	9.2	9.0	9.3	9.4	9.3	9.4	5.2	10.3	9.1	7.4
50～54	9.8	9.6	9.5	9.7	9.5	9.5	7.0	10.1	8.7	8.3
55～59	11.5	10.9	10.6	10.0	10.0	10.1	4.0	10.5	9.9	9.0
60～64	11.7	11.2	10.8	10.4	10.1	10.3	1.7	9.8	9.0	10.4
65～69	9.3	9.0	8.7	8.5	8.1	8.2	1.9	7.3	5.8	7.9
70～74	3.5	4.3	4.9	5.4	5.2	5.3	1.6	4.5	3.0	5.0
75歳以上	1.0	1.2	1.1	1.2	1.6	1.6	1.3	1.6	0.7	1.8
(再掲) 20～39歳	33.6	34.3	34.8	35.4	36.4	35.8	67.2	36.3	41.2	39.8
40～64	50.8	49.5	48.9	48.3	47.5	48.0	24.7	49.4	47.5	43.5
65～74	12.8	13.2	13.6	13.9	13.3	13.5	3.5	11.9	8.8	12.9
平均年齢（歳）	47.0	46.9	46.9	46.8	46.6	46.8	34.8	46.5	44.1	45.2

（注1）令和3年以前の数値は、男女総数のものである。

（注2）カッコ内は総数に対する割合である。

### 3. 被扶養者の年齢構成

まず、被扶養者の年齢構成について、平成30年～令和4年までの調査結果を示したものが表3である。

被扶養者の20歳未満の割合は増加傾向にあり、令和4年は48.4%である。20～39歳の割合は減少傾向にあり、令和4年は17.1%である。40～64歳の割合も減少傾向にあり、令和4年には26.2%である。65～74歳の割合は概ね増加傾向にあり、令和4年には8.3%である。

また、適用区分別（船舶種別）にみると、どの適用区分においても概ね適用区分総数とほぼ同じ傾向にある。

表3 被扶養者の年齢構成（各年10月1日現在）

（単位：%）

年齢階級	平成30年	令和元年	2年	3年	令和4年			
					総数	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0 (73.2)	100.0 (1.9)	100.0 (22.4)
0～4歳	11.2	11.1	11.3	11.3	11.5	11.7	12.5	11.5
5～9	11.5	11.9	12.1	12.4	12.6	12.5	13.1	13.9
10～14	11.0	11.4	11.7	12.3	12.9	12.8	12.3	14.1
15～19	11.9	11.6	11.4	11.3	11.5	11.9	10.0	11.0
20～24	6.0	6.0	6.0	5.9	5.8	6.1	7.1	5.1
25～29	3.3	3.2	3.1	3.0	2.9	2.8	2.8	3.3
30～34	4.1	4.0	3.9	3.9	3.7	3.7	3.2	4.1
35～39	4.4	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	5.2	4.7
40～44	4.6	4.5	4.5	4.4	4.4	4.5	3.8	4.1
45～49	5.1	4.9	4.9	4.8	4.7	5.1	3.4	3.9
50～54	5.5	5.4	5.3	5.4	5.4	5.6	4.9	4.7
55～59	6.4	6.3	6.1	5.7	5.7	5.7	5.6	5.4
60～64	6.6	6.5	6.3	6.2	6.0	5.7	7.1	5.6
65～69	5.6	5.4	5.3	5.2	4.8	4.2	6.1	4.9
70～74	2.8	3.2	3.6	3.8	3.5	3.2	2.8	3.8
75歳以上	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	0.0
(再掲)								
0～19歳	45.6	46.1	46.5	47.3	48.4	48.8	47.9	50.5
うち未就学児	14.6	14.8	14.9	15.1	15.2	15.4	15.9	15.6
20～39	17.8	17.7	17.4	17.2	17.1	17.2	18.3	17.2
40～64	28.2	27.6	27.1	26.5	26.2	26.6	24.8	23.6
65～74	8.4	8.6	8.9	9.0	8.3	7.4	8.9	8.7

（注）カッコ内は総数に対する割合である。

次に、令和4年における被扶養者の続柄別の年齢構成を示したものが表4である。

被扶養者全体に占める子の割合は55.8%である。また、子の大半は20歳未満で、20歳以上の子の割合は7.8%である。配偶者の割合は40.0%であり、60～64歳の割合が最も高い。直系尊属は2.9%であり、60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。その他の被扶養者（兄弟姉妹等）は1.3%であり、年齢階級で大きな違いはみられない。

表4 被扶養者の続柄別年齢構成（令和4年10月1日現在）

(単位：%)

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	100.0	55.8	40.0	2.9	1.3
0～4歳	11.5	11.4	・	－	0.1
5～9	12.6	12.5	・	－	0.1
10～14	12.9	12.8	・	－	0.1
15～19	11.5	11.3	0.0	－	0.1
20～24	5.8	5.3	0.5	－	0.1
25～29	2.9	1.1	1.8	－	0.0
30～34	3.7	0.7	3.0	－	0.0
35～39	4.5	0.4	4.1	0.0	0.0
40～44	4.4	0.2	4.1	0.0	0.1
45～49	4.7	0.1	4.5	0.0	0.1
50～54	5.4	0.0	5.1	0.1	0.1
55～59	5.7	－	5.4	0.2	0.1
60～64	6.0	－	5.5	0.4	0.1
65～69	4.8	－	3.9	0.7	0.1
70～74	3.5	0.0	2.1	1.3	0.1
75歳以上	0.0	－	0.0	0.0	－
(再掲) 未就学児	15.2	15.1	・	－	0.1

#### 4. 年齢階級別扶養率

まず、被保険者の年齢階級別にみた被保険者1人当たり被扶養者数（扶養率）の平成30年～令和4年の調査結果を示したものが表5であり、令和4年の総数及び船舶種別の状況をグラフにしたものが図2である。

年齢階級総数における扶養率は減少傾向にあり、令和4年は0.945となっている。また、近年の扶養率の動きを年齢階級別に見ると、ピークとなる年齢階級は直近5年は全て40～44歳である。

令和4年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性の扶養率は、年齢の上昇とともに概ね増加し、40～44歳の1.786がピークである。それ以降は減少傾向に転じ、平均扶養率は0.963となっている。女性の扶養率のピークも40～44歳の0.269であり、平均扶養率は0.072である。

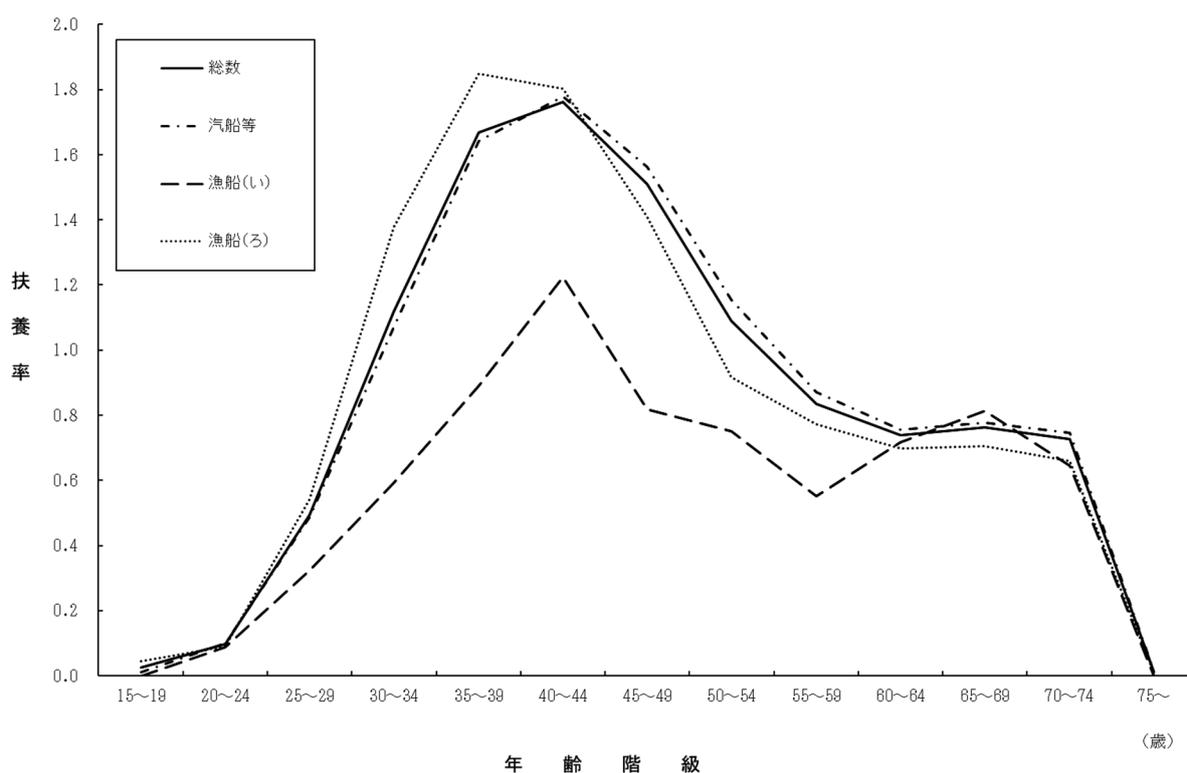
また、船舶種別にみると、平均扶養率は汽船等が0.983、漁船（い）が0.648、漁船（ろ）が0.882となっている。年齢階級別扶養率は年齢の上昇とともに概ね増加し、汽船等及び漁船（い）は40～44歳、漁船（ろ）は35～39歳でピークを迎え、その後低下傾向に転じている。

表5 被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月1日現在）

年齢階級	平成30年	令和元年	2年	3年	令和4年					
					総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.036	1.012	0.997	0.976	0.945	0.963	0.072	0.983	0.648	0.882
15～19歳	0.046	0.026	0.031	0.038	0.025	0.026	-	0.011	-	0.046
20～24	0.163	0.147	0.143	0.125	0.098	0.103	0.012	0.100	0.087	0.090
25～29	0.610	0.574	0.552	0.536	0.494	0.512	0.064	0.487	0.323	0.542
30～34	1.325	1.277	1.224	1.157	1.118	1.144	0.098	1.071	0.593	1.379
35～39	1.753	1.757	1.716	1.693	1.669	1.699	0.129	1.641	0.891	1.849
40～44	1.808	1.814	1.813	1.783	1.762	1.786	0.269	1.779	1.224	1.803
45～49	1.536	1.501	1.502	1.508	1.510	1.525	0.117	1.562	0.818	1.409
50～54	1.199	1.164	1.139	1.105	1.091	1.105	0.099	1.153	0.752	0.917
55～59	0.928	0.912	0.888	0.857	0.836	0.842	0.065	0.871	0.551	0.771
60～64	0.831	0.814	0.803	0.768	0.739	0.741	0.100	0.756	0.718	0.697
65～69	0.818	0.806	0.797	0.788	0.763	0.766	-	0.778	0.813	0.704
70～74	0.789	0.788	0.783	0.755	0.728	0.732	-	0.745	0.646	0.659
75歳以上	0.013	0.004	0.005	0.017	0.011	0.011	-	0.012	-	0.008

(注) 令和3年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図2 被保険者の年齢階級別扶養率（令和4年10月1日現在）



次に、令和4年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表6である。年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は0.527、配偶者は0.378、直系尊属は0.027、その他は0.012となっている。

被保険者の年齢階級別にみると、子及び直系尊属の扶養率は山型をなしており、ピークはともに40~44歳で、それぞれ1.238、0.081である。配偶者の扶養率は35~54歳で横ばいとなっているものの、概ね年齢の上昇とともに増加する傾向にあり、ピークは65~69歳の0.630である。

表6 被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（令和4年10月1日現在）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総数	0.945	0.527	0.378	0.027	0.012
15~19歳	0.025	0.003	0.007	0.007	0.007
20~24	0.098	0.052	0.034	0.009	0.003
25~29	0.494	0.307	0.152	0.027	0.009
30~34	1.118	0.758	0.307	0.044	0.009
35~39	1.669	1.180	0.418	0.061	0.010
40~44	1.762	1.238	0.427	0.081	0.016
45~49	1.510	1.009	0.422	0.061	0.017
50~54	1.091	0.634	0.422	0.022	0.013
55~59	0.836	0.363	0.456	0.001	0.016
60~64	0.739	0.188	0.534	0.000	0.018
65~69	0.763	0.118	0.630	-	0.015
70~74	0.728	0.090	0.625	-	0.013
75歳以上	0.011	-	0.011	-	-

## 5. 標準報酬月額別扶養率

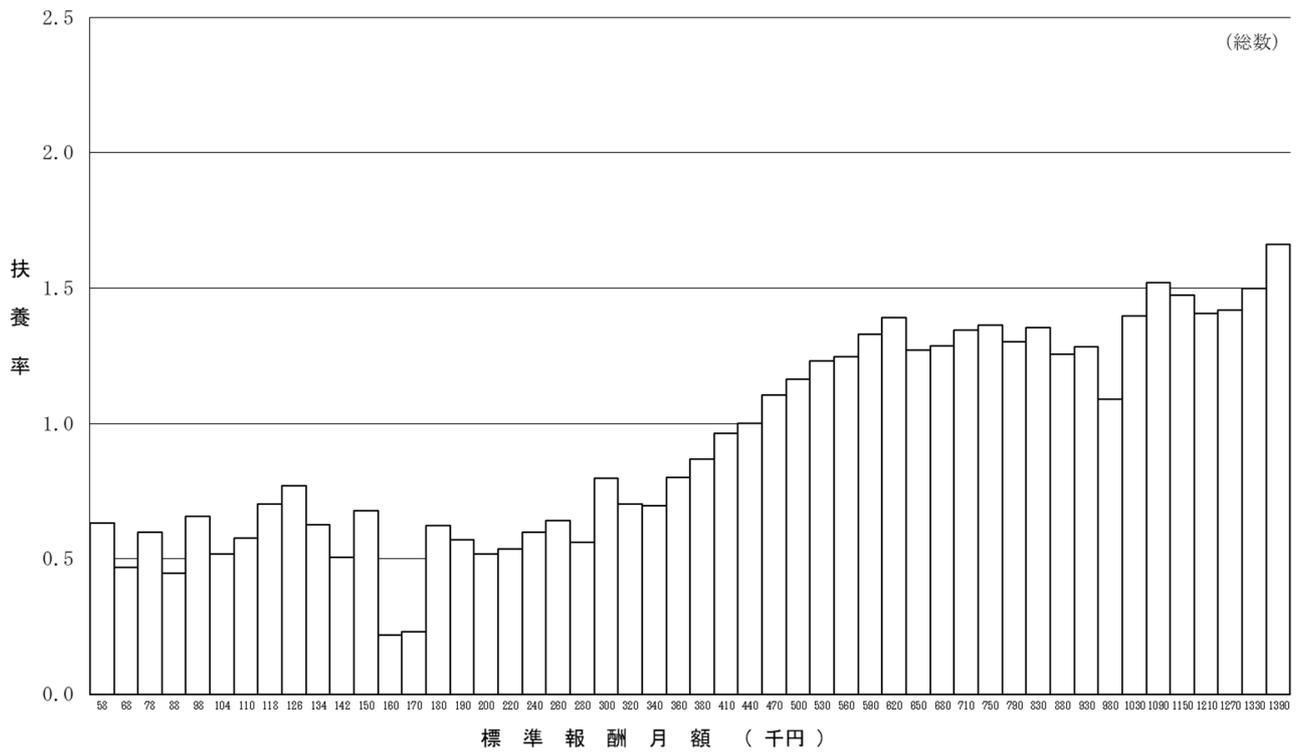
標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。

男性についてみると、標準報酬月額34万円程度から62万円程度の間で、標準報酬月額の上昇に伴い扶養率も上昇する傾向にある。また扶養率のピークは、標準報酬月額139万円の1.662である。

表7 標準報酬月額別扶養率（令和4年10月1日現在）

標準報酬月額	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	0.945	0.963	0.072	0.983	0.648	0.882
58,000円	0.630	0.630	-	0.538	0.500	0.735
68,000	0.467	0.467	-	0.375	1.000	0.462
78,000	0.595	0.603	-	0.519	0.500	0.692
88,000	0.445	0.469	-	0.458	1.000	0.327
98,000	0.655	0.690	0.059	0.676	1.000	0.568
104,000	0.516	0.538	-	0.357	-	0.612
110,000	0.573	0.586	-	0.444	0.500	0.694
118,000	0.702	0.688	1.333	0.737	1.000	0.613
126,000	0.771	0.794	-	0.556	-	0.800
134,000	0.623	0.638	-	0.480	-	0.663
142,000	0.504	0.522	-	0.500	-	0.486
150,000	0.678	0.703	-	0.598	1.000	0.694
160,000	0.218	0.219	0.111	0.536	0.545	0.162
170,000	0.229	0.231	-	0.700	0.286	0.131
180,000	0.619	0.649	0.100	0.433	0.640	0.798
190,000	0.569	0.616	0.111	0.325	0.417	0.751
200,000	0.516	0.533	0.128	0.527	0.722	0.479
220,000	0.533	0.567	0.052	0.433	0.319	0.615
240,000	0.595	0.640	0.025	0.495	0.279	0.764
260,000	0.639	0.679	0.033	0.556	0.402	0.844
280,000	0.559	0.584	0.024	0.501	0.359	0.838
300,000	0.799	0.822	0.149	0.754	0.598	0.995
320,000	0.704	0.724	0.045	0.679	0.407	0.877
340,000	0.698	0.714	0.051	0.691	0.444	0.803
360,000	0.802	0.813	0.070	0.779	0.768	0.926
380,000	0.868	0.878	-	0.864	0.469	1.000
410,000	0.965	0.972	0.205	0.988	0.696	0.900
440,000	1.001	1.007	0.069	1.042	0.802	0.975
470,000	1.107	1.114	-	1.130	0.655	1.055
500,000	1.165	1.172	0.136	1.156	1.090	1.231
530,000	1.232	1.240	0.059	1.282	0.679	1.044
560,000	1.247	1.250	0.167	1.299	0.732	1.068
590,000	1.329	1.335	0.273	1.376	1.100	1.145
620,000	1.391	1.398	0.200	1.427	1.176	1.237
650,000	1.273	1.280	-	1.307	0.692	1.192
680,000	1.288	1.292	-	1.298	0.375	1.317
710,000	1.344	1.353	-	1.332	1.000	1.423
750,000	1.364	1.370	-	1.367	1.240	1.371
790,000	1.301	1.305	-	1.296	2.235	1.223
830,000	1.356	1.359	-	1.398	2.500	1.291
880,000	1.257	1.267	-	1.467	1.333	1.006
930,000	1.285	1.286	1.000	1.274	2.667	1.265
980,000	1.090	1.094	-	1.149	0.400	1.062
1,030,000	1.397	1.404	-	1.587	0.667	1.277
1,090,000	1.522	1.542	-	1.798	-	1.268
1,150,000	1.473	1.473	-	1.625	-	1.300
1,210,000	1.408	1.408	-	1.578	-	1.269
1,270,000	1.418	1.418	-	1.628	-	1.278
1,330,000	1.500	1.500	-	1.692	1.000	1.375
1,390,000	1.662	1.665	-	1.901	1.000	1.494

図3 標準報酬月額別扶養率（令和4年10月1日現在）



## 6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額（令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたものを総報酬額とし、その総報酬額階級別に扶養率を示したものが表8である。

男性についてみると、総報酬額150万円程度から1,000万円程度の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。扶養率のピークは、2,000万円以上2,050万円未満の3.500である。

表8 総報酬額階級別扶養率（令和4年10月1日現在）

総報酬額階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	0.945	0.963	0.072	0.983	0.648	0.882
～ 999,000 円	0.604	0.604	-	0.514	0.545	0.687
1,000,000 ～ 1,499,000	0.593	0.613	0.156	0.588	0.667	0.560
1,500,000 ～ 1,999,000	0.465	0.476	0.027	0.547	0.714	0.410
2,000,000 ～ 2,499,000	0.496	0.511	0.108	0.498	0.686	0.467
2,500,000 ～ 2,999,000	0.597	0.624	0.082	0.486	0.329	0.699
3,000,000 ～ 3,499,000	0.609	0.644	0.042	0.531	0.325	0.808
3,500,000 ～ 3,999,000	0.713	0.743	0.048	0.680	0.427	0.849
4,000,000 ～ 4,499,000	0.678	0.700	0.070	0.650	0.446	0.842
4,500,000 ～ 4,999,000	0.784	0.797	0.043	0.778	0.341	0.898
5,000,000 ～ 5,499,000	0.874	0.884	0.105	0.876	0.628	0.933
5,500,000 ～ 5,999,000	0.981	0.990	0.079	0.975	0.670	1.080
6,000,000 ～ 6,499,000	1.032	1.042	0.085	1.021	0.654	1.140
6,500,000 ～ 6,999,000	1.153	1.159	0.059	1.153	1.138	1.160
7,000,000 ～ 7,499,000	1.181	1.189	0.120	1.187	0.788	1.208
7,500,000 ～ 7,999,000	1.374	1.384	0.053	1.394	1.280	1.236
8,000,000 ～ 8,499,000	1.369	1.372	0.200	1.388	0.882	1.346
8,500,000 ～ 8,999,000	1.409	1.415	-	1.419	0.861	1.431
9,000,000 ～ 9,499,000	1.307	1.314	-	1.311	1.607	1.277
9,500,000 ～ 9,999,000	1.356	1.359	0.333	1.398	0.923	1.228
10,000,000 ～ 10,499,000	1.485	1.482	3.000	1.481	2.125	1.111
10,500,000 ～ 10,999,000	1.320	1.327	-	1.398	1.588	1.076
11,000,000 ～ 11,499,000	1.307	1.308	1.000	1.302	1.667	1.275
11,500,000 ～ 11,999,000	1.376	1.380	-	1.489	1.444	1.137
12,000,000 ～ 12,499,000	1.369	1.374	-	1.419	2.000	1.279
12,500,000 ～ 12,999,000	1.651	1.651	-	1.631	-	2.000
13,000,000 ～ 13,499,000	1.452	1.470	-	1.650	-	1.239
13,500,000 ～ 13,999,000	1.360	1.360	-	1.463	-	1.269
14,000,000 ～ 14,499,000	1.333	1.371	-	1.500	2.000	0.778
14,500,000 ～ 14,999,000	1.460	1.460	-	1.650	-	1.272
15,000,000 ～ 15,499,000	1.583	1.583	-	1.848	-	1.283
15,500,000 ～ 15,999,000	1.592	1.592	-	1.837	1.000	1.354
16,000,000 ～ 16,499,000	2.316	2.316	-	2.438	-	1.667
16,500,000 ～ 16,999,000	1.678	1.681	-	1.941	1.000	1.488
17,000,000 ～ 17,499,000	2.250	2.250	-	2.556	-	1.857
17,500,000 ～ 17,999,000	1.429	1.429	-	1.429	-	-
18,000,000 ～ 18,499,000	2.133	2.133	-	2.133	-	-
18,500,000 ～ 18,999,000	1.000	1.000	-	0.750	-	1.250
19,000,000 ～ 19,499,000	1.889	1.889	-	1.889	-	-
19,500,000 ～ 19,999,000	2.000	2.000	-	1.500	-	3.000
20,000,000 ～ 20,499,000	3.500	3.500	-	3.500	-	-
20,500,000 ～ 20,999,000	1.250	1.250	-	1.333	-	1.000
21,000,000 ～ 21,499,000	-	-	-	-	-	-
21,500,000 ～ 21,999,000	1.250	1.250	-	1.000	-	1.333
22,000,000 ～	-	-	-	-	-	-

(注)総報酬額は、標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額（令和3年10月1日から令和4年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

## 7. 年齢階級別平均標準報酬月額

被保険者の年齢階級別にみた平均標準報酬月額を示したものが表9及び図4である。

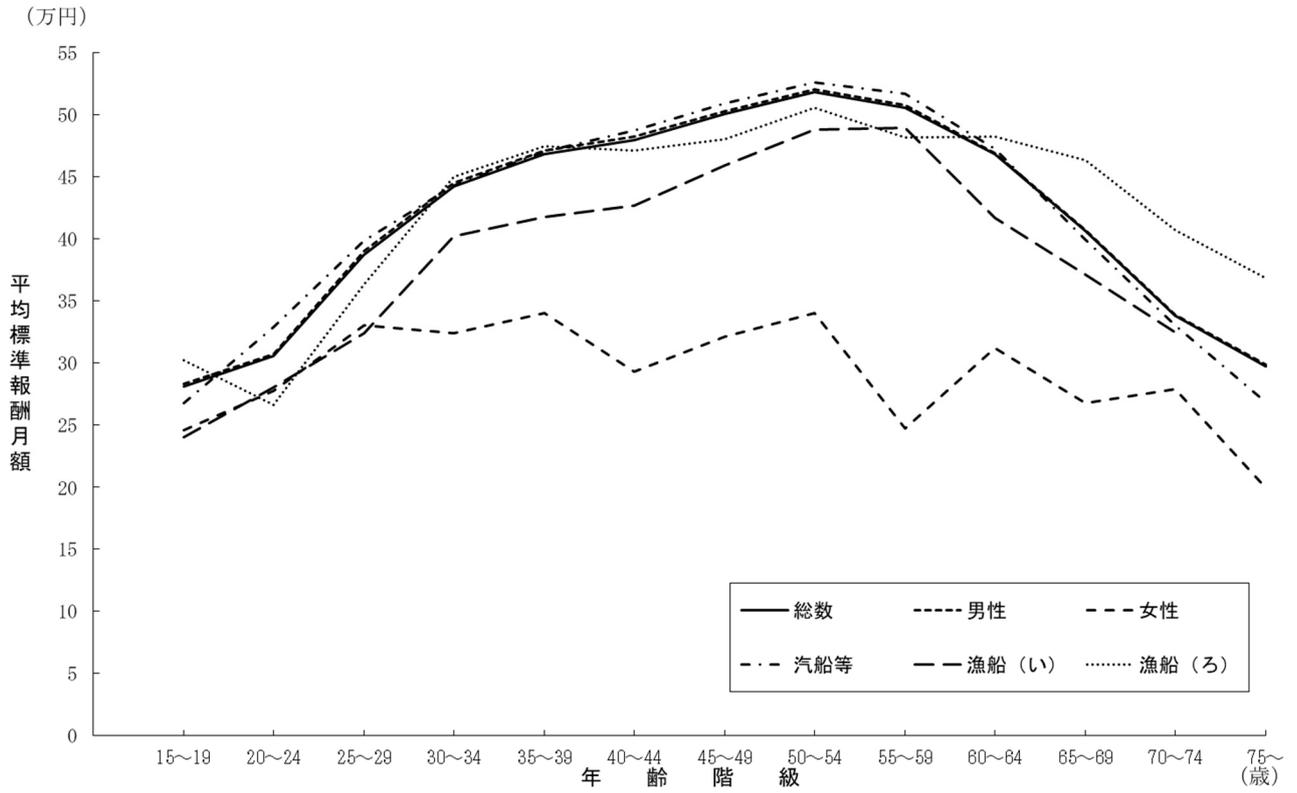
男性の平均標準報酬月額は山型をなしており、ピークは50～54歳の520,826円となっている。また、50～54歳まで年齢階級の上昇とともに増加し、その後は年齢階級の上昇とともに減少する傾向にある。一方、女性の平均標準報酬月額のピークは50～54歳で、340,123円である。また、男性と比べるとなだらかな変化となっている。

また、船舶種別にみると、概ね男性と同様に山型をなしており、ピークは汽船等が50～54歳で526,038円、漁船(い)が55～59歳で489,423円、漁船(ろ)が50～54歳の505,694円である。

表9 年齢階級別平均標準報酬月額（令和4年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総数	437,867	440,611	302,611	447,975	399,710	426,103
15～19歳	281,177	283,239	245,789	267,899	240,357	302,606
20～24	305,703	307,420	277,735	328,895	280,559	266,532
25～29	387,762	390,150	330,764	399,039	323,817	363,722
30～34	442,383	445,398	324,098	442,814	402,000	449,851
35～39	468,441	470,949	340,022	470,594	417,885	474,437
40～44	479,452	482,426	293,103	487,335	427,047	470,900
45～49	500,887	502,900	321,033	508,880	459,231	480,466
50～54	518,172	520,826	340,123	526,038	487,883	505,694
55～59	505,757	507,820	247,348	516,666	489,423	481,986
60～64	468,515	469,048	312,400	472,487	416,761	482,498
65～69	406,555	407,205	268,000	399,348	371,143	463,546
70～74	338,499	338,872	279,158	330,208	324,875	407,191
75歳以上	297,122	298,765	199,467	268,487	320,727	368,748

図4 年齢階級別平均標準報酬月額（令和4年10月1日現在）



## 8. 年齢階級別平均標準賞与額

まず、令和3年10月1日から令和4年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図5である。

年齢階級別にみると、男性の平均標準賞与額は、標準報酬月額と同様に山型をなしており、ピークは45～49歳の754,316円である。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると約4.42倍であり、平均標準報酬月額の場合よりも比率が大きい。女性の平均標準賞与額も概ね山型をなしており、ピークは25～29歳の512,237円である。

船舶種別にみても、男性及び女性と同様に概ね山型をなしており、ピークは汽船等が45～49歳の901,838円、漁船（い）が40～44歳の765,888円、漁船（ろ）が35～39歳の193,353円である。

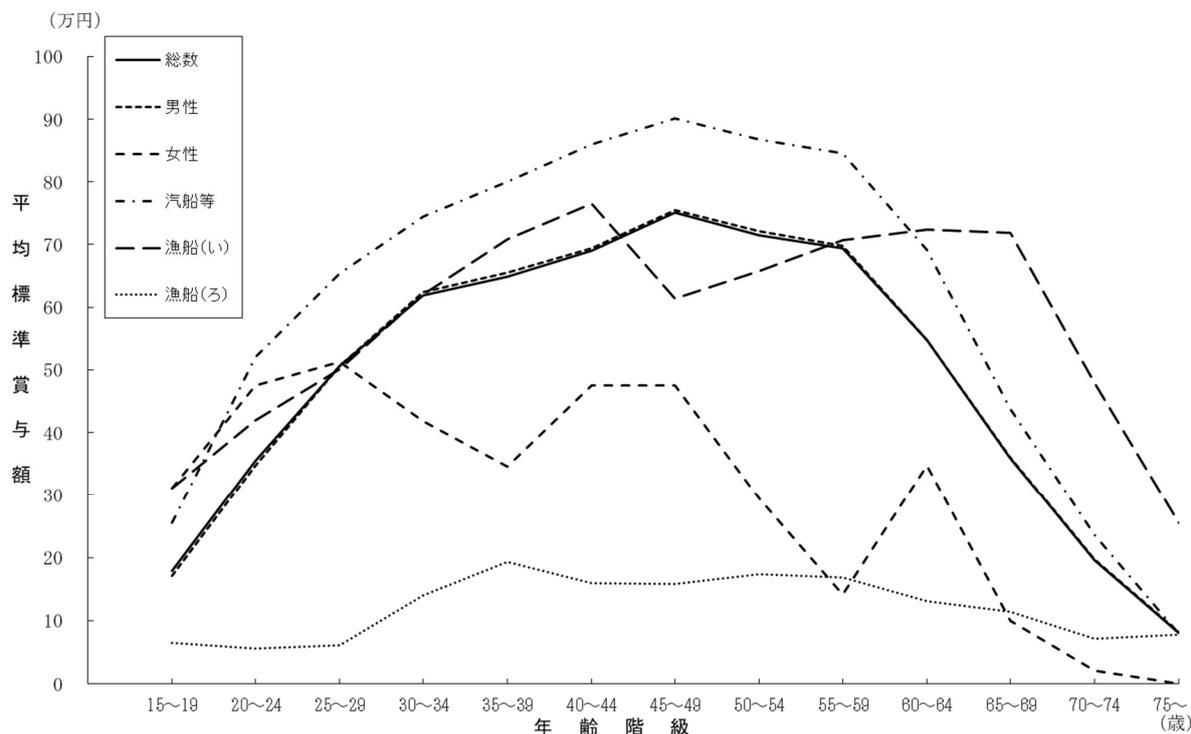
なお、漁船（ろ）については、大多数の被保険者が賞与の支給を受けていないことに注意を要する（表13参照）。

表10 年齢階級別平均標準賞与額（令和4年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総数	559,071	562,142	411,253	704,574	624,170	123,995
15～19歳	178,509	170,729	311,395	254,704	311,179	64,820
20～24	354,473	347,088	475,323	521,066	419,360	56,437
25～29	506,551	506,311	512,237	653,943	500,833	60,768
30～34	619,445	624,621	417,886	745,175	620,752	139,448
35～39	649,318	655,240	345,467	800,902	708,987	193,353
40～44	690,442	693,867	475,195	860,428	765,888	159,190
45～49	751,207	754,316	475,783	901,838	613,483	158,553
50～54	714,832	721,126	293,763	868,218	658,182	173,560
55～59	693,591	698,093	141,283	845,577	707,596	168,913
60～64	547,227	547,912	346,842	691,411	723,458	130,826
65～69	359,060	360,427	100,000	437,441	718,747	114,362
70～74	196,210	197,504	21,053	235,768	479,438	71,519
75歳以上	80,702	82,061	-	78,658	255,636	78,283

(注) 平均標準賞与額は、令和4年10月1日現在の被保険者について、令和3年10月1日から令和4年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

図5 年齢階級別平均標準賞与額（令和4年10月1日現在）



次に、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。

年齢階級総数における、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、約1.28ヶ月分である。この比率を年齢階級別にみると、山型をなしており、ピークは45～49歳の約1.50ヶ月分である。

男女別でみると、男性は45～49歳、女性は20～24歳がピークであり、ピーク時の平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、男性が約1.50ヶ月分、女性が約1.71ヶ月分である。

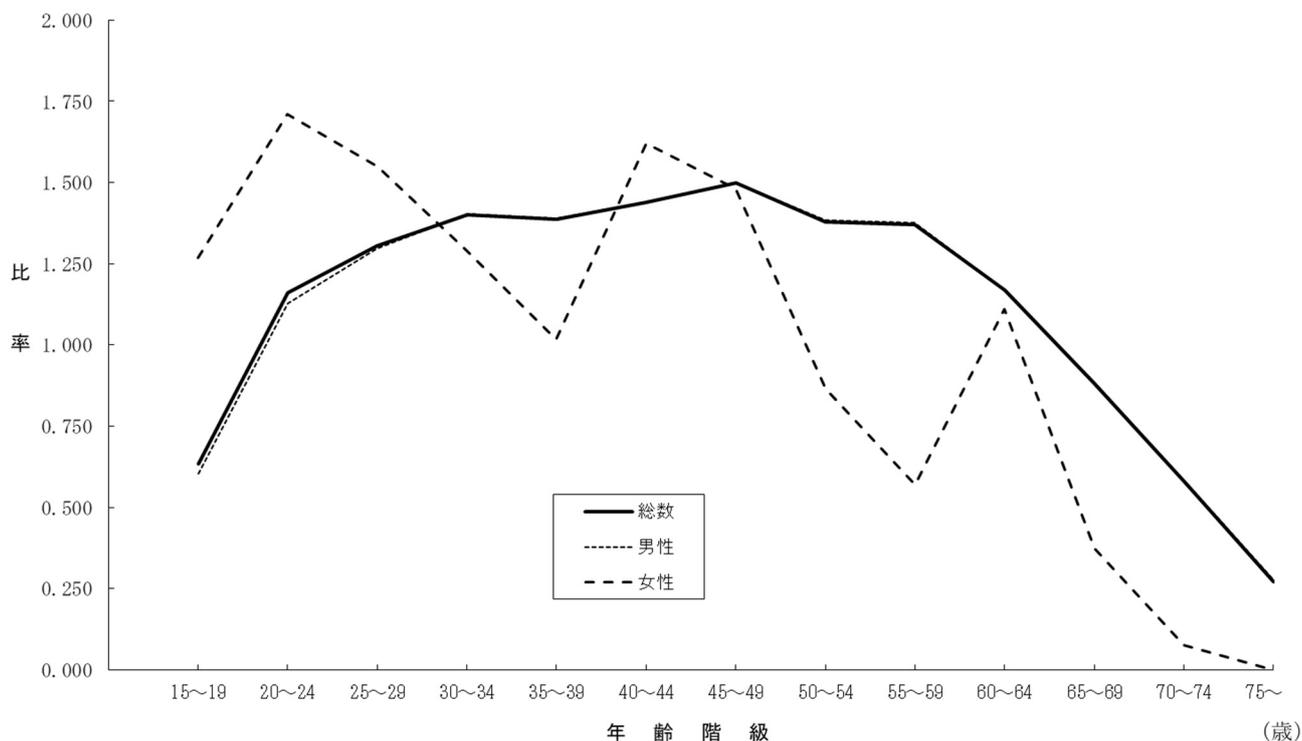
また図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、20代後半までは女性の方が高いが、それ以降は男性の方が概ね高い。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和4年10月1日現在）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率(②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	円 437,867	円 440,611	円 302,611	円 559,071	円 562,142	円 411,253	1.277	1.276	1.359
15～19歳	281,177	283,239	245,789	178,509	170,729	311,395	0.635	0.603	1.267
20～24	305,703	307,420	277,735	354,473	347,088	475,323	1.160	1.129	1.711
25～29	387,762	390,150	330,764	506,551	506,311	512,237	1.306	1.298	1.549
30～34	442,383	445,398	324,098	619,445	624,621	417,886	1.400	1.402	1.289
35～39	468,441	470,949	340,022	649,318	655,240	345,467	1.386	1.391	1.016
40～44	479,452	482,426	293,103	690,442	693,867	475,195	1.440	1.438	1.621
45～49	500,887	502,900	321,033	751,207	754,316	475,783	1.500	1.500	1.482
50～54	518,172	520,826	340,123	714,832	721,126	293,763	1.380	1.385	0.864
55～59	505,757	507,820	247,348	693,591	698,093	141,283	1.371	1.375	0.571
60～64	468,515	469,048	312,400	547,227	547,912	346,842	1.168	1.168	1.110
65～69	406,555	407,205	268,000	359,060	360,427	100,000	0.883	0.885	0.373
70～74	338,499	338,872	279,158	196,210	197,504	21,053	0.580	0.583	0.075
75歳以上	297,122	298,765	199,467	80,702	82,061	-	0.272	0.275	-

(注) 平均標準賞与額は、令和4年10月1日現在の被保険者について、令和3年10月1日から令和4年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

図6 平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和4年10月1日現在）



## 9. 年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額を年齢階級別に示したものが表12及び図7である。

年齢階級別にみると、男性の平均総報酬額は、標準報酬月額と同様に山型をなしており、ピークは50～54歳の6,960,160円である。女性の平均総報酬額は25～29歳でピークを迎えているが、男性と比べるとなだらかな変化である。

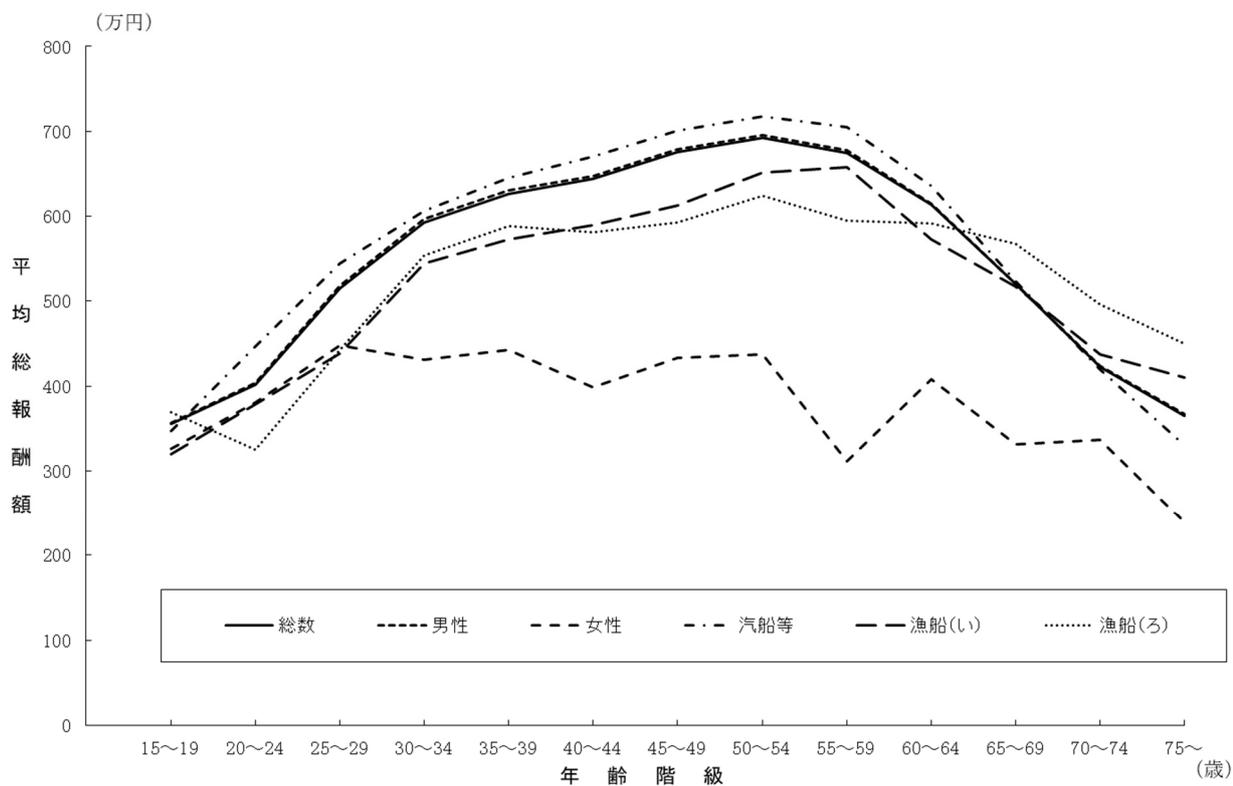
船舶種別でも山型をなしており、ピークは汽船等及び漁船（ろ）が50～54歳で、それぞれ7,180,670円、6,241,891円で、漁船（い）は55～59歳で6,580,673円である。

表12 年齢階級別平均総報酬額（令和4年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
	円	円	円	円	円	円
総数	5,796,876	5,832,524	4,039,739	6,080,271	5,420,693	5,237,233
15～19	3,551,855	3,568,814	3,260,868	3,469,488	3,195,464	3,696,088
20～24	4,021,455	4,034,813	3,803,953	4,467,810	3,786,068	3,254,824
25～29	5,155,431	5,183,769	4,479,073	5,442,416	4,386,640	4,425,427
30～34	5,923,536	5,964,736	4,307,057	6,058,939	5,444,752	5,537,655
35～39	6,264,990	6,300,990	4,422,011	6,448,028	5,723,603	5,886,594
40～44	6,437,057	6,476,164	3,986,333	6,708,452	5,890,453	5,809,989
45～49	6,755,619	6,782,787	4,328,183	7,008,401	6,124,252	5,924,147
50～54	6,922,141	6,960,160	4,371,617	7,180,670	6,512,781	6,241,891
55～59	6,748,695	6,777,759	3,109,457	7,045,571	6,580,673	5,952,739
60～64	6,140,742	6,147,782	4,078,300	6,361,261	5,724,585	5,920,805
65～69	5,198,016	5,206,845	3,316,000	5,229,612	5,172,462	5,676,910
70～74	4,229,150	4,234,547	3,370,947	4,198,263	4,377,938	4,957,816
75歳以上	3,646,082	3,667,143	2,393,600	3,300,499	4,104,364	4,503,260

(注) 総報酬額は、標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額（令和3年10月1日から令和4年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

図7 年齢階級別平均総報酬額（令和4年10月1日現在）



## 10. 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が0円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると、0.459と約半数の被保険者が賞与を受けていない。

男女別、年齢階級別にみると、男性については、30～34歳まで、年齢の上昇に伴っていったん減少した後、しばらくは概ね横ばいだが、60歳以降で上昇している。最も割合が低いのは45～49歳で0.381であり、逆に最も割合が高いのは、75歳以上で0.863である。女性については、最も割合が低いのは、15～19歳で0.105となっており、逆に最も割合が高いのは、75歳以上で1.000である。

船舶種別にみると、汽船等は約3割、漁船（い）は約4割の被保険者が賞与を受けておらず、漁船（ろ）は約9割の被保険者が賞与の支給を受けていない。また、年齢階級別にみると、最も割合が低いのは、汽船等が20～24歳で0.228、漁船（い）が65～69歳で0.308、漁船（ろ）が35～39歳の0.868であり、逆に最も割合が高いのは、汽船等及び漁船（い）は75歳以上でそれぞれ0.838、0.636、漁船（ろ）では20～24歳で0.946である。

表13 年齢階級別標準賞与額0円の被保険者の割合（令和4年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	0.459	0.460	0.381	0.312	0.378	0.901
15～19歳	0.533	0.558	0.105	0.259	0.250	0.923
20～24	0.485	0.501	0.231	0.228	0.385	0.946
25～29	0.423	0.429	0.269	0.256	0.387	0.934
30～34	0.385	0.386	0.325	0.255	0.393	0.878
35～39	0.412	0.410	0.500	0.259	0.378	0.868
40～44	0.400	0.400	0.390	0.246	0.341	0.880
45～49	0.383	0.381	0.550	0.257	0.455	0.884
50～54	0.414	0.411	0.613	0.285	0.387	0.880
55～59	0.419	0.417	0.674	0.289	0.378	0.872
60～64	0.481	0.480	0.737	0.341	0.317	0.884
65～69	0.586	0.585	0.909	0.479	0.308	0.902
70～74	0.735	0.733	0.947	0.662	0.479	0.945
75歳以上	0.865	0.863	1.000	0.838	0.636	0.945

(注1) 標準賞与額(令和3年10月1日から令和4年9月30日の1年間に支払われたもの)0円の被保険者を被保険者総数で除して算出している。

(注2) 疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

## 1 1. 年齢階級別、被保険者期間別構成等

まず、被保険者期間（資格取得後令和4年10月1日までの期間）が1年未満か、1年以上かについて、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間1年未満の割合は、年齢階級総数で20.4%となっている。学卒者の新規加入の影響により、15～19歳で1年未満の被保険者が多く、概ね40代までは年齢の上昇に伴い減少傾向にある。また、定年後の再就職による加入の影響により、65歳以上の各年齢区分の1年未満の被保険者の割合はやや高い。

また、適用区分別（船舶種別）にみると、被保険者期間1年未満の割合は汽船等が16.5%、漁船（い）が15.4%、漁船（ろ）が33.5%となっている。年齢階級別で見ると、どの適用区分も、総数と概ね同様の構成割合となっている。各年齢区分において、汽船等及び漁船（い）よりも漁船（ろ）の方が1年未満の被保険者割合が概ね高い。

表14 年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（令和4年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	20.4	79.6	100.0	16.5	83.5
15～19歳	100.0	74.1	25.9	100.0	75.5	24.5
20～24	100.0	37.6	62.4	100.0	33.1	66.9
25～29	100.0	24.9	75.1	100.0	18.2	81.8
30～34	100.0	18.0	82.0	100.0	14.5	85.5
35～39	100.0	18.1	81.9	100.0	14.7	85.3
40～44	100.0	15.7	84.3	100.0	12.2	87.8
45～49	100.0	14.1	85.9	100.0	11.0	89.0
50～54	100.0	15.8	84.2	100.0	12.7	87.3
55～59	100.0	15.4	84.6	100.0	12.8	87.2
60～64	100.0	16.5	83.5	100.0	13.9	86.1
65～69	100.0	19.5	80.5	100.0	16.2	83.8
70～74	100.0	20.3	79.7	100.0	18.7	81.3
75歳以上	100.0	23.4	76.6	100.0	19.3	80.7
年齢階級	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総数	100.0	15.4	84.6	100.0	33.5	66.5
15～19歳	100.0	64.3	35.7	100.0	73.2	26.8
20～24	100.0	31.7	68.3	100.0	46.2	53.8
25～29	100.0	20.4	79.6	100.0	46.1	53.9
30～34	100.0	11.7	88.3	100.0	31.9	68.1
35～39	100.0	12.8	87.2	100.0	28.4	71.6
40～44	100.0	11.8	88.2	100.0	26.4	73.6
45～49	100.0	9.8	90.2	100.0	26.8	73.2
50～54	100.0	7.3	92.7	100.0	26.9	73.1
55～59	100.0	10.3	89.7	100.0	25.4	74.6
60～64	100.0	12.7	87.3	100.0	25.2	74.8
65～69	100.0	16.5	83.5	100.0	33.3	66.7
70～74	100.0	10.4	89.6	100.0	30.6	69.4
75歳以上	100.0	9.1	90.9	100.0	34.3	65.7

次に、被保険者期間が1年未満の被保険者と、1年以上の被保険者の年齢階級別平均標準報酬月額について比較したものが表15である。平均標準報酬月額の、被保険者期間1年未満の被保険者に対する被保険者1年以上の被保険者の比率は、総数をみると、40～64歳では増加し、65歳以降は徐々に低下する傾向にある。

また、船舶種別にみると、年齢階級総数の比率は漁船（い）が1.274と最も大きい。年齢階級別の状況は、汽船等については75歳以上の1.003で最小、65～69歳の1.225で最大、漁船（い）については70～74歳の0.690で最小、75歳以上の1.860で最大、漁船（ろ）については75歳以上の0.624で最小、15～19歳の1.173で最大である。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（令和4年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	398,288	448,033	1.125	391,936	459,036	1.171
15～19歳	273,041	304,402	1.115	263,329	281,957	1.071
20～24	286,543	317,244	1.107	320,743	332,924	1.038
25～29	347,805	400,993	1.153	362,852	407,078	1.122
30～34	446,268	441,533	0.989	428,372	445,264	1.039
35～39	488,371	464,040	0.950	456,122	473,080	1.037
40～44	475,710	480,150	1.009	457,021	491,531	1.076
45～49	486,008	503,321	1.036	473,797	513,218	1.083
50～54	496,839	522,168	1.051	487,199	531,707	1.091
55～59	474,812	511,389	1.077	461,310	524,779	1.138
60～64	427,948	476,521	1.114	404,762	483,414	1.194
65～69	384,107	411,986	1.073	335,975	411,579	1.225
70～74	348,266	336,012	0.965	308,335	335,250	1.087
75歳以上	358,481	278,406	0.777	267,855	268,638	1.003
	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
年齢階級	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	324,477	413,446	1.274	416,930	430,715	1.033
15～19歳	235,556	249,000	1.057	289,240	339,184	1.173
20～24	260,392	289,909	1.113	244,541	285,450	1.167
25～29	287,105	333,243	1.161	334,174	388,970	1.164
30～34	408,235	401,172	0.983	483,297	434,169	0.898
35～39	395,000	421,250	1.066	552,844	443,371	0.802
40～44	304,900	443,333	1.454	525,495	451,284	0.859
45～49	465,714	458,527	0.985	513,610	468,338	0.912
50～54	453,000	490,630	1.083	527,775	497,587	0.943
55～59	353,750	504,929	1.427	509,230	472,689	0.928
60～64	347,222	426,855	1.229	475,873	484,729	1.019
65～69	272,667	390,579	1.432	463,173	463,732	1.001
70～74	450,000	310,326	0.690	443,023	391,357	0.883
75歳以上	180,000	334,800	1.860	489,701	305,737	0.624

被保険者期間が1年未満の被保険者と、1年以上の被保険者の年齢階級別平均標準賞与額について比較したものが表16である。平均標準賞与額の、被保険者期間1年未満の被保険者に対する被保険者1年以上の被保険者の比率は、総数をみると60～64歳の8.681が最大である。

また、船舶種別にみると、年齢階級総数の比率は漁船（ろ）が最も大きくなっている。

表16 年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（令和4年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	102,024	677,967	6.645	159,259	812,212	5.100
15～19歳	95,128	416,944	4.383	150,329	575,772	3.830
20～24	102,859	506,600	4.925	179,824	689,720	3.836
25～29	93,515	643,790	6.884	163,135	762,978	4.677
30～34	119,082	728,776	6.120	180,712	840,941	4.653
35～39	148,368	758,948	5.115	219,318	900,803	4.107
40～44	120,818	795,232	6.582	180,386	954,548	5.292
45～49	117,329	854,454	7.283	184,600	990,509	5.366
50～54	149,371	819,438	5.486	210,602	964,219	4.578
55～59	112,230	800,117	7.129	169,688	944,637	5.567
60～64	74,034	642,661	8.681	117,126	784,059	6.694
65～69	52,460	438,915	8.367	76,101	507,184	6.665
70～74	29,179	242,708	8.318	43,760	280,029	6.399
75歳以上	70,259	83,892	1.194	20,024	92,721	4.630
	(再掲) 漁船 (い)			(再掲) 漁船 (ろ)		
年齢階級	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	171,638	706,788	4.118	15,495	178,550	11.523
15～19歳	124,167	647,800	5.217	17,510	194,303	11.097
20～24	83,647	575,009	6.874	7,074	98,900	13.981
25～29	106,447	602,095	5.656	9,476	104,598	11.038
30～34	202,059	676,359	3.347	7,741	201,199	25.991
35～39	495,650	740,360	1.494	19,237	262,339	13.637
40～44	406,050	813,867	2.004	18,498	209,741	11.339
45～49	202,286	658,109	3.253	838	216,264	258.072
50～54	173,300	696,362	4.018	44,846	220,821	4.924
55～59	137,875	772,707	5.604	11,609	222,589	19.174
60～64	81,389	816,661	10.034	7,904	172,218	21.789
65～69	76,067	845,592	11.116	20,011	161,473	8.069
70～74	63,200	527,837	8.352	4,695	101,050	21.523
75歳以上	-	281,200	-	142,667	44,743	0.314

(注) 平均標準賞与額は、令和4年10月1日現在の被保険者について、令和3年10月1日から令和4年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

## 1 2. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

船舶所有者が使用する被保険者数（以下「規模」という。）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

被保険者の構成割合について、適用区分総数においては規模30～49人が最も多く17.5%であり、規模100人未満は約8割である。適用区分別にみると、被保険者の構成割合が最も高いのは、汽船等が規模50～99人の19.7%、漁船（い）が規模30～49人の29.3%、漁船（ろ）が規模10～19人の22.2%である。

規模別の扶養率について、適用区分総数においては規模の違いによるはっきりとした傾向はみられないが、漁船（い）は、規模10～19人をピークとする山型となっている。

平均標準報酬月額については、どの適用区分においても規模が大きくなるにつれて概ね増加傾向にある。同様に、平均標準賞与額も規模が大きくなるにつれて概ね増加傾向にあるが、適用区分総数及び汽船等については、規模300～499人で、漁船（い）では規模100～299人で大幅に下落している。

表17 船舶所有者が使用する被保険者数別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（令和4年10月1日現在）

使用する被保険者数	総数				(再掲) 汽船等			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総数	100.0	0.945	437,867	559,071	100.0	0.983	447,975	704,574
1～4人	6.8	0.917	332,082	263,187	5.7	0.968	388,753	390,350
5～9	12.1	0.953	404,627	335,982	11.5	0.974	416,032	468,103
10～19	16.1	0.952	425,882	396,439	15.0	1.008	410,463	556,756
20～29	12.6	0.943	419,548	577,961	12.4	1.008	438,015	709,979
30～49	17.5	0.945	436,870	533,182	18.2	0.977	433,210	678,406
50～99	17.1	0.969	460,338	805,856	19.7	0.974	453,197	914,711
100～299	13.2	0.966	524,946	822,181	15.1	1.005	519,494	938,939
300～499	1.7	0.778	647,246	471,342	2.4	0.778	647,246	471,342
500～999	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000人以上	-	-	-	-	-	-	-	-
疾病任継	3.0	0.810	327,993	...	...	...	...	...
使用する被保険者数	(再掲) 漁船（い）				(再掲) 漁船（ろ）			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総数	100.0	0.648	399,710	624,170	100.0	0.882	426,103	123,995
1～4人	4.5	0.648	267,465	290,324	11.0	0.851	248,357	67,293
5～9	5.6	0.727	381,068	309,602	16.2	0.917	381,710	60,848
10～19	10.7	0.911	353,763	389,817	22.2	0.841	460,441	78,560
20～29	5.7	0.730	440,449	823,843	15.4	0.796	374,817	254,167
30～49	29.3	0.594	392,807	707,588	16.3	0.913	457,863	20,816
50～99	20.2	0.836	407,516	1,068,450	11.0	0.975	508,847	178,989
100～299	24.0	0.399	441,693	342,378	8.0	0.944	583,295	338,356
300～499	-	-	-	-	-	-	-	-
500～999	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000人以上	-	-	-	-	-	-	-	-
疾病任継	...	...	...	...	...	...	...	...

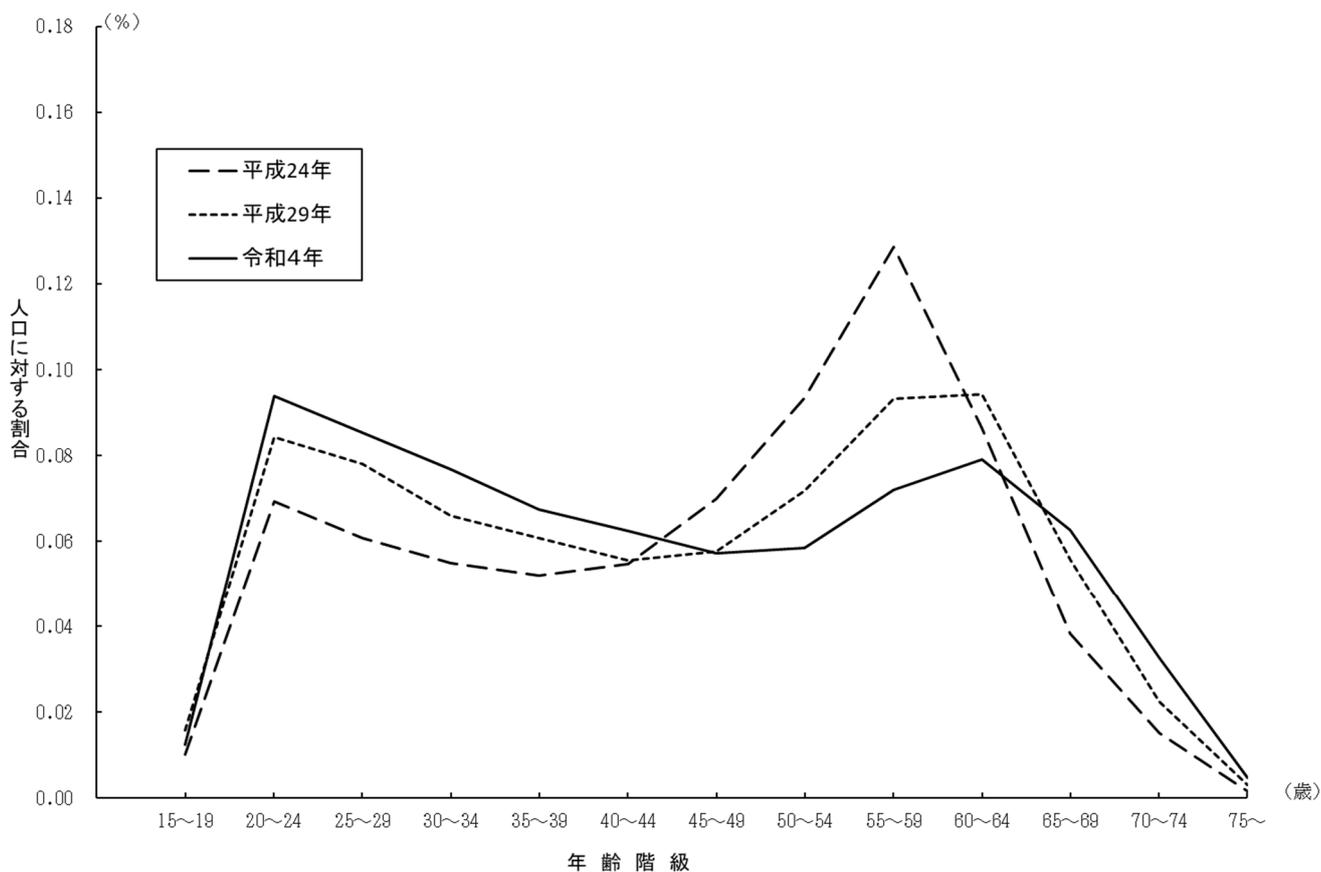
(注) 平均標準賞与額は、令和4年10月1日現在の被保険者について、令和3年10月1日から令和4年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

### 1 3. 被保険者数の推移について

まず、総人口に対する被保険者数の割合（以下「被保険者割合」という。）の推移を男女計について年齢階級別に示したものが図8である。

被保険者割合は、平成24年から平成29年にかけては、40代後半及び50代後半は減少し、その他の年齢階級では増加している。平成29年から令和4年にかけては、10代後半及び40代後半から60代前半までは減少しており、その他の年齢階級では増加している。

図8 年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移  
（各年10月1日現在）



次に、男女別の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図9-1、9-2である。

男性については、平成24年から平成29年にかけては、40代後半及び50代は減少し、その他の年齢階級では増加している。また、平成29年から令和4年にかけては、10代後半及び40代後半から60代前半までは減少し、その他の年齢階級では増加している。

女性については、平成24年から平成29年にかけては40代前半、50代後半及び60代で減少している。また、平成29年から令和4年にかけては、10代後半、40代後半及び70代前半で減少している。

図9-1 年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移  
(各年10月1日現在)

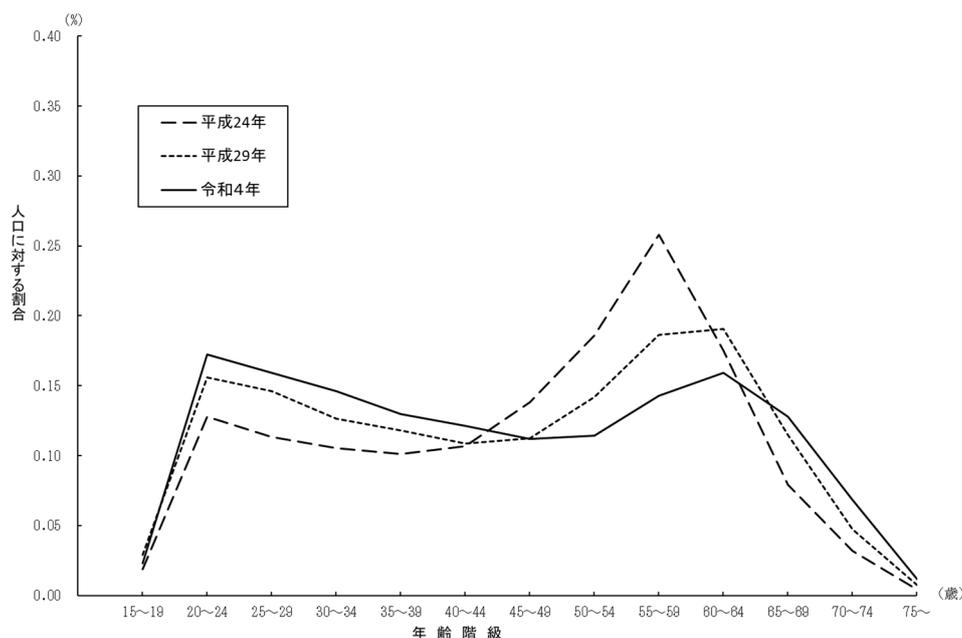


図9-2 年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移  
(各年10月1日現在)

